低周波音問題対応の手引書

平成 16 年 6 月

環境省環境管理局大気生活環境室

「低周波音問題対応の手引書」の公表にあたって

2004 年 6 月 22 日 環境省環境管理局大気生活環境室

〇手引策定の背景

近年、低レベルの低周波音に関する苦情が見受けられる。これらの苦情の多くは暗騒音が小さい静かな地域の家屋内において発生しており、すでに公表している「低周波音の測定方法に関するマニュアル」や「低周波音対策事例集」に記されている方法では対応できないケースも多くなっています。主な発生源は工場、作業場、店舗、近隣の家屋などに設置された設備機器等で、家屋内で観測される低周波音・騒音は20~200Hz程度の周波数域に主要周波数成分を持つものが多くみられます。

環境省は、このような苦情を的確に対応するため、(社)日本騒音制御工学会に委託し、同学会において平成14年8月学識経験者等からなる低周波音対策検討調査委員会が設置され、その対応について検討してきました。このたび、その結果が別途のように、固定発生源の低周波音問題対応のための「手引」、「評価指針」、「評価指針の解説」としてまとめられました。このなかで、従来の手法では対応の難しかった低レベルの低周波音に関する苦情に対処するための参照値が提案されました。

この検討に基づき、環境省はその主な内容を「低周波音問題対応の手引書」として公表するものです。

〇手引書の役割

本手引書は、地方公共団体における低周波音問題対応に役立ててもらうために作成した ものです。手引書では、苦情申し立ての受付から解決に至る道筋における、具体的な方法 や配慮事項、技術的な解説などを盛り込んでいます。

地方公共団体の低周波音担当者及び公害苦情担当者又は専門家においては、本手引書を 参考としながら、地域の実情などを踏まえて適宜工夫を加えて活用していくことが大切で す。

〇手引書の検証・改善

本手引書は、現時点での集積データをもとにしたものです。今後、全国の各地方公共団体で活用していただき意見や要望を踏まえ、その有効性や課題などを検証し、必要に応じてその内容等についてよりよいものにしていくことを目指します。

〇手引書の構成

本手引書は、低周波音問題対応のための「手引」、「評価指針」、「評価指針の解説」の3 部構成になっています。それぞれの主な内容は以下の通りです。

①低周波音問題対応のための「手引」

苦情申し立ての受付から、低周波音の聞き取り調査、測定、評価、対策検討までの流れに沿って、具体的な方法や配慮事項について記載しています。

②低周波音問題対応のための「評価指針」

低周波音による建具等のがたつき、室内での不快感などについて苦情申し立てがあった場合に、低周波音によるものかどうかを判断する目安となる値(参照値)などを示しています。

③低周波音問題対応のための「評価指針の解説」

評価指針の適用範囲、参照値の基本的な考え方、測定方法及び評価方法について解説 を加えたものです。

〇手引書の使い方

まず、低周波音問題対応のための「手引」において記述されている低周波音苦情に対応する際の全体の流れや基本的な考え方を理解することが大切です。

続いて、実際の苦情申し立てがあった際に、それぞれの段階ごとのチェックリストを参 考に丁寧に対応することが必要です。また、それぞれの技術力や内容に応じて専門家に助 けを求めることも視野に入れながら、対応を進めていくことも重要です。

実際に測定を行った場合は、低周波音問題対応のための「評価指針」に示された参照値を参考に判断します。その際、低周波音問題対応のための「評価指針の解説」もあわせて参考にします。

なお、本手引書に示されている参照値は、苦情の申し立てが発生した際に、低周波音によるものかを判断する目安として示したものであり、低周波音についての環境アセスメントの環境保全目標値、作業環境のガイドラインなどとして策定したものではありません。

「低周波	安音問題対応の手引書」の公表にあたって	
低周波	安音問題対応のための「手引」	
1.	低周波音苦情対応の進め方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	申し立て内容の把握 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	現場の確認	4
4.	測定	(
4.	.1 測定計画の立案	(
4.	.2 測定の実施	8
5.	評価方法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Ç
5.	.1 物的苦情の場合	Ç
•	.2 心身に係る苦情の場合	12
	対策の検討 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
7.	効果の確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
低周波	安音問題対応のための「評価指針」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
1.	適用範囲	21
2.	低周波音苦情への対応のための参照値 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
2.	.1 物的苦情に関する参照値	21
	.2 心身に係る苦情に関する参照値 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
3.	測定	21
3.	. 1 測定方法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	21
3.	. 2 測定場所	21
3.	.3 測定量	22
3.	. 4 測定周波数範囲	22
3.	. 5 測定結果の算出方法	22
4.	評価方法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	22
4.	.1 物的苦情に関する評価方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
4.	.2 心身に係る苦情に関する評価方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
5.	留意事項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	23
	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
低周波	発音問題対応のための「評価指針の解説」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
1.	適用範囲	25
2.	低周波音苦情への対応のための参照値 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
2.	.1 物的苦情に関する参照値	25
2.	.2 心身に係る苦情に関する参照値	26
3.	測定	26
3.	. 1 測定方法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	26
3.	. 2 測定場所 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	27

3.3 測定量 ······	· · 27
3.4 測定周波数範囲	· · 27
3.5 測定結果の算出方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · 27
4. 評価方法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · 28
4.1 物的苦情に関する評価方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
4.2 心身に係る苦情に関する評価方法	28
参考資料	
低周波音対策検討調査(中間取りまとめ) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
総括	
1. 低周波音の基礎	33
1.1 低周波音とは?	33
1.2 低周波音の発生源 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
1.3 低周波音の特性	35
2. 低周波音苦情の実態 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
2.1 低周波音に係る苦情件数の推移	37
2.2 低周波音の苦情内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
2.3 平成 12 年度全国実態調査結果の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
3. 低周波音の測定方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
3.1 苦情発生状況の把握 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
3.2 測定計画	40
3.3 現場測定方法	41
3.4 現場測定における注意事項	42
3.5 結果の導出方法	42
4. 低周波音の影響 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
4.1 低周波音の閾値、心理的反応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
4.2 低周波音による生理的影響 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
4.3 低周波音による物的影響 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
4.4 低周波音による影響のまとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
5. 諸外国のガイドライン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
5.1 国際的動向の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
5.2 各国の規制基準・推奨基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
6. 低周波音の対策方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
6.1 低周波音対策の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
6.2 防止技術	· · 72
7. 低周波音苦情の測定事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · 74
7.1 低周波音が原因と思われる事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· 74
7.2 100Hz以上の騒音が原因と思われる事例 ······	·· 75
7.3 低周波音ではなく振動が原因と思われる事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
7.4 低周波音・騒音以外が原因と思われる事例	77

8. 苦情対応への体制整備について ····································	78
8.1 低周波音苦情対応の体制整備の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
8.2 低周波音苦情対応の処理マニュアル (仮称) の内容	79
9. 低周波音評価の考え方と今後の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
9.1 従来提案されていた評価特性 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	81
9.2 低周波音評価の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
9.3 今後の課題	84
○巻末資料	
[巻末資料1]生活環境中における低周波音発生実態 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
[巻末資料 2]聾者の最小可聴値、超低周波音による直接的な生理的影響	
の限界値に関する提案、低周波音の感覚実験結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
[巻末資料3]低周波音の心理反応実験結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
[巻末資料4]低周波音の生理的影響に関する医学文献レビュー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
[巻末資料 5] 諸外国のガイドライン(抜粋) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99
[巻末資料6]低周波音が問題とされた公害紛争事件の処理事例 ・・・・・・・・・・・・・・・1	14

手 引

低周波音問題対応のための「手引」

1. 低周波音苦情対応の進め方

本手引は、固定発生源*から発生する低周波音について苦情が発生した場合に、 苦情内容の把握・測定を行い、低周波音問題対応のための「評価指針」(以下評価指針とする。)に基づき評価することにより、低周波音問題の解決に至る道筋を示すものである。

*固定発生源:ある時間連続的に低周波音を発生する固定された音源に適用する。交通機関等の移動音源 や発破・爆発等からの低周波音苦情には適用しない。

2. 申し立て内容の把握

低周波音が原因と思われる申し立てが発生した場合の最も重要な点は、苦情申立者(以下苦情者とする。)の申し立て内容を的確に把握することである。特に、電話で受け付けた際は内容を丁寧に聞き取ることが重要である。

○聞き取り調査のチェックリスト

受付対応

- 対応者:
- 対応日:
- · 対応方法:電話·面談
- ・苦情者:氏名、連絡先など
- 住所:
- 人数: 単数・複数

申し立て内容

- 発生所在地:
- ・場所:屋外・屋内(居間・寝室など)
- ・家屋の状況:一戸建て(2階建て、平屋など)、集合住宅(居住階数)
- ・被害状況:建具等のがたつき、圧迫感や振動感や違和感などの不快感音は聞こえるか(感じるか)、地盤振動はあるか
- ・ 建具等のがたつきがある場合:特定の建具ががたつく、家中の建具ががたつく
- ・音が聞こえる場合:どんな音か
- ・窓を開けると:楽になる、苦しくなる

音が聞こえる(感じる)、聞こえない(感じない)

・窓を閉めると:楽になる、苦しくなる

音が聞こえる(感じる)、聞こえない(感じない)

- ・家屋内の部屋毎の感じ方の差:音を感じる部屋・感じない部屋があるか
- ・部屋の中の強く感じる場所:壁際、中央、床、その他(定在波の存在の確認)
- ・時間帯:昼(午前、午後、夕刻)、夜、睡眠時、一日中、その他 風の強い日、雨の日等
- ・継続時間等:連続的である、短時間の現象である、常に変化している(何分間隔)
- ・時間的経過:いつ頃から(何年前、何ヶ月前から、何かの出来事の時から)
- ・本人の申し立てる発生源:
- ・特記事項:その他の申し立て

【注意】低周波音問題は個人差が大きく、苦情の申し立てが周辺で1軒、家族で一人のみという 場合もあり、苦情者が精神的に孤立している場合も多い。担当者はその点を充分配慮して対応す ることが極めて重要である。

窓の開閉に関する項目は、低周波音とその他の騒音成分の影響を調べるものである。一般的に窓を開けている場合は、屋外からの騒音成分により低周波音が隠れて聞こえなく(感じなく)なることがある。一方、窓を閉めた場合には、騒音成分のみが遮音され低周波音が際立って聞こえる(感じる)ことがある。

また、低周波音の波長と部屋の寸法との関係によっては定在波*が発生しやすく、同じ部屋の中でも場所によって感じ方が異なることがある。そのため、どの場所が最も強く感じるかを聞き取る必要がある。

*定在波:部屋の中で、壁と壁の間の距離と音の波長の半分が一致すると、音の干渉により室内で音の分布が一定となり、壁際の音圧が大きく部屋の中央の音圧が小さくなる現象が発生する。この状態の音波を定在波という。周波数が高く波長が短いと、壁際と部屋の中央の音圧が大きくなることもある。

3. 現場の確認

低周波音の苦情対応においては、電話による聞き取り調査だけでは限界があるので、調査員が現場に行き周囲の状況把握及び発生源の推定を行う。発生源を推定する方法として、発生源と思われる施設の現状調査、施設の稼働時間帯と申し立て内容の時間帯との対応、調査員による耳、又は感覚によるものがある。また、この段階で事前に簡易測定を行ってもよい。

発生源が推定・確認できる場合は、測定の計画も立てやすく、苦情者の申し立 て内容をより的確に理解しやすくなる。

○現場調査のためのチェックリスト

以下は電話での聞き取り時に聞いてもよい。ただし、その場合も現場での確認は必要。

- ・住居状況等:住居の間取りなど
- ・苦情者宅周辺の状況:

苦情者宅と、周辺の工場・事業場、店舗、民家などとの位置関係など

周辺の工場・事業場に設置されている施設と稼働状況など

周辺のその他の施設(苦情者宅周辺の民家・建物・店舗などに設置されている施設、苦情者 宅で使用している設備機器と稼働状況)など

周辺の道路、鉄道等の状況など

都市計画法の用途地域、騒音規制法の指定地域など

その他特記事項など

○発生源確認のためのチェックリスト

- ・発生源と推定される工場等に設置されている施設の名称:
- ・発生源と推定される施設と苦情内容の関係:

施設の稼働時間帯、稼働状況、季節の変動など

苦情申し立てのある時間帯、季節の変動など

- ・苦情者宅の部屋ごとの苦情の状況:
- ・近隣関係:苦情についての話し合いの状況、予告無しの設備機器の変更など
- ・周辺地域の過去の苦情発生状況と行政指導の有無:

○調査員の所感の記録

・がたつきの有無、不快な感覚の有無、音が聞こえるか(感じるか)、部屋ごとの状況、屋外の音の状況など、苦情者の申し立て内容と調査員の把握した内容の照合の記録

- ○発生源の推定・確認が出来た場合
- ・施設、設備機器等の種類と仕様、数と稼働状況:
- ・施設、設備機器等の全体的な配置図及び設置年月・能力台数変更の有無:
- ・施設、構造物、設備機器等の改築・改修の有無:
- ・過去の行政対応:
- ・環境管理の取り組みの状況:
- ・公害防止管理者等の有無:
- ・自主的な技術的対応が可能か(測定、対策など):
- ○発生源の推定・確認ができない場合
- ・申し立て内容の再確認:

【注意】工場など大型の施設が稼働している場合は低周波音が発生する可能性は当然高いが、あまり先入観を持ちすぎることも危険である。また、暗騒音が小さい静かな地域では小型の施設であっても苦情の対象となる可能性がある。

聞き取り調査及び現場の確認作業から、発生源の推定・確認ができた場合には、発生源者に対して自主的な対応を行政指導の範囲で求め、測定の必要性や誠意ある住民対応などについて協議を行うとともに、測定方法、評価方法、対策などの技術的な情報の提供を行う。

次章に示す測定を適切に実施するために、測定のための電源確保や測定場所の調査も併せて行っておくことが望ましい。

4. 測定

4.1 測定計画の立案

低周波音の測定に際しては、発生源と申し立て内容の対応関係を把握し、問題解決をするための的確な測定計画の立案が重要となってくる。具体的には、申し立て内容に対応した測定項目、測定場所、測定時間帯の選定や、測定体制などについて検討する必要がある。

○測定計画のためのチェックリスト

· 測定項目:

低周波音の1/3オクターブ周波数分析、G特性音圧レベル

騒音レベル、振動レベル

風向、風速

· 測定日:

1日、数日間

連続測定、一定時間間隔

• 測定時間帯:

朝、昼間、夕方、夜間、深夜・早朝

• 測定場所:

発生源近傍、敷地境界、苦情者宅屋外、屋内(窓の開閉) 苦情が発生した場所、音を感じる場所・感じない場所(対比の意味で)

· 測定体制:

測定者人数、配置、測定系列及び測定機器など

・測定実施計画書の作成:

測定目的、測定方法、評価の基準、結果の整理と提示方法など

- ・苦情者への説明方法:
- ・発生源者への指導方法:具体的対策の提示方法
- ・発生源者への協力依頼:

測定上の協力(場所、電源など)

施設の種類、能力、台数及び稼働状況の情報提供の依頼

・苦情者への協力依頼:

測定上の協力(場所、電源など)、音圧レベルと申し立て内容との対応関係の確認

・その他:類似事例の収集

【注意】発生源(施設等)が推定・確認されており、その施設の稼動・停止を行える場合は、苦情者に運転状況を知らせずに施設を稼動・停止させ、運転状況と苦情者の反応との対応関係を確

認する。その際、発生源側にも苦情者の関係者を立ち会わせ、施設等の稼働状況を調査員とともに確認することが望ましい。

また、発生源を停止することが不可能な場合や発生源が推定・確認されない場合は、苦情者が 被害感を申し立てる時間帯・場所を聞き取り、必要に応じて、連続測定を行うことも検討する。

苦情者からの申し出がある場合は、必要に応じて、発生源側には知らせずに苦情者側のみの測定を行うことも検討する。この場合は測定後に、発生源側の施設等の稼働状況を把握するよう努める。

- ○推定される発生源(施設等)の稼動・停止を行える場合
- ・推定される発生源側と苦情者宅における測定:

同時測定が望ましいが、計測機器が不足している場合には移動測定でもよい。

発生源が複数台あると思われる場合は、1つずつ稼働、組み合わせての稼働など複数条件で 測定を行う。

• 測定時間:

稼動・停止の切り替えは、測定の条件などによって異なるが、5分から10分程度の間隔を目安 とする。

・稼動・停止の条件による建具等のがたつき現象の変化を観察:

苦情者の感じ方、苦情状況の変化を聞き取る。(先入観を与えぬよう稼働条件を苦情者に示さず実施することが望ましい)

【注意】測定器が複数台ある場合、発生源側と苦情者側で同時測定を行うことは、対応関係をは っきりさせるためには有効な方法である。

- ○発生源(施設等)の稼動・停止を行えない場合又は発生源が不明の場合
- ・苦情者が被害感を申し立てる時間帯、場所などの詳細な聞き取り
- ・対象となる時間帯及び場所での測定:

複数回測定を行う。また、異なる時間帯・場所においても測定し、その比較を行う。苦情者の申し立てと音圧レベルの変動の対応関係を調査し、原因と思われる低周波音の周波数などを絞り込む。対象となる時間帯及びその前後の時間帯において、レベルレコーダ等へ低周波音を記録し、音圧レベル変動などの特徴から発生源を推定する。(可能であれば、データレコーダへ録音しておくことが望ましい)

・該当する周波数を発生させるような発生源の存在を再度調査:

4.2 測定の実施

「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年 10 月、環境庁環境管理局大気生活環境室: http://www.env.go.jp/air/teishuha/manual/index.html に掲載)を参考にして測定を実施する。測定にあたっては、必要に応じて騒音、振動、施設の稼動状況、苦情者の反応などを調査する。

測定実施のためのチェックリストを以下に示す。

○測定実施のためのチェックリスト

- ・測定システムの確認:機材の整備確認、消耗品の予備(電池など)
- ・人員の配置:
- ・ 測定場所の確認:暗騒音などの確認
- ・設定条件の確認:
- ・現場調査票などの確認:測定状況の記録
- ・低周波音発生状況などの確認:
- ・工場、施設等の稼働状況の確認:
- ・測定条件の確認:
- ・気象条件:風速など
- ・その他:測定状況を写真に撮影しておくと、その後の検討の際に役立つ

【注意】昼間などの道路交通量が多い時間帯に調査を行う場合は、暗騒音と対象となる低周波音が重なり、正しい値が測定できないことも考えられるため、その場合は交通量の少ない時間帯に 測定する。

また、風が強い日に調査を行う場合は、風雑音が対象となる低周波音よりも大きくなってしまうことも考えられるため、その場合は風の弱い時間帯に測定する。

いずれの場合も、申し立てのある時間帯でこれらの影響が小さくなる条件で測定する必要がある。

5. 評価方法

低周波音苦情の種類としては、建具等のがたつきと、室内における不快感に大 別される。評価においてはそれぞれに対応して実施する。そのための参照値 は、評価指針に示されている。

5.1 物的苦情の場合

(1)発生源の稼動状況と苦情内容の対応関係の把握

施設・設備機器等を稼働・停止させ、低周波音と建具等のがたつきとの対応関係を調べる。低周波音の発生源と思われる施設等を停止した場合に音圧レベルが下がり、がたつきが止まるかどうかの確認を行う。

施設等の稼働・停止と、建具等のがたつき現象の発生状況が対応していれば、 原因はその施設であると確認できる。また、稼働・停止が出来なくても、稼働時 間帯や低周波音の変動状況から、発生源との対応関係が明確になる場合が多い。

発生源の稼働状況と建具等のがたつきとの対応関係がない場合、又は対応関係が不明の場合は、異なる発生源が原因である可能性もあるので、慎重な検討が必要である。

(2) 物的苦情の場合の評価

測定結果をもとに評価指針の参照値に照らして、判断を行うことになる。

1/3 オクターブバンドで測定された音圧レベルと参照値(評価指針 表 1)を比較し、測定値がいずれかの周波数で参照値以上であれば、その周波数が苦情の原因である可能性が高い。

発生源が不明である場合は、参照値を超えている周波数を発生している施設の 存在を調査する。

ただし、測定値が参照値未満であっても、建具が軽くて鴨居との隙間が多い構造などの場合には、まれにがたつきが発生することもあるため、参照値を参考にして問題となる周波数を推定し、発生源を再度調査する。

○がたつき現象の判定例

(ア)参照値を超えている

右上図の場合、6.3Hz、8Hzで参照値を超 えており、6.3Hz、8Hzの超低周波音が原 因であると考えられる。

(右上図:参照値を超える場合の例)

(イ) 卓越周波数が複数ある場合

卓越周波数に複数個のピークがある場合は、参照値との大小関係により問題となる周波数を推定する。右中図の場合は 16Hzと50Hzの音圧レベルは5dB程度しか差はないが、周波数が参照値を超えている 16Hzが原因である可能性が高いと考えられる。

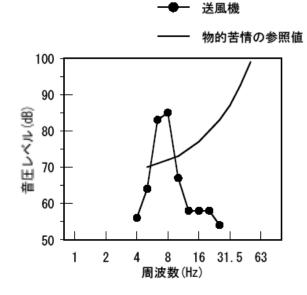
(右中図:ピークが二つある場合の例)

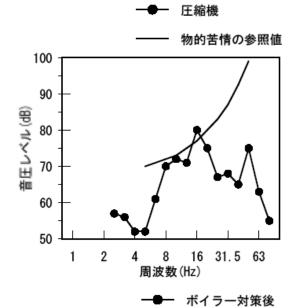
(ウ) 参照値を下回る場合

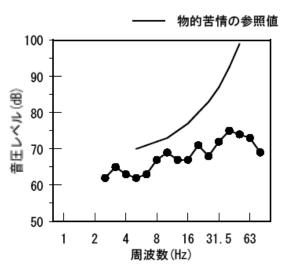
評価対象となるすべての周波数において 参照値未満の場合は、地盤振動など他の要 因も考えられる。

ただし、参照値未満 (5dB程度低い音圧 レベル) であっても物的影響が発生するこ とがまれにあるため、参照値との大小関係 によって再調査も検討する。

(右下図:参照値を超えない場合)







【注意】測定値がどの周波数においても参照値未満であるにもかかわらず、建具等のがたつきが発生している場合は、家屋内の1階・2階の板の間・敷居等の固い部分を利用し、振動レベル計を用いて地盤振動についても調査する。

家屋外の測定値ががたつきの参照値未満であっても、家屋内の測定値ががたつき参照値を超えている場合には、低周波音が原因ではなく、地盤振動の可能性も考えられる。

5.2 心身に係る苦情の場合

(1)発生源の稼動状況と苦情内容の対応関係の把握

測定結果から、発生源の稼動状況と苦情内容との対応関係を検討することが重要である。低周波音の発生源と思われる施設等を停止した場合に音圧レベルが下がり苦情がなくなるかどうかの確認を行う。施設等を停止しても苦情がなくならないのであれば、施設等に対策をして音圧レベルを下げても問題は解決しないので、対策は意味を持たない。

施設等を5分から10分程度の間隔で稼働・停止し、苦情者が施設等の稼働・停止を識別できたか、苦情の状況が変化したかを、苦情者が家の中で一番低周波音を感じる場所であると申し出る部屋において確認する。なお、低周波音の音圧レベルが小さい場合には、低周波音が聞き取り難い(感じにくい)こと・不快感は多少残ること・車の通過などの暗騒音によって識別が邪魔されることがあることから、稼働・停止の識別の時間として数秒程度のずれはあり得る。

施設等の稼働・停止が出来ない場合は、苦情者の申し立てる時間帯と施設等の 稼働時間帯との対応関係を調査する。具体的には昼夜の時間、季節による変化、 平日と休日などの対応を見る。

苦情内容と対応する発生源の確定については、苦情者宅の室内と発生源と推定 される施設等の近傍における低周波音を測定し、卓越周波数の対応関係などから 評価する。

○被害感の有無と施設の稼働・停止の対応関係 苦情内容と発生源の稼働条件の関係から、原因となる発生源を推定する。

22 02 00 04 08 | 10 | 12 14 16 18 20 22 24 26 28 30 | 32 40 \rightarrow 施設A 施設B 苦情者の反応

図a 施設の稼働・停止と苦情者の反応に対応関係がある場合

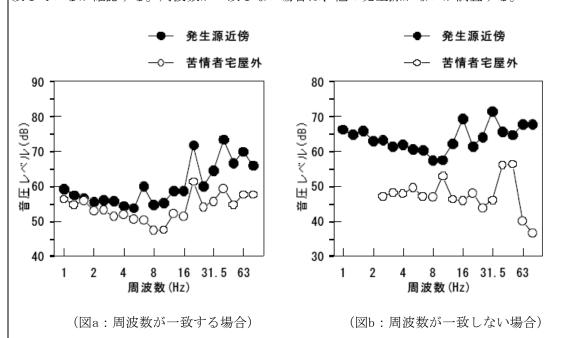
上図(a)では、対応関係があった条件をもとに原因となる発生源を推定する (例では施設Aと対応)。図(b)のように対応が不明瞭である場合は、調査方法の見直しを含め再検討を行う。

図 b 施設の稼働・停止と苦情者の反応に対応関係がない場合																					
時	時 23																				
分	00	02	04	06	08	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40
施設A				1											\leftarrow				\rightarrow		
施設B				\uparrow				\leftarrow				\rightarrow									
苦情者の反応								>				≪					>				€
		_						-	-			$\overline{}$	$\overline{}$	施設	稼働		€	····>	苦情	者反応	こあり

【注意】発生源の稼動状況と苦情内容との対応関係を調べる場合には、低周波音と同時に測定対象施設から発生している騒音・振動等の影響にも注意する必要がある。

○問題となる周波数の特定

発生源と苦情者宅において測定を行い、苦情者宅屋外で問題となる周波数が発生源近傍と一致しているか確認する。周波数が一致しない場合は、他の発生源がないか調査する。



上図(a)のように20Hzの測定値が、発生源から距離減衰をしながら苦情者宅まで到達している 場合は対応関係があるとする。(b)のように伝搬とともに周波数が移行することはないので、対 応関係がないと考えられる場合は調査対象の見直しを含め再検討を行う。

発生源側と苦情者宅屋外で問題となる周波数の音圧レベルがほとんど変らない場合には、暗騒音の影響や対象と思われている発生源以外の可能性も考えられる。また、問題となる周波数の音圧レベルが発生源側よりも苦情者宅屋内で大きい場合は、苦情者宅で使用している設備機器等の影響も含めて再検討を行う。

【注意】上記の方法で発生源の特定が出来ない場合、発生源の稼働状況と苦情内容が一致しない場合又は対応関係が不明な場合は下記の方法で再度検討する。また、必要に応じて専門家による調査の協力を検討する。

- ○再検討のためのチェックリスト
- ・申し立てのある時間帯・場所における測定か:
- ・測定している部屋は予想される発生源からの低周波音が強く影響している部屋か: 通常は、発生源に近い部屋の音圧レベルが大きいが、反射などの影響で異なる部屋の音圧 レベルが大きいこともある。
- ・窓、ドア等開口部の開閉の有無等による影響はないか:
- ・苦情者の利用している設備機器等(例えば、冷蔵庫、エアコン室外機、ボイラーなど)から 発生していないか:

これらの機器を稼働・停止してその変化を見る。この他、屋根部に設置されているテレビ 用アンテナの設置の不具合では、風によりアンテナが振動を起こし、その低周波数域の固 体音が原因となった場合もある。

・その他:苦情者自身の問題:耳鳴りなどがあるか

(2) 心身に係る苦情の場合の評価

測定結果をもとに評価指針に照らして、評価を行うことになる。

発生源の稼働状況と苦情内容に対応関係がある場合で、

・G特性音圧レベルが、評価指針で示される 92 d B以上の場合は、超低周波音*の周波数領域で問題がある可能性が高い。

*超低周波音:1~20Hz までの低周波音

・1/3 オクターブバンドで測定された音圧レベルと参照値(評価指針 表 2) を 比較し、測定値がいずれかの周波数で参照値以上であれば、その周波数が低周波 音苦情の原因である可能性が高い。

上記2項目の評価方法によって、どちらかでも参照値以上であれば、低周波音(超低周波音を含む)の問題があると考えられる。

測定値が参照値以上の場合は低周波音の問題がある可能性が強いが、発生源の 稼働状況と苦情との対応関係がない場合又は対応関係が不明の場合は、当初苦情 対象と推定したものと異なる発生源が原因である可能性もあるので、暗騒音の影響を含め慎重な検討が必要である。

G特性音圧レベルが92dB未満であり、1/3オクターブバンドで測定された音圧レベルがいずれの周波数においても参照値未満である場合は、100Hz以上の騒音や、地盤振動など他の要素についても調査する。ただし、参照値以下であってもまれに心身に係る苦情が発生する場合があるため、参照値との差を参考に問題となる周波数を推定し、原因となる発生源があるか検討する。

○心身に係る苦情の場合の判定例

(ア)卓越周波数が参照値を超えている 右図の場合、31.5Hz、50Hzが参照値を超 えており、この周波数が原因であると考 えられる。

(右上図:極端な卓越周波数がある場合)

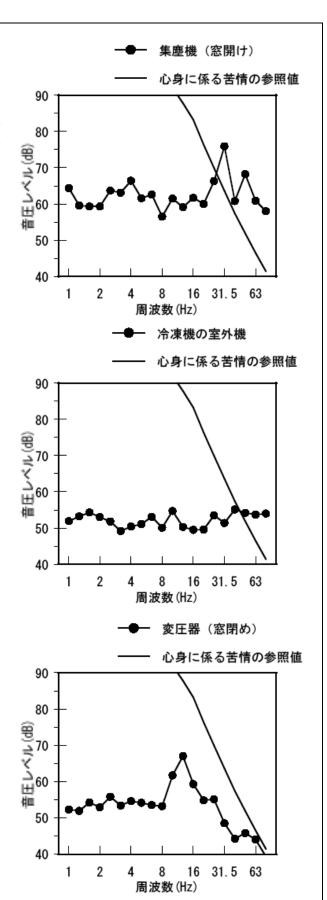
(イ)卓越周波数はないが参照値を超え ている場合

心身に係る苦情は、ある特定の周波数が際立って聞こえることによる場合が多いが、右図の場合は50Hz以上の範囲の周波数が原因か、又は100Hz以上の騒音による可能性が考えられる。

(右中図:可聴低周波音領域で超えている場合)

(ウ)卓越周波数があるが参照値を大き く下回る場合

右図では12.5Hzにおいて卓越周波数が測定されているが、参照値を大きく(10dB以上程度)下回っている。このような場合は、①申し立てのある対象音がきちんと測定されているか再検討するとともに、②100Hz以上の騒音領域、③地盤振動等、④その他(耳鳴りなど)について多角的に調査する必要がある。



(右下図:卓越周波数があるが参照値を大きく下回る場合)

(エ) 卓越周波数はなく暗騒音と変わらない

対象とする低周波音が暗騒音に隠れてしまい検出できない場合は、測定計画の見直しを行うとともに、(ウ)で挙げた①~④について再度検討する。

【注意】この参照値は、定常音による許容限度についての被験者実験の結果や、被験者の個人差を考慮して規定されたものである。しかし、この参照値未満であっても低周波音を知覚し苦情となる可能性はゼロではない。

(3) 測定値が参照値を下回る場合、発生源の稼動状況と被害感の対応関係がない場合の注意点

測定された低周波音の音圧レベルが、いずれの評価においても参照値以下の場合は、低周波音については問題ないと考えられる。

しかし、このような場合でも以下の点について再検討を行っておく。

- ①申し立てのある対象音が発生源の稼働状況と対応して測定されているか 測定時の被害感の有無と測定値との対応関係について確認する。測定時に被 害感の申し立てがなかった場合は、再度対象となる時間帯・場所を聞き取り、 再調査の検討をする。被害感の申し立てがあっても測定データに表れない場合 は、他の要因について検討する。
- ②対象音が 100Hz 以上の騒音領域ではないか

低周波音の苦情がある場合でも、原因となる対象音が 100Hz 以上の騒音領域 であることも考えられるため、騒音計を使用し、100Hz 以上に対象周波数範囲 を広げて周波数分析を実施する。また、専門家との協力を検討する。

③地盤振動が発生していないか

物的な苦情や振動感・めまいといった心身に係る苦情の中には、地盤振動によるものが含まれている場合がある。そのため、申し立てのある場所の地表面や床面における振動測定の必要性を検討する。その際、振動規制法で定められている鉛直方向のみの評価だけではなく、水平方向についても考慮する必要がある。

- ④苦情者自身の問題(耳鳴りなど)はないか
- ①~③について検討を行った結果、発生源の稼動状況と苦情内容との対応がない場合は、苦情者自身の問題(耳鳴りなど)の可能性も考えられる。
- 【注意】耳鳴りについては、本人にとってもその存在があるかどうかはわかりにくいため、本人の申し出を注意深く聞きながら、苦情の内容を医学的・総合的に判断することが必要である。そのため、最終的には専門家の判断が必要である。

なお、参照値は低周波音の聴感特性に関する実験の集積結果であるが、個人差があることも考慮し判断することが極めて重要である。低周波音に対する苦情者個人の感覚特性を把握することが本来望ましい。個人の感覚特性の測定については、専門家の協力を得て個別に対応する方法も考えられる。

また、以上の判断によっても問題が解決しない場合もある。このような場合でも、時間の経過とともに状況が変化することもある。苦情者の申し立て内容を聞きながら、時間的な変化を観察し、必要に応じて再度検討する。場合によっては、専門家に相談することも検討する。

6. 対策の検討

低周波音が参照値を超えており、発生源の稼働状況と苦情の対応関係がある場合は、対策を検討することとなる。対策による低周波音の低減量(音圧レベル)は、暗騒音との関係、地域の状況、技術的問題、苦情の状況等により一律ではない。なお参照値は対策の目標値ではなく、問題解決のためには、総合的に判断し対策を検討する必要がある。

効果的な対策方法を検討するにあたっては、発生源を確定させることと、発生源における低周波音発生メカニズムを明らかにすることが必要である。対策を行う場合は、詳細な測定を行い、技術的な可能性とコストとの関連を含め予測しなければならない。このため、かなりの経験が必要であり、専門家に依頼することが望まれる。

行政の担当者においては、

- ・発生源者と苦情者の話し合いが十分に出来るよう仲介すること
- ・発生源者への有効な対策のための資料等の提示
- ・施設の稼働時間帯の変更等を含めた発生源側への対策、状況によっては 受音側への対策等があり、広い観点から相談にのること
- ・必要に応じて専門家への協力依頼

等に留意する。

対策の実施にあたっては、苦情者に対策方法や実施期間等の説明を行い、苦情者の了解を得た上で行うことが重要である。

対策の具体例については「低周波音対策事例集(環境省:平成 14 年 3 月、http://www.env.go.jp/air/teishuha/jirei/index.html にも掲載)を参照されたい。

7. 効果の確認

対策終了後は効果の確認測定を実施する。

発生源者が自主的に対策を講じ、効果の確認測定を行う場合は、行政担当者も立会うことが望ましい。また、必要に応じて、行政側が確認測定を行う場合もあり、いずれの場合にも対策の計画段階に設定した測定方法、評価方法等を確認事項として明確にしておくことが望ましい。

対策の効果の確認を適正に評価して、苦情者及び発生源者に理解を得るように 説明を行うことも重要である。

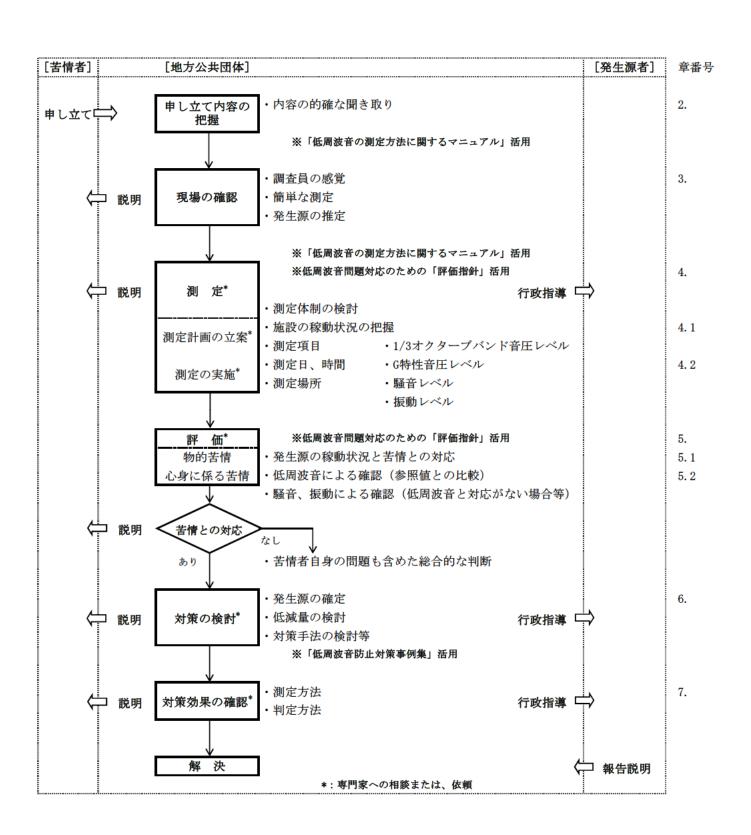


図 苦情申し立てから解決までの流れと、手引書に記載されている章番号

評 価 指 針

低周波音問題対応のための「評価指針」

1. 適用範囲

本評価指針は、低周波音問題対応のための「手引」に基づき活用し、その適用範囲は工場、 事業場、店舗、近隣の住居などに設置された施設等の固定発生源からの低周波音により、物的 苦情及び心身に係る苦情が発生している場合とする。

2. 低周波音苦情への対応のための参照値

低周波音苦情を的確に対処するための参照値を、物的苦情と心身に係る苦情に分けて示す。

2.1 物的苦情に関する参照値

低周波音による物的苦情に関する参照値は、表1とする。

	. 24	PEN,		1-0-0	ם נייניו	115 (- 12	. 99	We lies		_	
1/3 オクターフ゛ハ゛ント゛											
中心周波数 (Hz)	5	6. 3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50
1/3 オクターフ゛ハ゛ント゛											
音圧レベル (dB)	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99

表1 低周波音による物的苦情に関する参照値

2.2 心身に係る苦情に関する参照値

低周波音による心身に係る苦情に関する参照値は、表 2 及び G 特性音圧レベル L_6 =92(dB)とする。

			1-55		ם פיוע	117 170	1 0 9 1	W 1105		
1/3 オクターフ゛バンド										
中心周波数(Hz)	10	12. 5	16	20	25	31. 5	40	50	63	80
1/3 オクターフ゛ハ゛ント゛										
音圧レベル(dB)	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

表2 低周波音による心身に係る苦情に関する参照値

3. 測定

3.1 測定方法

測定方法は、原則として「低周波音の測定方法に関するマニュアル(平成 12 年 10 月、環境庁;環境省ホームページ、http://www.env.go.jp/air/teishuha/manual/)」及び低周波音問題対応のための「手引」によるものとする。

3.2 測定場所

(1) 物的苦情に関する測定場所

物的苦情に関しては問題となる住居などの建物の屋外で、建物から $1\sim 2m$ 程度離れた位置とする。

(2) 心身に係る苦情に関する測定場所

心身に係る苦情に関しては苦情者の住居などの問題となっている部屋の問題となっている位置とする。窓の開閉条件は原則として窓を閉めた条件とする。

3.3 測定量

測定量は G 特性音圧レベル $L_c(dB)$ 及び 1/3 オクターブバンド音圧レベル $L_{p,1/3oct}(dB)$ とする。

3.4 測定周波数範囲

測定周波数範囲は、原則として 1/3 オクターブバンド中心周波数 $1Hz \sim 80Hz$ とする。

3.5 測定結果の算出方法

3.5.1 1/3 オクターブバンド音圧レベル

(1) 変動幅の少ない低周波音

音圧レベルの変動幅が一定又は変動幅の少ない場合は、10 秒間から 1 分間程度のパワー平均 1/3 オクターブバンド音圧レベル $\overline{L}_{p,1/3 {\rm oct}}$ を求める。

なお、風などにより音圧レベルが変動する場合には、できるだけ風の影響が少なく、変動幅の少ない箇所の 1/3 オクターブバンド音圧レベルのパワー平均 $\overline{L}_{p,1/3}$ のよい

(2) 変動する低周波音

音圧レベルが(5dB を越えて)変動する場合は、指示値が大きくなるときに注目して、それらの最大 1/3 オクターブバンド音圧レベル $L_{p1/3 {
m oct, max}}$ を適当な回数(5 回から 10 回程度)測定し、それらのパワー平均 1/3 オクターブバンド音圧レベル $\overline{L}_{p1/3 {
m oct, max}}$ を求める。

3.5.2 G特性音圧レベル

(1) 変動幅の少ない低周波音

音圧レベルの変動幅が一定又は変動幅の少ない場合は、10 秒間から 1 分間程度の G 特性音 Eレベルのパワー平均 $\overline{L}_{p,G}$ を求める。

なお、風などにより G 特性音圧レベルが変動する場合には、できるだけ風の影響が少なく、変動幅の少ない箇所の G 特性音圧レベルのパワー平均 $\overline{L}_{p,G}$ を求める。

(2) 変動する低周波音

音圧レベルが(5dB を越えて)変動する場合は、指示値が大きくなるときに注目して、それらの最大 G 特性音圧レベル $L_{p,G,max}$ を適当な回数(5 回から 10 回程度)測定し、それらのパワー平均 G 特性音圧レベル $\overline{L}_{p,G,max}$ を求める。

4. 評価方法

4.1 物的苦情に関する評価方法

- (1) 低周波音の 1/3 オクターブバンド音圧レベルを表 1 と比較し、参照値以上であれば低周波音による苦情の可能性が考えられる。
- (2) 低周波音の 1/3 オクターブバンド音圧レベルが参照値未満の場合には、地盤振動などについても調査を行い総合的に検討する。

4.2 心身に係る苦情に関する評価方法

- (1) G特性で 92dB 以上であれば、20 Hz 以下の超低周波音による苦情の可能性が考えられる。
- (2) 低周波音の 1/3 オクターブバンド音圧レベルを表 2 と比較し、参照値以上であれば低周波音による苦情の可能性が考えられる。
- (3) 上記(1)、(2)のどちらにも当てはまらなければ、低周波音問題の可能性は低い。その場合には、100Hz以上の騒音や地盤振動などについても調査を行い総合的に検討する。

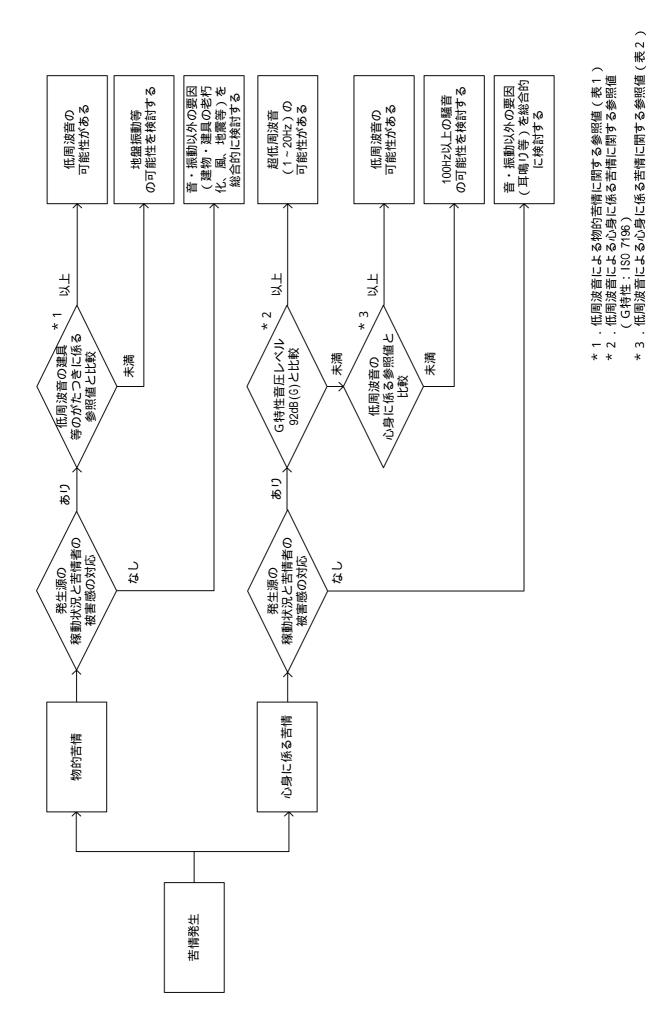
5. 留意事項

本評価指針の適用にあたっては、次の事項に留意すること。

- ・本参照値は、規制基準、要請限度とは異なる。
- ・本参照値は、都市計画法の用途地域、騒音規制法等の地域指定と関係なく、低周波音によると思われる苦情が寄せられた場合に適用する。
- ・本参照値は、固定された発生源からの低周波音によると思われる苦情に対応するためのものである。したがって、交通機関等の移動発生源とそれに伴い発生する現象及び発破・爆発等の衝撃性の発生源から発生する低周波音には適用しない。
- ・本参照値は、低周波音によると思われる苦情に対処するためのものであり、対策目標値、 環境アセスメントの環境保全目標値、作業環境のガイドラインなどとして策定したもの ではない。対策に当たっては技術的可能性等総合的な検討が必要である。

6. その他

本評価指針は、低周波音によると思われる苦情対応を適切かつ円滑に実施するために別途作成した技術的な、低周波音問題対応のための「評価指針の解説」も含めて構成する。



評価指針の解説

低周波音問題対応のための「評価指針の解説」

1. 適用範囲

近年地方公共団体に寄せられる低周波音苦情の発生源は、工場、事業場、店舗、近隣の住居などに設置された施設等で、音圧レベルの変動幅が比較的小さい固定発生源が多い。また、低周波音の実験室における実験はほぼ定常的な連続音を用いて行われ、データが蓄積されている。しかし、低周波音の発生が単発的又は短時間のみの場合には、研究データの蓄積が十分ではない。

本評価指針では、道路交通のような大幅かつ不規則に変動する発生源や、航空機、鉄道といった一過性・間欠性の発生源及び発破・爆発、高速列車のトンネル突入といった衝撃性の発生源からの低周波音は適用対象外とする。当面、この評価指針を適用する発生源は、時間的に移動しない固定された発生源で、ある時間連続的に低周波音を放射しているものに限定した。

2. 低周波音苦情への対応のための参照値

低周波音に対する反応は建具と人とでは異なることから、寄せられた苦情が低周波音によるものかの判断するための参照値を、物的苦情と心身に係る苦情に分けて検討した。

2.1 物的苦情に関する参照値

(1) 低周波音による建具のがたつき閾値

低周波音による建具のがたつき閾値とは、低周波音により建具等ががたつき始める最低音圧レベルである。定常的な低周波音を用いた建具のがたつき実験によると、建具ががたつき始める最低音圧レベルは、建具により30~40dBものばらつきがある(平成15年7月公表「低周波音対策検討調査(中間取りまとめ):図4.3.2」参照)。周波数毎に求められた建具ががたつき始める最低音圧レベルの「平均値-標準偏差」は、以前に求められていた「建具のがたつき閾値」(「低周波音の測定方法に関するマニュアル:参考資料図・d.5」)と概ね一致した。

低周波音による建具のがたつき閾値と人の感覚閾値では特性が異なり、人は周波数が低くなるほど大きな音圧レベルでないと感じないが、20Hz未満の周波数では、建具は人が感じるよりも小さい音圧レベルでがたつき始める傾向がある。

(2) 物的苦情に関する参照値の考え方

低周波音の物的苦情には建具の揺れやがたつきなどがある。建具は固有振動数を持っており、外部からの低周波音の周波数が固有振動数と一致すると低い音圧レベルでがたつきを発生しやすいことから、各周波数帯域の平均値ではなく、「平均値-標準偏差」の適用が苦情内容との対応がよいと考えられる。

また、低周波音の調査事例や平成 12 年度以降に実施された全国実態調査の結果からも、実験室における実験で求めた「建具のがたつき閾値」前後の音圧レベルから苦情が発生しており、この値が物的影響を評価するには概ね妥当なものであると考えられる。

以上に加えてこれまでのデータ蓄積も考慮して、低周波音による物的苦情に関する参照値には「建具のがたつき閾値」を適用することとした。

2.2 心身に係る苦情に関する参照値

(1) 感覚閾値及び心身に係る不快感についての評価実験結果

苦情者は感度がいいと言われることがある。このことを確認するために、平成 15 年度に苦情者と一般成人を被験者として最小感覚閾値の実験を行った。苦情者についての実験結果からは「苦情者は感度がいい」という結果は得られなかった。むしろ、データ収集の協力が得られた苦情者は高齢者が多かったためか、最小感覚閾値の平均値は一般成人と比較して高い値(感度の悪い状態)であった。

また、苦情者及び一般成人を被験者として、室内(居間、寝室など)において低周波音を暴露した場合の許容レベルについての実験も平成 15 年度に行った。被験者が静かで穏やかな生活を要求すると思われる環境を想定した実験である。実験結果によれば、一般成人は、最小感覚閾値よりも数 dB から十数 dB 高い状態で許容レベルと判定する人が多かった。一方苦情者では、その人の最小感覚閾値に近い状態で許容レベルと判定する人が多かった。結果として、苦情者における許容レベルの周波数特性は、全体として一般成人における寝室の許容レベルの 10 パーセンタイル値に近い傾向を示した。

(2) 心身に係る苦情に関する参照値の考え方

ほとんどの苦情が室内で起こることを考え、参照値は室内の測定値を適用することとした。また、低周波音に関する感覚については個人差が大きいことを考慮し、大部分の被験者が許容できる音圧レベルを参照値とした。

過去の苦情現場の測定値にこの参照値に当てはめたところ、発生源の稼働・停止と苦情の状況が対応しているケースでは、大部分のデータがいずれかの周波数で参照値を上回る音圧レベルであった。また、苦情の申し立てはあるが対応する発生源が存在せず低周波音以外の要因と考えられるケースでは、そのうちの大部分が全ての周波数で参照値を下回った。すなわち、この参照値は発生源の稼働状況と対応のある大部分の苦情に当てはまる妥当なものと考えられた。なお、ごく一部であるが、この音圧レベル以下でも苦情の発生の可能性は残されている。

また、これまでの調査結果によると、生活環境において非常に大きな超低周波音が発生することはまれであるが、超低周波音による心身への影響を考慮して、G 特性音圧レベルによる評価も加えた。G 特性音圧レベルの参照値は寝室の許容レベルを基に求めた。なお、低周波音の評価は1/3 オクターブバンド音圧レベルにより行うことを基本としており、G特性音圧レベルのみで判断することは適切ではない。

3. 測定

3.1 測定方法

「低周波音の測定方法に関するマニュアル(平成 12 年 10 月)」及び低周波音問題対応のための「手引」が定められており、低周波音の測定は、原則的にはこの方法を用いることとした。

3.2 測定場所

(1) 物的苦情に関する測定場所

低周波音による建具のがたつきに関する実験結果が建具へ入射する音圧レベルにより整理されていることから、測定場所は屋外とした。屋外の測定点は、一般環境中の低周波音を測定する場合には周囲の建物による反射等の影響を考慮して建物より 3.5m以上離れた場所に定めるのが望ましいが、物的苦情が発生している場合には、低周波音の測定場所は問題となる住居等の建物から $1\sim 2$ m 程度離れた位置とした。

(2) 心身に係る苦情に関する測定場所

苦情者が低周波音や不快感などを最も感じる部屋の最も感じる位置で測定を行い、苦情者が訴える低周波音の特徴を把握する。最も感じる位置としたのは、部屋の中で特定の周波数で定在波が発生し、場所によって音の大きいところや小さいところが生じる場合があることを考慮したためである。

また、苦情者が低周波音や不快感などを感じない部屋の感じない位置でも測定を行い、両者の 違いを比較することが有効な場合もある。

3.3 測定量

低周波音の測定量は、参照値の基礎となる実験結果が周波数別に示されていることから、1/3 オクターブバンド音圧レベルを測定する。なお、20Hz 以下の超低周波音については ISO-7196 に評価加重特性が規定されていることから、超低周波音による心身への不快感に関する評価にあたっては、G 特性音圧レベルとする。

3.4 測定周波数範囲

測定を行う周波数範囲は、原則として、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」で規定された 1/3 オクターブバンド中心周波数 $1Hz\sim80Hz$ とした。

3.5 測定結果の算出方法

本指針で適用対象とする低周波音は発生源近傍では音圧レベルの変動幅が小さいものであるが、 発生源では音圧レベルの変動は少なくても、伝搬の過程の種々の要因により変動幅が大きくなる ことも予想されることから、低周波音の音圧レベルが変動する場合についても結果の算出方法を 示した。

また、風により低周波音の音圧レベルが変動する場合については、風による影響の少ない個所、すなわち音圧レベルの変動の少ない個所を測定し、それらのパワー平均を算出する。

なお、音圧レベルの変動幅は低周波音レベル計のメーター又はレベルレコーダの指示値により判定する。その際、低周波音レベル計の聴感補正特性は周波数分析の場合は平坦特性に、G 特性音圧レベルを求める場合は G 特性(G 特性の付いていない低周波音レベル計では平坦特性も可)とする。

4. 評価方法

4.1 物的苦情に関する評価方法

建具等のがたつきが観察される場合は、特定の建具が揺れているか、家中又は部屋中の建具が 揺れているかで異なる。特定の建具が揺れている場合には低周波音による可能性が考えられる。

測定値の 1/3 オクターブバンド音圧レベルがいずれかの周波数で表 1 に示す参照値以上であれば、低周波音による可能性があると考えられる。

測定値の 1/3 オクターブバンド音圧レベルがいずれの周波数においても参照値未満で、発生源の稼働状況と建具等のがたつきとの対応関係がない場合には、地盤振動など低周波音以外の要因もあると考えられる。家中又は部屋中の全ての建具が揺れている場合には、地盤振動による可能性も考えられる。

なお、物的苦情の評価には G 特性音圧レベルを用いない。

4.2 心身に係る苦情に関する評価方法

低周波音による心身に係る苦情を評価する際、G 特性音圧レベルのみを測定し、100 d B 以下だから問題ないと判定したケースがかつてあった。G 特性音圧レベルは 20Hz 以下の超低周波音のみの影響評価に用いる評価量であり、80Hz までの可聴域の低周波音の評価はできない。低周波音による心身に係る苦情に関する評価にあたっては、G 特性音圧レベルと 1/3 オクターブバンド音圧レベルの両方を測定し、評価を行うことが重要である。

まず、G 特性音圧レベルを参照値と比較し参照値以上であれば超低周波音が知覚されて苦情になっている可能性が考えられる。しかし、生活環境中ではG特性音圧レベルが参照値以上である可能性は非常に低い。次に、測定値の 1/3 オクターブバンド音圧レベルを表 2 に示す参照値と比較し、いずれかの周波数で参照値以上であれば、低周波音が知覚され、苦情となっている可能性が考えられる。G 特性音圧レベルが参照値未満で、測定値の 1/3 オクターブバンド音圧レベルが全ての周波数で参照値よりも小さい場合は、低周波音が原因である可能性は低い。この場合、100Hz 以上の騒音や、地盤振動など低周波音以外の要因による可能性も考えられる。

低周波音の変化と苦情者の反応が対応しない場合には、当初測定対象とした周波数範囲以外の 100Hz 以上 200Hz 程度までの騒音や、地盤振動などによる場合と、低周波音以外の要因(苦情者自身の要因:耳鳴りなど)の可能性が考えられる。

(参考資料)

低周波音対策検討調査 (中間とりまとめ)

平成 15 年 3 月

最近の低周波音問題は、当初の超低周波音の公害問題から大きく変化して、 行政の隙間をつく社会問題としてマスコミにも取り上げられるようになっている。また、苦情として行政に持ち込まれても、低周波音に関する知見が一般に 広まっていないこと、基準が未だ決まっていないということから、最新の科学 的知見をとりまとめて欲しいという行政の先端からの声も聞かれる。

そのために、環境省はこの要請に対応するため、現在までいろいろな形で低 周波音問題を取り上げている社団法人日本騒音制御工学会に最新の科学的知見 と課題の整理についてとりまとめを委託した。工学会では研究部会における低 周波音分科会の委員を中心に、会員以外の医学・行政の専門家も交えた委員会 を設置してこの業務を進行させた。

本報告書はこの作業の中間報告で、早急に指標の策定と対応システムの整備をするために、低周波音に関する現在までの知見の蓄積をとりまとめるとともに、補足する作業や今後の行政としての対応を明確にするシステム作りに関する考え方をまとめて、委託された業務の報告書として示したものである。

低周波音に関する苦情は、当初は産業機械の周辺の問題が最も目を引いたのであるが、その後高速道路橋、ダムの放流、新幹線のトンネル突入などで発生する事象も問題となり、いわゆる産業公害からもっと一般の公共の施設、社会基盤にまで対象を広げてしまうことになった。

今まで政府は環境庁の時代(1976年)から低周波空気振動として調査研究に手をつけて、いろいろな角度からの検討をしてきていたが、一般環境で観測されるような低周波音の領域(周波数範囲と音圧レベル)では、人間に対する生理的な影響は明確には認めることができなかったという結論を得たのみで、影響はないと言い切るには至っていなかった。これは人間という感性の豊かな生き物の幅広い心理反応によるもので、同一量の物理的な暴露に対して個々の反応というのは人によって非常に幅広く、平均値や中央値だけで○か×かを決めてしまうことに無理があるということを示すものである。

現在まで、問題が起きている場所での調査や実験室実験から、低周波領域の 感覚の閾値、睡眠影響の観測される値、物的被害に相当する建具のがたつきに 関する検討指針値などが示された。さらに低周波音域における優先感覚の実験 も行われ、低周波音域を代表する感覚として、圧迫感や振動感が一つの評価感 覚として使えるのではないかという提案もなされた。また低周波音の存在がわ かるという判断と、気になる、嫌だという拒否反応の示される音圧レベルの差 は周波数が低くなると小さくなり、いわゆる騒音領域の感覚とは違った認識で 判断が行われるということも分かってきた。これが苦情対応に大きな課題とし て出てくる問題である。 次に数値の提示についてであるが、行政が一つの判断の資料として数値を提示すると、この数値を超えるか超えないかということのみが一人歩きしてしまって、人間の幅のある判断についての考慮は全くなされない状態で推移してしまうことがある。そのため、行政に苦情を持ち込まれた場合に、基準が定まっていないということが逃げ場になって、考慮の対象外というような対応をしてしまうこともあって、本来環境問題で出てくる苦情と、苦情対応とのギャップを埋めるのが極めて難しいというようなことも顕在化してきている。

以上のようなことから、報告書の考え方を次のようにまとめた。

- ① 現在の低周波音に関する知見については、なるべく客観性を重視して主観にとらわれることのないように項目別にまとめる。この場合、基本的には平均値や標準偏差のような統計量で示す。また、特殊ケースの対応方法についての考え方についても述べる。
- ② 将来国際的な整合性も期待されることから、諸外国の行政的な対応も参考にした考え方を示して、我が国での考え方を検討する。
- ③ 低周波音の問題は、原因が明確でないということからの不安とその助長にあると考えられる。従って原因究明が問題解決の基本である。単に計測方法のマニュアルに従って測定をしても、測定結果に関する評価が重要なので、専門家の知識と経験を活用する必要がある。
- ④ 低周波音問題はいろいろなケースがあるので、測定した数値の扱い方を説明しながら成功失敗も含めて対策の事例を多くして、行政の立場で具体的な問題解決の参考になるような事例集を作る。
- ⑤ 低周波音の苦情に関しては住民の声を良く聞き、行政の資料のみならず広く多くの資料をもとに検討を加えるようにする。
- ⑥ 行政として苦情の持込に対応できるようなシステムを設置できるように検討する。この組織は、行政や学会で専門的な技術と経験とを持つ技術者、医師、行政の担当者などで構成する。また、各組織が常に新しい知見を得られるように、情報を各組織に伝達する方策をまとめる。

1. 低周波音の基礎

1.1 低周波音とは?

(1) 低周波音の周波数範囲

人が聞き取れる音の周波数範囲は概ね $20\sim20$,000Hz とされている。 $ISO-7196^{1)}$ では、「周波数スペクトルが主に $1\sim20$ Hz の範囲にある音」を超低周波音 (Infrasound) としている。平成 12 年に環境省(当時環境庁)より公表された「低周波音の測定方法に関するマニュアル」 2)では、主な低周波音発生源の周波数特性や、我が国における低周波音苦情の現状等を考慮して、1/3 オクターブバンド中心周波数で $1\sim80$ Hz の範囲を低周波音、このうち特に $1\sim20$ Hz の範囲を超低周波音と定義している。

(2) 低周波音の音圧レベル

音圧レベルとは、音圧の実効値pの二乗を基準音圧 p_0 (=2×10 $^{-5}$ Pa)の二乗で除した値の常用対数を10 倍したものである。単位はデシベル、単位記号はdB。低周波音の場合は、 $1\sim80$ Hz 平坦特性の周波数レスポンスを用いた音圧レベルであり、一般に低周波音圧レベルという。超低周波音の場合は、 $1\sim20$ Hz 平坦特性の周波数レスポンスを用いた音圧レベルであり、一般に超低周波音圧レベルという。

低周波音測定の多くの場合、1/3 オクターブバンド音圧レベルが測定される。 そのときの測定量は、中心周波数ごとの 1/3 オクターブバンド音圧レベルとなる。

$$L_p = 10 \cdot \log_{10} \left(\frac{p^2}{p_0^2} \right)$$

 L_p : 音圧レベル (dB) p : 音圧の実効値 (Pa) p_q : 基準音圧 2×10^{-5} (Pa)

(3) G 特性

G特性は、 $1\sim20$ Hz の超低周波音の人体感覚を評価するための評価加重特性で、 ISO-7196 で規定された $^{1)}$ 。 可聴音における聴感補正特性である A 特性に相当するものである。この周波数特性は、10Hz を 0dB として $1\sim20$ Hz は 12dB/oct. の傾斜を持ち、評価範囲外である 1Hz 以下および 20Hz 以上はそれぞれ 24dB/oct. および-24dB/oct. の急激な傾斜を持つ(図 1.1、表 1.1 参照)。 $1\sim20$ Hz の傾斜は超低周波音領域における感覚閾値の実験結果に基づいている。

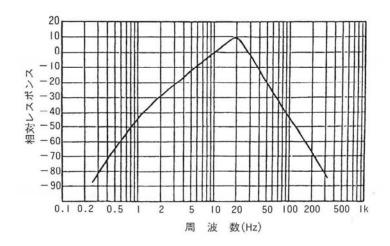


図1.1 G特性の周波数レスポンス

表 1.1 G 特性の相対レスポンス

1/3オクター	相対	1/3オクター	相対
ブバンド中心	レスポンス	ブバンド中心	レスポンス
周波数 (Hz)	(d B)	周波数 (Hz)	(dB)
1 1.25 1.6 2 2.5 3.15 4 5 6.3	-43. 0 -37. 5 -32. 6 -28. 3 -24. 1 -20. 0 -16. 0 -12. 0 - 8. 0 - 4. 0	10 12. 5 16 20 25 31. 5 40 50 63 80	0. 0 4. 0 7. 7 9. 0 3. 7 - 4. 0 -12. 0 -20. 0 -28. 0 -36. 0

1.2 低周波音の発生源 3)

低周波音の主な発生源の例を表 1.2 に示す。表では、音圧レベル波形の変動の違いにより3種類に分類した。

表 1.2 音圧レベル波形区分と発生源の例

変動が比較的小さ	送風機、ボイラー、振動ふるい、変電所、圧縮機、大型換気扇、クーリングタワー、
い例	ディーゼル機関、燃焼装置、アイドリング、ダムの放流、堰堤の越流、建設機械
変動が大きい例	道路高架橋
変動が衝撃的、間欠	機械プレス、破砕機、発破、高速列車トンネル突入、ヘリコプター、航空機
的な例	

1.3 低周波音の特性

(1) 低周波音の距離減衰

低周波音も物理的には音波であるので、騒音の場合と同様に減衰する。例えば点音源の場合には、距離が倍になれば6dB、10倍になれば20dB減衰する

(測定事例は例えば文献^{4,5,6)}、図1.2参照)。ただし地表面吸収、空気吸収による音の超過減衰は騒音に比べて極めて小さい。

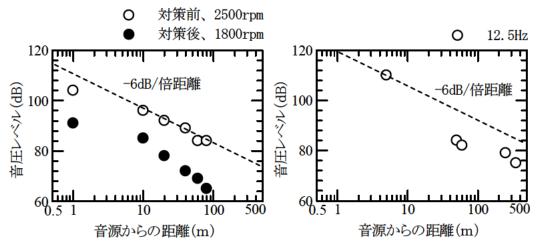


図 1.2 低周波音の距離減衰測定例(左:振動ふるい、右:ディーゼルエンジン吸気口)

特殊な例として、道路高架橋から発生する低周波音は周波数によって伝搬特性が異なるⁿ。高架橋長手方向の振動に起因して発生する数 Hz の超低周波音は床版の上側と下側で逆位相の音が発生するため、高架橋近傍における距離減衰は大きい。また、およそ 63Hz 以上の高い周波数では床版上側からの発生が主になり、地表の高架橋に近い場所では床版上側からの音が床版に遮蔽されて音圧レベルが低下する。

発破、爆発のような大音圧の低周波音では、遠方まで伝搬する際に気象の影響や地形の影響を受ける。気象の影響では、特に音源から 1km 以上離れると、風向きや風の強さによって音圧レベルが 20~30dB 近くも変化する。地形の影響では、例えば起伏のある地形の場合、音源からの距離が同じでも音源が見通せる場所と見通せない場所で低周波音の減衰量は異なる。

(2) 低周波音の家屋内外音圧レベル差⁸⁾

低周波音の家屋内外音圧レベル差の測定例を図1.3に示す。図より低周波音の家屋内外音圧レベル差は、およそ6.3Hz以下の周波数域ではほとんど 0dB に近い。8Hz 以上の周波数では周波数の増加に伴い内外音圧レベル差も増加する傾向にある。

- -- 木造家屋、木枠窓
- ── 木造家屋、アルミサッシ窓
- -Δ- 木造モルタル家屋、木枠窓
- ★ 木造モルタル家屋、アルミサッシ窓
- ─X 鉄筋コンクリート家屋、アルミサッシ窓

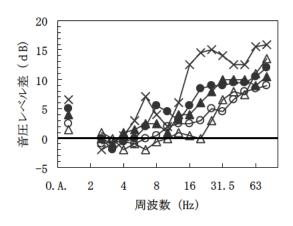


図1.3 低周波音の住宅における内外音圧 レベル差の測定例

[参考文献]

- 1) ISO 7196-1995 Frequency weighting characteristics for infrasound measurements.
- 2) 環境庁大気保全局: 低周波音の測定方法に関するマニュアル, 平成 12 年 10 月
- 3) 末岡伸一: 低周波音の測定方法に関するマニュアル解説 (2) 測定方法,音響技術、No. 115, (2001.9), pp. 25~29.
- 4) 山崎興樹、谷中隆明、富永利明;振動ふるいからの低周波空気振動による定在波の発生とその対策,騒音制御, Vol. 7, No. 2, (1983. 4), pp. 37~40.
- 5) 西脇仁一、小幡照夫、森卓支; 内燃機関の吸気口、排気口より発生する超低周波騒音および 同用消音器,日本騒音制御工学会技術発表会講演論文集,(1976),pp.113~115.
- 6) 田矢晃一、山本貢平、新田恭士、村松敏光;トンネル発破施工時に発生する低周波音、日本音響学会講演論文集、1999 年 9-10 月、pp. 685~686.
- 7) 清水進、山下充康;橋梁周辺で観測される低周波音について,日本音響学会講演論文集,昭和 56年10月.pp. 375~376.
- 8) 環境庁大気保全局: 低周波空気振動調査報告書-低周波空気振動の実態と影響-, 昭和 59 年 12 月

2. 低周波音苦情の実態

2.1 低周波音に係る苦情件数の推移

環境庁(現環境省)では、発足した2年後の昭和48年から地方公共団体に寄せられた低周波音の苦情を集計し始めた。その苦情件数の推移を図2.1に示す^{1),2)}。なお、この苦情件数は昭和48年、49年は年次、それ以降は年度でまとめてある。当初は、低周波音を「低周波空気振動」と称し、昭和52年度から施行された振動規制法に関して毎年発行される「振動規制法施行状況調査報告書」の中で振動苦情の一環として件数等が報告されていたが、平成7年度から「低周波音」として「騒音規制法施行状況調査報告書」に掲載されるようになった。

発生源別の苦情発生件数を見ると、昭和59年までは圧倒的に工場・事業場の 苦情が多く、昭和 48 年、49 年、55 年度は 60 件前後であった。その後は減少傾 向にあり、他の発生源の割合が多くなっている。工場における大型機械等から の低周波音対策は、メーカーを中心に各所で発生原因の解明や防止対策の研究 が進み、今日に至っていると考えられる。また、昭和53年度までは飛行音、エ ンジンテスト等による航空機に関する苦情も多かった。対策としては飛行コー スの分散化、飛行高度の高度化、エンジンテスト時におけるノイズサプレッサ の改善等が考えられ、近年はこれらの効果が現れていると思われる。平成5年 度における件数の増加については、鉄道がその内18件と通年の4倍の値になっ たためである。これは高速化された新幹線のトンネル進入時に発生する圧縮波 によるものであったが、研究の結果各所でトンネル抗口付近に緩衝工が設置さ れるなどの対策が行わたことにより、平成6年度の苦情件数は10件減少し全体 で33件となった。建設工事については、1~2件程度で変化は見られない。道路 交通についてもあまり変化はみられないが、平成 2 年度は 5 件と倍の値となっ ている。道路交通に係る苦情のほとんどは高架橋から発生するもので、その対 策として橋梁の剛性の増加やジョイント部の改良で効果が得られている。その 他に分類される発生源による苦情は平成8年度から増加の傾向にあり、平成11 年度は全体の半数の22件を占めている。発生源としては近隣の店舗、施設、民 家等に設置された機器などが考えられるが、最近の傾向となっている音源が不 明のものも多く含まれていることが推測される。

経年変化としては、昭和 48 年、49 年は、100 件前後の苦情が発生し、その後減少の傾向にあったが、昭和 55 年度に再び 85 件と上昇した。昭和 55 年度からは減少傾向で、一時的に 57 年度は 52 件、平成 5 年度は 43 件と増加したものの、59 年度から平成 2 年度までは 20 件台でほぼ横這い状態であった。最近は再び増加傾向にあり、平成 14 年度は 91 件となっている。

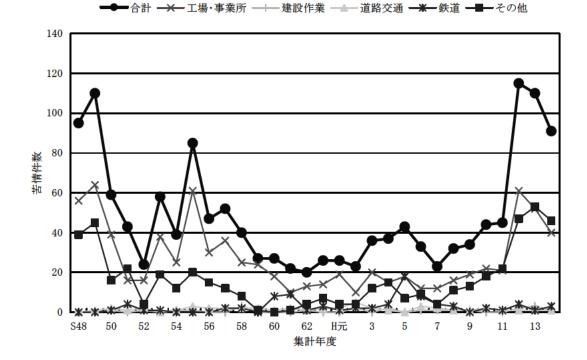


図 2.1 低周波音に係る苦情件数の推移

2.2 低周波音の苦情内容

低周波音の苦情は建具等が振動するなどの物的苦情と心理的、生理的な心身 に係る苦情に大きく分けられる。一般的な苦情の内容としては以下に示すとお りである。

(1) 物的苦情

音を感じないのに戸、障子、窓ガラス等の建具がガタガタ振動する、置物が 移動するといった苦情である。

物的苦情が発生する場合は 20Hz 以下に卓越周波数をもつ超低周波音による可能性が高い。なお、物的苦情は低周波音だけでなく地面振動によって発生する場合もある。

(2) 心理的苦情

低周波音を感じよく眠れない、気分がいらいらするといった苦情である。

(3) 生理的苦情

頭痛や耳鳴りがする、吐き気がする、胸や腹に圧迫感を感じるといった苦情である。

このうち、物的苦情は対策方法が解明され、近年減少している一方、心身に 関する苦情が多くを占めるようになっている。

2.3 平成12年度低周波音全国実態調査結果の概要 3)

調査は43の自治体で行われ、過去に苦情の申し立てがあった箇所や現に苦情申し立てのある箇所だけではなく、苦情の対象となる可能性がある施設を含む166件のデータを得た。同調査によると低周波音に係る苦情があったものは72件であった。苦情の割合は物的苦情(建具のがたつき等)が26.4%であるのに対し、心身に係る苦情(心理的・生理的苦情:頭痛・いらいら等)は47.2%で、物的苦情も併発しているものも含めると全体の70.8%を占めた。近年物的苦情の割合が減り、心身に係る苦情の割合が増加する傾向にある。発生源別では、店舗等から発生する低周波音による苦情が増加している。

調査では、発生源側と生活環境側で G 特性音圧レベルと 1/3 オクターブバンド音圧レベル($1\sim80$ Hz)を測定した。

生活環境側(屋外)で観測されたデータに着目すると、G 特性音圧レベルは、ほとんどの調査箇所で超低周波音の閾値とされる 100dB を下回った。観測された低周波音の 1/3 オクターブバンド周波数分析結果を「建具のがたつき閾値」と比較したところ、「建具のがたつき閾値」を 5dB 程度上回ると物的苦情が発生する傾向がみられた。また、「心身に係る苦情あり」と「苦情なし」の測定個所における音圧レベルにほとんど違いがみられなかった。併せて実施した書面調査結果によれば、これらの苦情発生箇所では「調査員が低周波音を感じない」という報告が多かった。苦情の有無で違いが見出せなかった要因として、下記のようなことが考えられる。

- ① 測定時、苦情が発生するような大きさの低周波音が発生していなかった。
- ② 低周波音ではなく、100Hz 以上の騒音苦情。
- ③ 閾値を少し上回る程度の低音圧レベルでの苦情。(家屋の遮音性能向上に伴う室内の暗騒音低下による)
- ④ 音以外の要因による苦情。

(低周波音そのものに対する誤解や、ストレス等による体調不良の可能性) このような苦情に対しては、苦情者の反応と音圧レベルとの対応関係の確認 や、さらなる詳細調査が必要である。

「参考文献]

- 1) 環境庁大気保全局: 低周波空気振動調査報告書—低周波空気振動の実態と影響—, 昭和 59 年 12 月
- 2) 環境省環境管理局大気生活環境室:平成13年度騒音規制法施行状況調查,平成14年12月
- 3) 環境省環境管理局大気生活環境室: 低周波音全国状況調査結果について, 平成14年6月

3. 低周波音の測定方法

従来、我が国では低周波音の測定方法は定まったものがなかった。環境省では平成12年10月に「低周波音の測定方法に関するマニュアル」を策定し、全国実態調査を開始した。低周波音測定方法の概要を以下に示す。詳細については「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境省ホームページ、http://www.env.go.jp/air/teishuha/manual/)を参照されたい。

3.1 苦情発生状況の把握

低周波音に係る苦情が発生した場合には、苦情者の訴えをよく聞くことが肝心である。聞き取りの結果から、苦情の原因が低周波音、騒音、振動のいずれによるものか、あるいは音、振動以外の原因によるかのおおまかな推定を行う。

3.2 測定計画

苦情の状況を十分に把握した上で測定計画を立てる。できることなら事前に 現場の下見を行い、建具の揺れやがたつきが発生しているか、低周波音が感じ られるか等、現場の状況を把握しておくことが望ましい。

3.2.1 測定量

低周波音と思われる苦情が発生した場合、以下の2つの測定量を測定する。

- 1~80Hzの1/3オクターブバンド音圧レベル
- ・G特性音圧レベル

このうちG特性音圧レベルは主として屋外や乗り物内における超低周波音による影響や作業環境における超低周波音による影響を調べるための測定量である。また、G特性音圧レベルで問題になるような音圧レベルの超低周波音が観測される場合には、建具の揺れやがたつきが発生している可能性が高い。

したがって、通常の低周波音苦情では 1/3 オクターブバンド音圧レベルを測定すればよい。 ただし、苦情原因が低周波音ではなく 100Hz 以上の騒音や地面振動であることもあるので、その場合には騒音の 1/3 オクターブバンド音圧レベル (500Hz 以下程度) や振動測定を行う。

3.2.2 低周波音の測定機器

低周波音レベル計(周波数分析機能付きもある)、周波数分析器、ピストンホン、レベルレコーダ等を用いる。また、不規則に変動する低周波音の測定や詳細な測定を行う場合はデータレコーダ等の録音器を使用する。このほか、必要に応じて騒音計や振動レベル計を用いる。

3.2.3 測定時期

(1) 苦情が発生している場合

苦情が発生している場合には、低周波音が発生する時間帯、時期等に測定を 行う。稼働条件や運転状況等の違いによって低周波音の周波数や音圧レベルが 逐次変化するような場合には、変化する毎に測定を行う。

(2) 苦情が発生していない場合

低周波音の問題を生じやすい時期、時間帯、あるいはその地域における低周波音の状況を代表するような時期、時間帯に行う。

3.2.4 測定地点

苦情発生時には最低でも音源側と受音側(生活環境側、苦情者側)で測定する。音源側と受音側のレベル変動や周波数特性の対応を調べるためには必要である。

(1)音源側の測定地点

例えば、音源から 1m点、工場・事業場の敷地境界等の音源側と考えられる場所を選定する。できるだけ、近くに遮蔽物や反射物のないところを選定する。

(2) 受音側の測定点

家屋の外で音源側に面した場所を選定する。苦情が発生している場合には、 必要に応じて屋内でも測定を行う。

家屋の近傍において測定を行うとき、マイクロホンは音源方向に面した所、 あるいは問題となる部屋の外側で、外壁面から数m程度離れた場所に設置する。

低周波音の苦情が発生している場合、屋内における測定は、原則として問題となる場所で行う。室内で低周波音の音圧レベルが場所によって大きく変化する場合には、音圧レベルが最も大きい場所または問題となる場所で測定を行う。 測定時、建物内部の建具等の開閉条件は、問題となる条件とする。

3.3 現場測定方法

(1) 測定器の設置

低周波音を測定する場合には、低周波音レベル計のマイクロホン高さを地上 1.2~1.5mの高さに設置する。マイクロホンには、ウインドスクリーンを被せる。 測定にあたってはレベルレコーダを接続し、風雑音の影響をチェックする。

(2) 1/3 オクターブバンド音圧レベルの測定

1/3 オクターブバンド音圧レベルの測定には、1/3 オクターブバンド分析器を用いる。周波数分析機能付きの低周波音レベル計を用いる場合は低周波音レベル計の分析器を用いる。その際、動特性は SLOW (時定数 1 秒) とする。

(3) G 特性音圧レベルの測定

低周波音レベル計の周波数補正特性を G 特性音圧としてメーターの目盛を読取るか、レベルレコーダに記録されたレベル波形を読取る。その際、動特性は SLOW (時定数 1 秒) とする。

(4) その他

工場等多数の発生源が稼働していて苦情の原因となる発生源の特定が必要な場合、可能であれば個々の機械を一つずつ順番に稼働・停止させて測定を行う。なお、問題となる発生源の特定や対策のための測定など、詳細な周波数分析を必要とする場合には狭帯域分析器(FFT 分析器等)を用いる場合がある。

3.4 現場測定における注意事項

(1) 風の影響

低周波音の測定では、風の影響を強く受ける。レベル変動の少ない低周波音や衝撃性・間欠的な低周波音では、風の吹いていない合間をぬって測定を行う。 風で対象とする低周波音の存在がはっきりしない場合や、大幅かつ不規則に変動する低周波音では、原則として、風が強いときは低周波音の測定は中止する。

(2) 暗騒音の影響

測定時、暗騒音には十分注意を払う。

(3) 現場状況の把握

調査員は周辺の状況を詳細に観察する。家屋内では定在波発生の有無も確認する。

(4) 発生源側と受音側の対応および苦情者の反応と物理量の対応 測定にあたっては、発生源側と受音側の対応(音圧レベル変化、周波数特性 等) や苦情者の反応と物理量の対応関係に十分注意を払う。

3.5 結果の導出方法

(1) 変動の少ない低周波音

音圧レベルの変動幅が 5dB 以内程度の場合には、30 秒~1 分程度のパワー平均値を測定する。

(2) 変動する低周波音

対象の低周波音による指示値が大きくなるときに注目し、そのときの最大値 を 10~20 回程度測定しパワー平均する。

(3) 単発的又は間欠的に発生する低周波音

発生時の最大値を測定する。間欠的に発生する場合は、発生ごとの最大値を 測定しパワー平均する。

4. 低周波音の影響

4.1 低周波音の閾値、心理的反応

4.1.1 低周波音の閾値

低周波音の閾値については、英国サルフォード大学のグループの研究が良く知られている。彼らは 1.5~100Hz の周波数範囲について各種の条件で最小可聴値(threshold of hearing)(最小感覚閾値、閾値、可聴閾値も同じ意味である)の測定を行い、NPL(英国物理学研究所)の結果とも合わせて検討した。その中で彼らは、ヘッドセットによる片耳または両耳の最小可聴値と、密閉された低周波音測定室の中で測定された全身暴露による最小可聴値を比較している.その結果、ヘッドセットによる片耳の最小可聴値から 3dB を引いた値を両耳の最小可聴値の推定値とすると両耳の測定結果と良く一致し、このヘッドセットによる両耳の最小可聴値は全身暴露による閾値とも一致した。これに 15.5Hz の 92dBで交わる 2 つの回帰直線を当てはめ (Yeowart & Evance の一般化閾値曲線)、10Hzで 100dB を通り、15.5Hz 以下で直線の勾配が-12.3dB/oct.に、15.5Hz 以上で直線の勾配が-22.2dB/oct.となることを報告している 1)。超低周波音の評価特性である G 特性 (ISO7196:1995) はこの一般化閾値曲線を根拠としたものであり、20Hz 以下で 12dB/oct. の特性をもち、平均的な人が知覚できるのは G 特性音圧レベルが 100dB であると記されている 2)。

しかし、その後、ISO による最小可聴値の見直しが行われ、ISO 389-7:1996 が示された 3)。この閾値曲線は上述の一般化閾値曲線よりレベルが低く、両者は一致しないが、被験者が 20 代前半で、暗騒音が十分に低く抑えられている場合には、20Hz~100Hz の低周波音の最小可聴値は ISO389-7:1996 で代表されるとするのが妥当と考えられる。なお、デンマークのオールボー大学では、20~25 歳で聴力正常な被験者を対象に、測定法を統一して、20~100Hz について標準的な無響室における測定と、密閉された低周波音測定室における測定を行って両方の測定値を比較しているが、殆ど変わらない結果が得られている 4)。

20Hz 以下の超低周波音については、国内でも多くの測定結果が報告されている。それらは一般化閾値曲線よりやや低い傾向にあるが、 $5\sim20~{\rm Hz}$ の周波数帯域での感度勾配はほぼ $-12~{\rm dB/oct}$. 前後となっている 5)。しかし、レベルについては、測定環境や測定方法の違いもあってばらつきが大きい。その中で、昭和59年に出された環境省(当時の環境庁)の調査報告書に紹介されている時田らの実験結果は、 $20{\rm Hz}$ 以上で ISO の閾値曲線と良く一致しており、測定結果の信頼性は高いと考えられるが、これによれば $10{\rm Hz}$ の閾値は $93{\rm dB}$ となっている 6)。最

近では諸外国の報告においても(5章参照)、ドイツの基準に見られるように、10Hz の閾値は 95dB 前後としているものが多い 7 。またオランダでは、苦情者の 平均年齢が 54 歳であったところから、50 歳代の閾値を測定し、その 10 パーセンタイル値(たとえば、苦情者が 100 人とすれば、感度の良いほうから数えて 10 番目の人の閾値)を基準値として採用しているが 8 、この曲線も**図 4.1** に示すように類似の特性を示している。

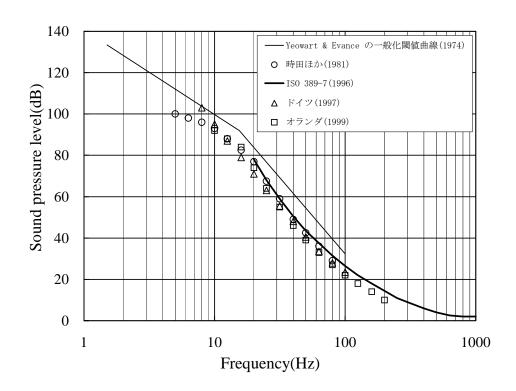


図 4.1 低周波音の閾値曲線

超低周波音の閾値を最小可聴値という言葉がふさわしいかどうかには疑問が生じるが、これまでのところ、20Hz 以下の超低周波音の場合にも最も敏感な感覚は聴覚であると考えられている。その理由としては、1Hz 以上で両耳からの音が融合して聞こえること⁹⁾、前述のヘッドセットによる片耳の閾値から 3dB を引いた値や両耳の閾値と全身暴露の閾値が一致すること、高度難聴者が超低周波音域で大幅な閾値上昇を示すこと ¹⁰⁾、頭や胸、腹などの体表面で振動感覚が生じる音圧レベルは最小可聴値より 10dB 程度上かそれ以上であるという実験結果 ¹¹⁾などが挙げられる。従って低周波音の場合も、1Hz 以上の超低周波音を含めて、最小可聴値を閾値とみなして差し支えないと思われる。しかしながら、感覚的

印象としては、特に 20Hz 以下の音は通常の連続的な音とは異なり、音波の位相 に応じて大きさが変動し、顔や頭部の圧迫感や振動感としても感じられるとい う特徴がある。このため、判断基準や提示時間によって測定値に違いが生ずる 可能性はあるが、その差は小さいと考えられている。

しかし苦情現場からは、平均的な閾値レベル以下で低周波音が知覚されるとの訴えがあることがしばしば報告されている。この中には、低い周波数ほど感知しにくいという閾値特性を考慮せずに、平坦特性で見た物理的なピーク成分を問題にしているケースも見られる。つまりより高い周波数部分の音が聞こえていることを、グラフ上ピークを示している低周波音の部分が聞こえていると誤解するケースである。他方、閾値曲線には個人間や個人内でバラツキがあり、平均値としての閾値曲線のみによらず、その統計的性質を踏まえた評価が必要なことも事実である。特に個人内における閾値の psychometric function(心理物理測定関数;閾値の確率分布関数)については、これまでに報告された例が無く、今後こうした基礎データを標準的な測定法によって整備していくことが要望される。また、複合音の閾値については、純音の閾値曲線によってほぼ評価できると判断される報告があるが 12)、13)、特殊な場合に閾値が低下する可能性も指摘されている 14)。このため、実音あるいはそれに近い模擬音を対象とした実験によって、閾値曲線の実音への適用可能性を検証しておくことも必要であろう。

[参考文献]

- 1) Yeowart, N.S. "Thresholds of hearing and loudness for very low frequencies", In Tempest, W. (Ed). "Infrasound and Low Frequency Noise", Academic Press, pp. 37-64 (1976)
- 2) ISO 7196. "Acoustics frequency-weighting characteristic for infrasound measurements" (1995).
- 3) ISO 389-7. "Accoustics Reference zero for the calibration of audiometric equipment -Part 7:Reference threshold of hearing under free-field and diffuse-field listning conditions" (1996).
- 4) Lydolf, M, M ϕ ller, H. "New measurements of the threshold of hearing and equal-loudness contours at low frequencies", Proc. 8th Int. Meeting on Low Freq. Noise & Vib. pp. 76-84(1997).
- 5) 時田保夫: 低周波音の評価について,日本音響学会誌,41(11),pp.805-812(1985).
- 6) 環境庁大気保全局: 低周波空気振動調査報告書—低周波空気振動の実態と影響—, p. 21 (1984).
- 7) Gottlob, D.P.A. "German standard for rating low-frequency noise immissions",

INTERNOISE 98 (1998).

- 8) van den Berg, G. P. & Passschier-Vermeer, W. "Assessment of low frequency noise complaints", INTERNOISE 99, pp. 1993-1996(1999).
- 9) von Bekesy, G.. "Experiments in Hearing", McGraw-Hill, pp. 257-261(1960).
- 10) Yamada, S., Ikuji, M., Fujitaka, S., Watanabe, T. and Kosaka, T.: "Body sensation of low frequency noise of ordinary persons and profoundly deaf persons", J. Low Freq. Noise & Vib., 2(3), pp. 32-36(1983).
- 11) Takahashi, Y., Kanada, K. and Yonekawa, Y.: "The relationship between vibratory sensation and body surface vibration induced by low-frequency noise", J. Low Freq. Noise, Vib. & Active Control, 21(2), pp. 87-100(2002).
- 12) 犬飼幸男,中村則雄,多屋秀人: 低周波音の等不快度曲線の推定と生活場面に応じた許容限 界音圧レベルについて,日本音響学会講演論文集,pp. 785-786 (2001.3).
- 13) Matsumoto, Y., Takahashi, Y., Maeda, S. Yamaguchi, H., Yamada, K." An Investigation of the perception thresholds of complex low frequency noises: influence of spectrum", Proc. of 10th International Meeting on Low Frequency Noise and Vibration, 1-10(2003).
- 14) Watanabe, T., Yamada, S." Study on perception of complex low frequency tones", J. Low. Freq. Noise, Vib. & Act. Cont., 21(3), pp123-130(2002).

4.1.2 低周波音の心理的反応

人の騒音に対する心理的反応が「音の大きさ」の増大にともなう「うるささ」や「やかましさ」であるのに対して、低周波音に対する心理的反応の特徴はそれと同時に「圧迫感・振動感」を伴うことである。特に 50Hz 以下では「やかましさ」よりも、音の「圧迫感・振動感」が優位に現れ、50Hz 以上でも音圧レベルが高い場合には、この感覚が優位になると報告されているい。 低周波音域では全域にわたってこれらが混在し、周波数によってこれらの感覚的要素の相対強度が変化する。この総合的な評価量としては、「不快度」が妥当であるとする報告がありか、低周波純音の定量的な不快度予測手法が提案され、同時に居間や寝室などの生活場面を仮定して測定された許容値(許容できる最大音圧レベル)との関連が報告されている。これによれば、この許容値は生活場面を限ればほぼ一定の不快度に対応し、「居間」や「寝室」ではかなり低い不快度で許容値に達することが報告されている。これは、「長時間の継続音」を仮定し、「あまり気にしないで我慢できる最大レベル」を測定したものであるが、その結果として得られた「居間」や「寝室」の許容値は、中村らいの「気になるレベル」に

非常に近い特性となっている。

一方、ISOにおいて可聴音域の純音のラウドネス(音の大きさ)を対象に、等ラウドネス曲線の見直しが行われており、最近になって ISO/FDIS 226 が提案された⁴⁾。この等ラウドネス曲線は、縦軸に音圧レベルをデシベル値で取り、横軸に周波数を対数値で取って、周波数が異なっても同じラウドネスとなる音圧レベルをつないだ曲線群であるが、その一部を抜粋し、上記の等不快度レベルや許容値を重ねて図 4.2 に示した。不快度や許容値の特性は等ラウドネス曲線にかなり似ているが、曲線の傾きや曲率にやや違いがあり、たとえば「居間」、「寝室」、「オフィス」の許容値は 20 phon(周波数が 1000Hz で音圧レベルが 20dB の音と同じ大きさに聞こえると判断された音の大きさのレベル)の等ラウドネス曲線のレベルに近く、許容値の曲線の形状は 40 phon(周波数が 1000Hz で音圧レベルが 40dB の音と同じ大きさに聴こえると判断された音の大きさのレベル)の等ラウドネス曲線に近い。

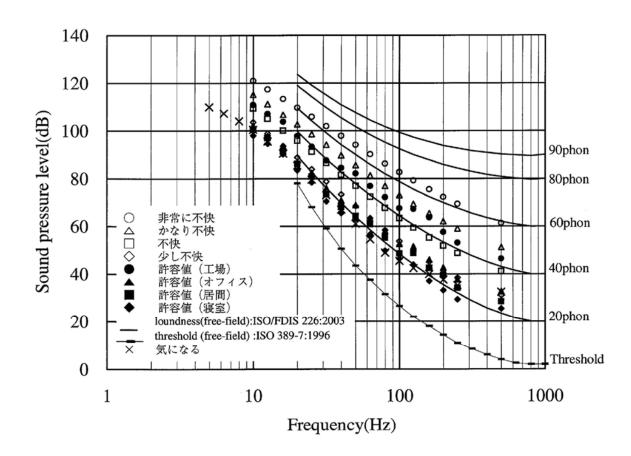


図 4.2 低周波音の気になるレベル¹⁾,等不快度レベル³⁾,生活場面別の許容値³⁾, 閾値曲線及び等ラウドネス曲線⁴⁾

ただし、ここで注意が必要なのは、これらのデータがいずれも多数の人間の平均値で代表されている点である。実際には個人差があるので、その分布の標準偏差を考慮しなければならない。他方、この許容値については、高齢者や苦情者を対象にした測定も行われており、高齢者の場合には閾値や許容値が上昇することが、苦情者の場合には「居間」の許容値が閾値とほぼ同レベルになることが、などが報告されている。また、「居間」の許容値の5~10パーセンタイル値(たとえば、対象者が100人の場合、許容値が一番低い人から数えて5番目~10番目の人の許容値)は、ヨーロッパ諸国の推奨基準(5章参照)にほぼ対応し、一般成人と苦情者の差も小さいことが報告されているで。この場合、騒音レベルで20dB(A)前後の値となっている。これらの許容値は、いずれも日本人を対象にして測定されたものであるが、諸外国の推奨基準ともよく整合する結果が得られている。ただ、発表例が限られているので、サンプル数を増して統計的安定性を向上させることが望まれる。

低周波音の場合、卓越した周波数成分が問題になることが多く、その場合には上述の純音についての実験結果が適用できる⁸⁾。しかし、卓越成分がない場合については、ドイツの基準のように一般の騒音基準で対応する方法も考えられるが、複合効果が問題となるとの報告もあり^{9),10)}、今後に検討を要する課題である。

[参考文献]

- 1) 中村俊一,時田保夫,織田 厚: 低周波音に対する感覚と評価-「低周波音計」設計 のための基礎的考察-,音響学会騒音研究会資料,N-8109,pp.15-24(1981).
- 2) Nakamura, N. Inukai, Y. "Proposal of models which indicate unpleasantness of low frequency noise using exploratory factor analysy and structural covariance analysis", J. Low Freq. Noise, Vib. And Act. Cont. 17(3), pp. 127-131(1998).
- 3) Y. Inukai, N. Nakamura, H. Taya: "Unpleasantness and acceptable limits of low frequency sound", J. Low. Freq. Noise, Vib. & Act. Cont., 17(3), pp135-140(2000).
- 4) ISO/FDIS 226. "Acoustics-Normal equal-loudness level contours" (2003).
- 5) 犬飼幸男, 多屋秀人: 高齢者における低周波音の閾値, 不快度, 許容限度について, 日本騒音制御工学会講論集, pp. 169-172 (2001.9)
- 6) 犬飼幸男, 多屋秀人, 山田伸志: 騒音被害者における低周波音の感覚閾値及び許容音圧レベルについて, 日本騒音制御工学会講論集, pp. 23-26(2002.4)
- 7) 犬飼幸男, 多屋秀人: 低周波音に対する日本人の許容限度評価特性とヨーロッパ諸

国のガイドラインについて,日本音響学会講演論文集,pp. 901-902 (2003.3)

- 8) 犬飼幸男,中村則雄,多屋秀人:低周波音の等不快度曲線の推定と生活場面に応じた許容限界音圧レベルについて,日本音響学会講演論文集,pp. 785-786 (2001.3)
- 9) Watanabe, T., Yamada, S." Study on perception of complex low frequency tones", J. Low. Freq. Noise, Vib. & Act. Cont., 21(3), pp123-130(2002).
- 10) Matsumoto, Y., Takahashi, Y., Maeda, S. Yamaguchi, H., Yamada, K." An Investigation of the perception thresholds of complex low frequency noises: influence of spectrum", Proc. of 10th International Meeting on Low Frequency Noise and Vibration, 1-10(2003).

4.2 低周波音による生理的影響

4.2.1 低周波音の生理的影響に関する文献調査

生理的影響は、要因への曝露時に発生し、曝露終了とともに退失するもの(可逆的な影響)と、継続的な曝露により曝露が終了しても影響が存続するもの(不可逆的な影響)に分けることができる。曝露時の心拍数や呼吸数、あるいは皮膚電位反射(GSR)の変化などは前者であり、慢性的なストレスにより胃や心臓、さらに脳の組織に障害を及ぼすことになれば後者ということになる。本項では、低周波音曝露と生理的影響との関連を検討したこれまでの知見をレビューするものである。

レビューするにあたっては、

- 1) 各国のガイドラインまたはそこに引用されている文献
- 2) 過去のわが国の研究報告書
- 3) 医学文献データベースおよびデータベース未収録の関連雑誌掲載論文 を対象とし、特に低周波音がヒトの生理的影響を引き起こすレベルについて 着目し調査を行った。

(1) 各国のガイドライン

低周波音規制に関するガイドラインとしてポーランド、スウェーデン、オランダ、デンマーク、ドイツ、アメリカの6カ国のものを対象として挙げられた。 以下にそれぞれのガイドラインにおいて低周波音の生理的影響に関する記述を 簡単にまとめる。

1) ポーランド

ポーランドでは 1986 年に PN-86/N-01338 が低周波音の職業性曝露の基準を定めているが、Pawlaczyk-Luszczynska らが 2000 年に新しい提案を Journal of Low Frequency Noise, Vibration and Active Control 誌(以下 J. Low. Freq. Noise, Vib. & Act. Cont. と略記する)に掲載している ¹)。著者らはこの提案をするにあたっては「低周波音の人への影響に関する過去の知見の徹底的分析に基いて」行ったとしている。ガイドラインでは、低周波音の知覚は聴覚と振動覚によりなされるとした上で、振動による知覚は聴覚より高い音圧が必要としている。低周波音による健康影響としてはアノイアンス(いらいら感)をまず挙げており、このアノイアンスは知覚されることにより生ずるため、聴覚閾値より高い音圧が必要としている。また、体幹、胸部、咽頭などへの共鳴作用による呼吸器障害などは、ずっと高い音圧によって生ずるとしている ².33。

低周波音による生理的機能の低下について Landstrom らの 一連の論文 ^{4~7)} を 引用している。この生理的影響は網様体賦活系と視床下部の関与があるとして いるが、この影響は聴覚閾値以上のレベルで生ずるということが、聾の被験者を用いた実験により確かめられている。また、低周波音の知覚には聴覚よりも前庭部が重要であり、さらに中枢神経系を通して自律神経系への影響が生じる可能性があるというロシアの研究も引用している⁸⁾が、音圧レベルについては明記されていない。

2) スウェーデン (SOSFS 1996:7/E)

1996年に出された室内騒音と大音圧レベル騒音に関するガイドラインである。この中に低周波音による影響に関する章を設けている。その中で、低周波音による影響として、疲労感と可逆的な集中力の低下を挙げており、聴覚閾値よりやや上で起るとしている。引用文献についての記載は見当たらない。

3) ドイツ(DIN45680)

近隣における低周波音の受音側における測定と評価についてのもの。生理的 影響についての記述はない。

4) オランダ

オランダの環境・住宅省の依頼により行った調査結果を示している。聴覚閾値とアノイアンスの関係から基準値を提案している。生理的影響には言及していない⁹。

5) デンマーク

1997年に定められたガイドラインを 2001年の J. Low Freq. Noise, Vib. & Act. Cont. に紹介したものである。この中で「聴き取れない低周波音は煩わしさの原因とはならず、他の健康影響をも生じないと信じられている」とし、聴覚閾値をもとに推奨値を定めている。生理的影響については一切言及していない $^{10)}$ 。

6) アメリカ(ANSI S12.9-1996-Part4)

アノイアンスについての記述のみで生理的影響についての記述はない。

(2) 環境庁低周波空気振動関係報告書

昭和51年度より昭和63年度にかけて毎年度に調査が報告されている。その中から睡眠影響を含む生理的影響についてのみを抜粋し以下にまとめる。

1)睡眠影響

睡眠影響については昭和 55 年度から昭和 60 年度まで計4回実施され、それらを昭和 61 年度の報告書で総括している。計4回の実験はいずれも曝露室内で男子学生を就寝させ、その間に各種の低周波音を発生させた時の脳波の変化などをモニターしたものである。浅い睡眠時には 10Hz 100 dB 程度で影響が出ることなどが主な結論であった。

2) ストレスホルモン

昭和57年度から3ヵ年にわたり、90分間の低周波音実験曝露により曝露前後の被験者の尿中ホルモンを測定し、低周波音曝露によるストレス影響を調べている。各年度の研究方法の相違は、曝露する低周波音の特性のみであり、被験者、曝露時間、測定方法などはほぼ同一である。その結果、1)10Hz,100dB、2)および2-20Hz までの周波数成分を有する変動模擬音16dB幅95dB、3)10Hz,100dB+可聴音のいずれでも尿中ストレスホルモン分泌への影響は認められなかった、としている。

以上のように、環境庁の過去の研究は、各種の低周波音短時間曝露による急性、一過性の生理的変化に着目したものであった。そしてその結果は正常者への曝露においては感覚閾値程度では顕著な影響が認められないことを示すものであった。また、研究報告においては、その他の国内外の研究による知見についての引用はなかった。

(3) 医学文献レビュー

本文献調査では低周波音による健康影響を医学的な観点から科学的に評価することを目的とし、使用する文献データベースとして 1)医学文献の世界最大のデータベースである MEDLINE、 2)わが国最大の医学文献データベースである医学中央雑誌、さらに、これらのデータベースには収載されていないが、低周波音に関する文献を多数掲載している英国の雑誌である Journal of Low Frequency, Noise and Vibration(1997年より Journal of Low Frequency Noise, Vibration and Active Control と改名)より有用と思われる論文をハンドサーチにて適宜使用した。対象は 1984年以降に英語または日本語で発表された人を対象とした論文とした。

文献レビューの結果、これまでの知見は全体としては低周波音による生理反応あるいは影響は聴覚・感覚閾値以下では起りにくいことを示唆するものであるが、そのことの強い根拠を示したものはまだないといえる。今後、このリサーチ課題に対し明確に答え得るような、より良くデザインされた調査・研究の実施が望まれる。

なお、文献レビューの詳細は巻末資料に掲載した。

(4) 考察およびまとめ

健康影響を予防するための低周波音の曝露許容値を設定することを念頭におき、生理的影響を認める低周波音曝露レベルに関するこれまでの知見を各国のガイドラインおよび、わが国の環境庁の研究報告、さらに雑誌等に発表された

医学文献から収集した。各国のガイドラインの中ではポーランドの職場における許容基準に関する提案が、生理的影響についてもっとも広範にレビューしているが、「感覚閾値以下では生理的影響は認められない」という説を支持している。その他のガイドラインもすべて感覚閾値をもとに基準を定めており、生理的影響について言及しているものはわずかであった。また、生理的影響の種類については、一過性、可逆性の生理反応(脳波、心拍数、呼吸数、皮膚電位反射など)または自覚症状(倦怠感、覚醒の低下)についてのみであり、慢性曝露による不可逆的な生理影響を検討したものはなかった。

4.2.2 生理的影響のまとめと今後の検討

人間は、騒音、振動などの環境因子によって、心身へ様々な影響を受ける。 低周波音が人体へ有効刺激となって作用すると、人間の感覚受容器からの信号 が大脳の中枢、すなわち大脳辺縁系、自律神経系、下垂体系を介して各器官へ 伝達され生理反応を引き起こす。この反応は、人間の生体恒常性(ホメオスタ シス)の維持に対する一種の防衛反応(ストレス反応)であるといわれている。 人体は、外的刺激に対してある程度のレベル(音の大きさなど)まで適応する ことができるが、過度になれば身体は不調を来たすことになる。また、生理反 応の度合いは、健康度、年齢、個人差などによっても影響される。そこで、低 周波音の大きさ(物理量)と生理反応との関係については、通常の生活を営む 過程におけるような反応程度なのか、人体へ好ましくない影響(例えば、低周 波音曝露が終了しても影響が存続するような不可逆的な生理的反応)なのかと いうことを学問的視野にたって解明する必要がある。

これまで得られた知見の多くは、低周波音の周波数や音圧レベルなどの物理量と心理的・生理的な人体反応との関係、並びに苦情との関連からその影響について検討している。

生理的な影響(苦情を含む)の主なものは、イライラする、頭痛、頭重、息苦しい、耳・胸・腹部の圧迫感、全身違和感等である。これらは自律神経失調による不定愁訴的症状に類似するものが多く訴えられている。しかし、その要因が低周波音によるものかの見極めが大切であり、その方法論が確立しているとは言い難い。

また、心理的な情動変化が、自律神経系の支配する自律性機能に影響を及ぼすこともあり、生理的反応と心理的反応は密接に関連している。

生理的影響に関する内外の研究は、おもに実験室的研究から定常低周波音(圧力場)について求め、自律神経系への影響を論じているものが多い。その検討項目は、循環器系、呼吸器系等への反応や神経系(脳波)、内分泌系、電気生理学的反応(眼振等)および睡眠影響等である。

これまで人体影響の調査研究は、昭和51年から環境庁を始め、大学ならびに

研究機関において行われてきた。その実験条件としては、周波数 $2\sim100$ Hz 程度、音圧レベル $50\sim120$ dB、低周波曝露時間数分 ~1 時間程度、被験者は 20 歳前後の健常者である $11\sim14$)。

その結果として、4.2.1 の文献調査にも一部述べられているが、表 4. 1に示されるような、機能的な生理的反応 (可逆的な影響) は認められるものの、人体へ好ましくない影響をもたらすレベルまでは明確になっていない。

心拍数減少または増加 循 環 器 系 収縮期血圧減少(血圧低下) 呼吸数の軽度の減少または増加 呼 吸 器 玄 呼吸波形変化 (呼吸深さ, 基線動揺) 脳波: α 波、 β 波、 θ 波の振幅増加や閾値レベルで α 波の 系 定常純音:尿中アドレナリン,ノルアドレナリン, ドーパミン, 17-0H コルチコイド, 有意な変化なし 内 分 泌 系 2-20Hz 変動模擬音(L₅₀=95dB,変動幅 16dB, 90 分暴露): (ストレス反応) アドレナリン/クレアチニン、ドーパミン/クレ アチニンの有意な増加 その他(電気生理 眼振の出現や消失 まばたき数の増加 学的反応) 睡 眠 影 響 睡眠深度の浅度化または覚醒反応の出現

表 4.1 低周波音暴露による生理的反応

超低周波音による生理的影響を現さない限界について Johnson¹⁵⁾の提案 (0.2Hz 140dB、2Hz 130dB、20Hz 120dB の交わる直線以下は生理的影響なし) があるが、これは音圧レベルの高い場合の影響であって、一つのクライテリアを与えるものと思われるが、生活環境に存在するような低周波音の影響評価に 適用し難いものと考える。

これまでの調査研究によれば、一般住空間における低周波音のレベル程度では、病的な影響を引き起こす直接的な要因となる可能性は少ないものと思われる。

睡眠影響

脳波を指標として、低周波音の暴露が睡眠状態にどのような変化を及ぼすかを、睡眠深度 I、II、III、REM の 4 段階の状態について調べた。その結果、睡眠深度 I (浅い眠り)の状態で、20Hz-110dB、40Hz-90dB において全例(被験者

数 40 例、低周波音の環境は圧力場での実験)が覚醒した ^{12,16)}。睡眠深度が深くなるとその傾向は少なくなる。超低周波音の場合、覚醒傾向(覚醒や睡眠深度の浅度化)が見られるのは、10Hz-100dB、20Hz-95dB あたりからである。これをG特性音圧レベルに換算すると各々100dB、104dB となることから、G特性音圧レベル 100dB が影響の出始める目安と考えられる ¹⁴⁾。すなわち、感覚閾値を超える音圧レベル程度の低周波音により、睡眠が浅くなることや目が覚めるなどの影響を考慮する必要がある。

以上、各国のガイドライン並びに過去の研究報告から生理的影響の見直しや 得られた知見をまとめた。

この分野の研究により、多くの点が明らかになったが、生理的影響と生理的 反応の考え方、心理的に低周波音の「存在がわかる」、あるいは、「気になる」 ということと生理的影響との関係など、生理的反応と生理的影響との関連について今後の検討が必要である。

[参考文献]

- Pawlaczyk-Luszczynska, Kaczmarska-Kozlowska A, Augustynska D, Kamedula M. Proposal of new limit values for occupational exposure to infrasonic noise in Poland. J. Low Freq. Noise, Vib. & Act. Cont.. 19(4), 183-193, 2000
- 2) Evance MJ. Physiological and psychological effects of infrasound at moderate intensities, in: Infrasound and Low Frequency Vibration, ed. By Tempest W, London Academic Press, Great Britain, 97-113, 1976
- 3) Johnson DL.. The effects of high level infrasound, Proceedings of Conference on Low Frequency Noise and Hearing, 7-9 May 1980, Aalborg, ed. By Moller H. and Rubak P. Aalborg University Press, 47-60, 1980
- 4) Landstrom Ulf, Liszka L, Danielsson A, et al. Changes in wakefulness during exposure to infrasound. J. Low Freq. Noise & Vib. 1(2), 79-87, 1982
- 5) Landstrom Ulf, Landstrom R, Bystrom M. Exposure to infrasound-Perception and changes in wakefulness. 2(1),1-11, 1983
- 6) Landstrom Ulf. Laboratory and field studies on infrasound and its effects on humans; J. Low Freq. Noise & Vib. 6(1), 29-33, 1987
- 7) Landstrom Ulf, Pelmear PL. Infrasound—A short review. J. Low Freq. Noise & Vib.. 12(3),72-74, 1993
- 8) Izmerov NF, Suvorov GA, Kuralesin NA, Ovakimov VG. Infrasound: body's effects and hygiene regulation, Vestnik Rossoosskoi Akademii Meditsinkich Nauk 7, 39-46,1997 (Russian)

- 9) Vercammen MLS. Setting limits for low frequency noise. J. Low Freq. Noise & Vib.. 8(4), 105-109, 1989
- 10) Jakobsen J. Danish guidelines on environmental low frequency noise, infrasound and vibration. J. Low Freq. Noise, Vib. & Act. Cont.. 20(3), 141-148, 2001
- 11) 環境庁大気保全局:昭和52年度低周波音空気振動等実態調査(低周波空振動の生理学的影響に関する研究)報告書、昭和53年3月
- 12) 環境庁大気保全局: 低周波空気振動調査報告書—低周波空気振動の実態と影響—、昭和 59 年 12 月
- 13) 日本騒音制御工学会・技術部会: 技術レポート第7号(低周波音の測定と評価について)、 低周波音暴露による生理反応について(pp. 47-58)、1987
- 14) 日本騒音制御工学会: 平成9年度環境庁委託業務結果報告書「低周波音影響評価調査」、平成 10年3月
- 15) Johnson, D.L.: Auditory and physiological effects of infrasound, Proceedings of the inter-noise 75, pp. 475-482, 1975
- 16) 山崎和秀、時田保夫: 低周波領域音波の睡眠に対する影響、日本音響学会講演論文集、 pp. 423-424、1982

4.3 低周波音による物的影響

低周波音による苦情の中で特徴的なのが物的苦情である。物的苦情は、音を感じないのに戸や窓がガタガタする、置物が移動するといった苦情である。建具のがたつきや置物の移動は、低周波音が空気中を伝わり、建具や置物を振動させることにより発生する。建具等は各々固有の共振周波数をもっており、共振周波数においては低い音圧レベルで振動しやすいことがこれまでの研究で明らかになっている 1)~4)。

環境庁では、実験室において建具に低周波音を当てて段階的に音圧レベルを 上昇させ、建具のがたつき始める音圧レベルを調べた。**図 4.3.1** に 15 種類の建 具について行った実験結果¹⁾を示す。

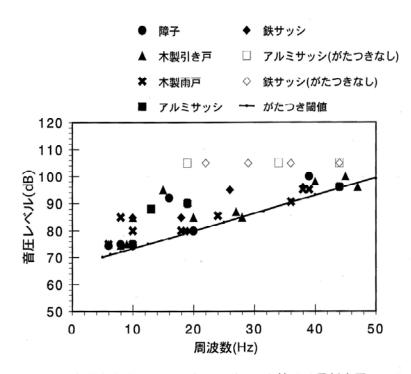


図4.3.1 実験室実験における建具のがたつき始める最低音圧レベル

低周波音による建具のがたつきに関する実験室実験結果によれば、建具は周波数が低いほど小さな音圧レベルでがたつきやすく、揺れやすい建具ではおよそ 5Hz で 70dB、10Hz で 73dB、20Hz で 80dB あたりからがたつき始めるという結果が得られている。実験に用いた全ての建具のがたつき始める最小音圧レベルの下端を結んだものが「建具のがたつき閾値」(1977)である。

国松ら ⁵⁾は低周波音正弦波入力に対する建具の応答解析を行い、解析結果が「建具のがたつき閾値」と傾向的に概ね一致することを確認している。

その後に行われた 63 種類の建具についての実験結果 6 を図 4.3.2 に示す。 図より、個々の建具によるばらつきは非常に大きく、各周波数における最大と最小の差は $30\sim40\,dB$ であった。図 4.3.1 の実験結果と比較したところ、平均値 -標準偏差(S.D.)は、「建具のがたつき閾値」と概ねよい対応を示した。

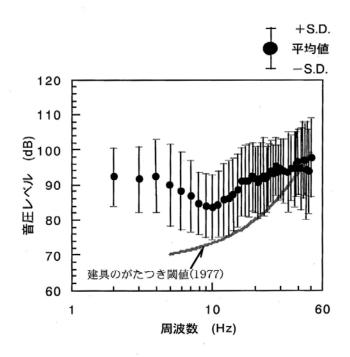


図4.3.2 建具のがたつき始める音圧レベルの 平均値と標準偏差S.D. (63例)

一方、諸外国では低周波音による物的苦情は非常に少ないことから、建具等のがたつきに関する基準や指針値が定められていないところがほとんどである。しかし、アメリカの測定規格(ANSI S 12.9 -Part4) の附属書 D に、低周波音による建具のがたつきに関する記載がある。それによると、16Hz、31.5Hz、63Hzの音圧レベルが75~80dBを超えると、建具のがたつきが発生する可能性があると述べられている。アメリカの建具構造や大きさは我が国の建具とは異なるが、アメリカにおける建具のがたつき始める音圧レベルも我国の実験結果と大きくかけ離れてはいない。

平成7年度の環境庁全国実態調査結果⁸⁾や、平成12年度の環境庁全国実態調査結果⁹⁾によると、実験室実験によって求めた「建具のがたつき閾値」(図4.3.1)前後の音圧レベルから苦情が発生しており、この閾値が物的影響を評価するには概ね妥当なものであると考えられている。

しかし、個々の建具は、建具の種類、大きさ、設置条件、建具背後の部屋の

構成や戸や扉の開閉状況等によって決定される固有の共振特性を持っており、 建具のがたつき始める最低音圧レベルは個々の建具により大きく異なる。した がって、観測された低周波音の音圧レベルがいずれかの周波数で「建具のがた つき閾値」を超えても必ずがたつくとは限らないので、注意が必要である。

また、物的苦情が発生している場合、特定の建具ががたつく場合には低周波音による可能性が高いが、全ての建具ががたつくような場合には、地面振動による可能性が考えられる。

なお、衝撃性の低周波音では、変動の少ない低周波音に比べて数 dB~15dB 位大きい音圧レベルでないとがたつきが発生しないという結果 ^{10)、11)}もあるが、変動の少ない低周波音の実験室実験や実測調査に比べて調査事例が少なく、現状では十分な数のデータが得られていない。

[参考文献]

- 1) 環境庁: 昭和52年度低周波空気振動等実態調査(低周波空気振動の家屋等に及ぼす影響の研究) 報告書
- 2) 山下充康、金沢純一、小見茂光:室の低周波音応答に対する建具の影響、日本騒音制御工学 会技術発表会講演論文集、1977.11、pp.91~94
- 3)藤尾昇、森卓支、西脇仁一:超低周波音による窓ガラス振動、日本騒音制御工学会技術発表会講演論文集、1981.9、pp. 133~136
- 4) 一ノ瀬和宏、神谷治雄、山田伸志: 低周波音による窓のガタツキと振動特性、日本音響学会 講演論文集、1983.3、pp. 495~496
- 5) 国松直、井清武弘: DEM による低周波音入力に対する建具応答解析-純音入力に対するふすまの応答-、騒音制御、Vol. 17、 No. 6、 1993. 12、 pp. 36~43.
- 6) 落合博明、田矢晃一: 低周波音による建具のがたつき始める音圧レベルについて、騒音制御、 Vol. 26、 No. 2、 2002. 4、 pp. 120~128.
- 7) ANSI S 12.9 Part4, Quantities and procedure for description and measurement of environmental sound——Part4: Noise assessment and prediction of long-term community response.
- 8) 落合博明、山崎邦彦、高橋尚人: 低周波音の苦情の現状、日本騒音制御工学会第4回研究会 文集、1998.3、 pp.5~12.
- 9) 環境庁環境管理局大気生活環境室: 低周波音全国状況調査結果について、平成14年6月
- 10) 国松直、井清武弘、今泉博之、今村威、中川祐一:発破による建具のがたつき音発生の音圧 レベルについて-測定機器の動特性を考慮した検討、工業火薬、第52巻、第1冊、1991.1、2
- 11) 落合博明: 衝撃性成分を含む低周波音による建具のがたつき、日本騒音制御工学会研究発表会講演論文集、1996. 9、pp. 355~358

4.4 低周波音による影響のまとめ

この章に述べられた低周波音による影響についてのまとめを述べる。

(1) 苦情者の最小感覚閾値

苦情者は低周波音に対する感度がいいとよく言われる。しかし、多くの苦情者は年輩であり、若者に比べて感度が低下していることが多い。苦情者の許容限度の値は苦情者個人の感覚閾値と非常に近く、低周波音が知覚されればすぐに許容限度を超す。すなわち苦情者の場合、感度がいいのではなく、低周波音に対する感受性が強いことを示している。

(2) 心理反応・心理影響・生理反応・生理影響

低周波音の心理的・生理的反応や影響を調べるために、多くは実験室における短期的実験が行われている。長期的な心理・生理影響を実験室内で行うことは困難であり、苦情現場・職場環境等において低周波音に対する影響を観察することが行われている。

(3) 心理反応

低周波音によって圧迫感・振動感等の心理反応を生じたり、通常の騒音と違って室内では違和感・不安感を感じたりする場合がある。多くの実験結果は、ある音圧レベルを超えると低周波音による不快な心理的反応があることを示している。

(4) 心理影響

長期的な応答としての心理影響実験を限られたスペースでの実験室内で行うことは、被験者にとって負担が大きいので、通常は行われていない。苦情現場、職場環境での低周波音による心理影響を観察することによる研究が行われている。

実験室で観察される不快感は、低周波音が停止すれば消滅する。しかし、生活環境においてこの不快な状態を続けると、一時的に不快な感じを起こす状態から、継続的にいらいら感・不安感を発生する状態になる。また、苦情者においては、精神的緊張が強く眠りにつきにくい等の影響が観察されることがある。

(5) 生理反応

生理反応としての心拍、呼吸数・ホルモン等に何らかの反応があることが、いくつかの実験で示されている。しかし、安定したデータは得難く、その反応の状況は各実験データによって様々である。呼吸数についても低周波音によっ

て減少するというデータと苦情者においては増加するというデータがある。低 周波音によって何らかの反応があると予想されるが、その作用メカニズムを含 めて不明な点が多い。

(6) 生理影響

生活環境における低周波音によって、長期的な生理影響としての胃・心臓等への器質的な(病的な)影響が現れるかどうかについては、はっきりしたデータは得られていない。

(7) 物的影響

窓ガラスなどの建具が振動し、ガタガタと音を立てる現象は不気味である。 低周波音の圧力によって軽い構造体が振動する現象は、物理的な現象としては っきりしており、このがたつきを防止することは快適な生活環境を維持するた めに必要である。

5. 諸外国のガイドライン

ョーロッパのいくつかの国で低周波音についてのガイドラインが制定されつつある。主に住宅内において、直接知覚される低周波音に対する推奨基準である。低周波音の最小感覚閾値平均値と標準偏差をもとに推奨基準を決める国と、A特性音圧レベルで推奨基準を決める国とがある。建具等のがたつきについては、低周波音の発生源と家屋が離れていること、日本の建物と違ってヨーロッパの建物はしっかりした構造を持っていること等から、発生することはまれであり、特別な推奨基準は制定されていない。

5.1 国際的動向の概要

国際規格 ISO7196 として, 20Hz 以下の超低周波音の荷重特性である G 特性が決められている。 G 特性は 20Hz 以下の周波数における最小感覚閾値曲線に基づいて決められており、人間が知覚することによる苦情に対応する。評価として何d B以下にするかは決められていない。最小感覚閾値のレベルを G 特性音圧レベルに換算すると 90-100dB の範囲と思われる。スウェーデン, デンマークの低周波音研究者は, 個人差を考慮して安全側にとり G 特性で 85dB 以下が妥当と考えている。

規制基準として国際的に確定したものはなく、いくつかの国で推奨基準等が決められている。規制基準については,産業職場内についてポーランド1国だけが決められている。50Hz 以下の低周波音について,管理・設計等のための良好な環境を保つべき部屋では,4-16Hz で 85dB 以下,31.5Hz で 80dB 以下と決められている。なお、この基準については、見直しの提案がなされている。

産業職場内での推奨基準については、スウェーデンで 2-20Hz について決められている。最小感覚閾値の 5-10dB 上の値である。

住宅内の苦情に対する推奨基準として、スウェーデンでは 31.5-200Hz の範囲を低周波音と考え,低い周波数(31.5-50Hz)では最小感覚閾値に近いレベル以下の値、低周波音でも高い周波数(63-200Hz)では最小感覚閾値より少し高い値以下にすることが推奨されている。

またドイツでは、1997年3月にDIN45680として、住宅内について、低周波音のガイドラインが決められた。純音成分がある場合は、最小感覚閾値と比較し、純音成分がない場合は、閾値ではなくA特性のレベルで決められている。

デンマークでは、住宅内の推奨基準として、G特性で 85dB 以下、10~160Hz の低周波音については、A特性で評価し、地域によって推奨値が異なっている。 オランダでは、低周波音の苦情者を無くすために、20~100Hz について住宅内の推奨値を決めている。

ポーランドでは、推奨値として 10dB(A)に相当する音圧レベルを用い、バックグラウンドとの差も考慮している。

アメリカでは、1996 年に新しい測定規格 ANSIS12.9-Part4 が制定され、その中で、参考としての扱いであるが、16、31.5、63Hz において、75 から 80dB を越す

とはっきりわかる建物のがたつきが発生すると述べられている。日本では、が たつきの発生する最低の音圧レベルは 70dB 程度と言われている。

なお、人間の最小感覚閾値曲線である ISO226 は、1996 年に ISO389-7 (Acoustics-Reference zero for the calibration of audiometric equipment-Part 7, Reference threshold of hearing under free-field and diffuse-field listening conditions) に改訂されている。新規格において、低周波音域では、1~3dB 程度大きな値になっている。 以上の諸外国の推奨基準等を図 5.1 に示す。なおドイツの規格については、いちばん厳しい夜間における推奨基準を示す。

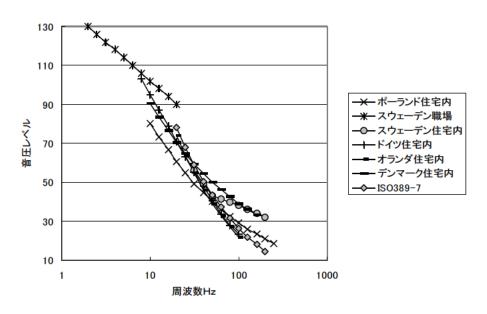


図 5.1 諸外国の低周波音規制基準推奨基準

5.2 各国の規制基準・推奨基準

以下にポーランドの規制規準,スウェーデン,ドイツ,オランダ、デンマーク、アメリカの推奨基準の概要を示す。

(1) ポーランドの規制基準(産業職場についての規制基準)

Polska Norama, PN-86, N-01338, Infrasonic noise, Admissible sound pressure levels at workplace and general requirements relative to measurements.

産業職場における低周波音の許容レベルが、オクターブバンド中心周波数で示されている。

周波数(Hz)	4	8	16	31. 5	
音圧レベル(dB)	110	110	110	105	一般的労働環境
	90	90	90	85	精密作業
	85	85	85	80	管理・設計

(2) スウェーデンの推奨基準 (20Hz 以下の超低周波音の推奨基準)

Buller, Arbetarskyddsstyrelsens kungorelse med foreskrifter om buller samt allmanna rad om tillampningen av foreskrifterna. (The Industrial welfare board's general advice regarding application of the instructions regarding noise)

スウェーデンの騒音の規格であるが、その中に産業職場内における超低周波音に関する推奨基準も含まれている。下記に推奨レベルを示す。

周波数(Hz)	2	2.5	3. 15	4	5	6.3	8	10	12.5	16	20
音圧レベル	130	126	122	118	114	110	106	102	98	94	90
(dB)											

(3) スウェーデンの推奨基準 (31.5-200Hz までの低周波音)

SOSFS 1996:7E, General Guidelines issued by the Swedish National Board of Health and Welfare, Indoor Noise and High Sound-Levels

室内の低周波音のアセスメントのための推奨レベル(等価音圧レベル)を以下に示す。

周波数(Hz)	31.5	40	50	63	80	100	125	160	200
音圧レベル	56	49	43	41.5	10	38	36	34	32
(dB)									

(4) ドイツ規格

DIN 45680: Deutche Norm, 1997.3, Messung und Bewertung tieffrequenter Gerauschimmissionen in der Nachbarschaft (Measurement and assessment of low-frequency noise immissions in the neighborhood)

1989 年に North Rhine-Westphalia 地方の低周波音推奨基準が制定され運用

されてきた。今回 1997 年 3 月にドイツ規格として、上記 DIN 45680 が新たに制定された 9)。

- ・第1ステップ: C特性音圧レベルとA特性音圧レベルの差が 20dB 以上の場合に、低周波音成分が多い(低周波音) と考える。
- ・第2ステップ:次に1/3 オクターブ分析を行う。音源の稼働時間を考慮して換算した等価レベルを求める。昼間は16 時間を基準時間長にし、夜間 (22:00 \sim 6:00) は1 時間を基準時間長にする。
- ・第3ステップ:1/3オクターブバンドレベルの値を両側のバンドのレベルの値と比較し、5dBより大きければ、卓越した純音成分があると考え、下記の低周波音の感覚閾値と比較する。

周波数	(8)	10	12.5	16	20	25	31. 5	40	50	63	80	(100)
レベル	(103)	95	87	79	71	63	55. 5	48	40.5	33. 5	28	(23.5)

規制基準ではなく、付属書にあるガイドラインとして、商工業施設に対する以下の規準がある。

純音成分がある場合は、各バンドの透過音圧レベルは、最小感覚閾値と比較 して、下記に示す値を超えてはならない。

	8Hz	10∼63Hz	80Hz	100Hz
昼間	5	5	10	15
夜間	0	0	5	10

各バンドの最大レベルでは、最小感覚閾値と比較して、下記に示す値を超えてはならない。

	8Hz	10∼63Hz	80Hz	100Hz
昼間	15	15	20	25
夜間	10	10	15	20

第3ステップで純音成分がないと判定された場合は、閾値曲線との比較は行わず、A特性を参考に考える。1/3 オクターブ分析結果の各バンドの値をA特性の補正を行い加算する。ただし、閾値以下のレベルは加算しない。加算されたレベルは下記の表以下のレベルでなければならない。

	等価レベル	最大レベル
昼間	35	45
夜間	25	35

ただし、上記ガイドラインは、発破によって発生する低周波音には適用しない。

(5) デンマークの推奨基準 11)

"Information from the Danish Environmental Protection Agency no.9/1997" (Miljostyrelsen) として、デンマークの騒音・振動・低周波音に関する推奨基準が出版された。

超低周波音について

超低周波音について許容できるレベルは感覚閾値以下でなければならない。 感覚閾値の個人差が 10dB 程度であることを考慮し、超低周波音についての推奨 レベルL_{ng}は、85dB以下とする。

 $10\sim160$ Hz 間の低周波音レベルとして、A特性で測定し、 $L_{\rm pA,\,LF}$ とする。通常の騒音レベルの基準よりも、 $5\sim15$ dB 低い値とする。最小の推奨基準値は、 $L_{\rm pA,\,LF}=20$ dB は、 $L_{\rm pg}=85$ dB と近い値である。

推奨値	L _{pg}	$L_{pA, LF}$	通常の騒音基準
住宅内、夕方と夜間	85dB	20dB	$30 \mathrm{dB} / 25 \mathrm{dB}$
住宅内、日中	85	25	30 (日中と夕方)
教室・オフィス等内	85	30	40
上記以外の部屋	90	35	50

この限度値は、10分間の測定で得られた値と比較する。 衝撃的な音の場合は、推奨値は、5dB減じられる。

部屋の中で3点以上の測定:1点は、壁から1~1.5m離れ、床上1~1.5mでコーナーの近く、他の2点は、部屋を代表する点で、壁あるいは大きな家具から0.5m以上離れ、床上、1~1.5mの点。もし、住民がレベルの大きい点を指摘できるなら、その点を測定する。窓は閉めて測定する。もし、住人が窓を開けた方が、低周波音が強いというならば、窓を開けた測定もする。5分以上のデータを平均する。1つの部屋内のデータはエネルギー平均をする。

(6) オランダの推奨基準 10)

オランダでは、低周波音は知覚されると問題が起こると考えている。苦情者が 50~60 才の人が多いことを考え、その年齢の人の最小感覚閾値の感度のいい人から数えて、10%目の人の値を基準と考えている。

周波数(Hz)	20	25	31.5	40	50	63	80	100
音圧レベル(dB)	74	64	55	46	39	33	37	22

(7) ポーランドの推奨基準12)

(Recommendation No 358/98 of the Building Research Institute, "Assessment of the low-frequency noise in dwelling")

A10 (10dB(A)に相当) カーブは、50Hz 以下では、閾値よりも下にある。研究所で行った実験では、純音の閾値に比べて、多数の純音成分を同時に含んだ場合では、10dB も低くなることがある。

L ... 低周波音の測定値

L_T: バックグラウンドの値(音源停止状態)

 $\Delta L_1 = L_H - L_{A10}$

 Δ L $_2$ = L $_{\rm H}$ - L $_{\rm T}$: 騒音の音圧レベルとバックグラウンドのレベルとの差上記について、 $10\sim250$ Hz の 1/3 オクターブバンド全てについて計算する。 A10 のレベル

周波数(Hz)	10	12. 5	16	20	25	31. 5	40	50
音圧レベル(dB)	80. 4	73. 4	66. 7	60. 5	54. 7	49. 3	44.6	40. 2

周波数(Hz)	63	80	100	125	160	200	250
音圧レベル(dB)	36. 2	32. 5	29. 1	26. 1	23. 4	20.9	18.6

アノイアンスがあると考えられる場合は、

 $\Delta L_1 > 0$

 Δ L $_2 > 10 dB$ (純音の場合)、 Δ L $_2 > 6 dB$ (広帯域音の場合) である。

(8) アメリカの推奨基準

ANSI S12.9-Part4, Quantities and Procedures for Description and Measurement of Environmental sound - Part 4: Noise Assessment and Prediction of Long-Term Community Response,

全体は騒音全般に関する規格であるが、低周波音に関係する部分のみ紹介する。

Annex B(normative) High-energy impulsive sounds

付録 B: 大音圧衝撃音

規格に付属する規準に近い扱いの部分である。発破などの衝撃音は低周波音成分を含むことが多いので、ここで紹介する。

測定は、硬い面の近くにマイクロフォンを置いたと考えて、C特性で暴露レベル $L_{\text{\tiny LE}}$ を測定する。次式によって、補正騒音暴露レベル $L_{\text{\tiny NE}}$ に換算する。

 $L_{NF} = 2 (L_{CF}) - 103$

上式の計数 2 (2倍) は、103dB を越す衝撃音には、ペナルティを課す考え方である。また次式によって、補正騒音暴露量Nに換算する。 $N=10^{0.1}$ (LNE-94)

補正騒音暴露レベルあるいは、補正騒音暴露量で評価する。

Annex D(informative): Sounds with strong low-frequency content 付録 D: 強い低周波成分を持つ音

規格に付属する情報としての扱いの部分である。強い低周波音成分を持つ音では,16,31.5,63Hz において,75 から 80dB を越すとかなりはっきりした建物のがたつきが発生する。

測定は室外で行うが、強い低周波音成分によるアノイアンスは、実際上は、 室内だけである。小さな遮音量と室内の共振モードによって、室内と室外では 音圧レベルはほとんど同じである。

C特性音圧レベルがA特性音圧レベルを少なくとも 10dB 以上越したときにこの規準を適用する。

強い低周波音成分を持つ音について、16、31.5、63Hz のオクターブバンドの時間平均音圧の合計から低周波音レベル $L_{\rm LF}$ を求める。

強い低周波音成分を持つ音に対して、補正騒音暴露レベルL_{NE}は低周波音レベル

Lipから以下の式で計算される。

 L_{NE} = 2 (L_{LF} -65) +55+10 log (T/1) = 2 L_{LF} -75+10 log (T/1)

ここで、Tは秒で表し低周波音が存在する継続時間である。式の2(2倍)という数字は、低周波音ではアノイアンスが急激に増加することに対応している。またこの式は、低周波音圧レベルが75dBを越すとがたつきが発生し、それによるアノイアンスの増加も含んでいる。

「参考文献]

- 1) 低周波音分科会、低周波音測定方法の提案について、騒音制御、16 巻 4 号、pp. 38-43、1992 年
- 2) 環境庁,昭和52年度低周波空気振動等実態調査(低周波空気振動の家屋等に及ぼす影響の研究)
- 3) 山田伸志他、低周波音の感覚受容器、騒音制御、7巻5号、pp. 282-284, 1983. 10
- 4) J. Andressen et al., Annoyance of infrasound, Inter-Noise 83, pp. 819-822, 1983.7

(Including a private letter)

- 5) 山田伸志他、超低周波音と低周波音、環境技術研究協会出版、1984年
- 6) S. YAMADA et al., Psychological combined effects of low frequency noise and vibration, Journal of low frequency noise and vibration, vol.10, No.4, pp. 130-136, 1991
- 7) 時田保夫、清水和男、低周波音評価に関する一考察、日本騒音制御工学会技術発表会 講演論文集、pp. 131~134、1978
- 8) 犬飼幸男、低周波音評価の周波数荷重特性、日本騒音制御工学会技術レポート、No. 7、pp. 19 ~31、1986
- 9) D. P. A. Gottlob, German Standard for rating Low-Frequency Noise Immissions, Proceedings of Internoise 98, 16-18 Nov. 1998 in Christchurch. (with CD Rom)
- 10) G.P.van den Berg et al., Assessment of Low Frequency Noise Complaints, pp1-4, Inter-noise 99 in Florida
- 11) Jorgen Jakobsen, Danish guidelines on environmental low frequency noise, infrasound and vibration, Journal of Low Frequency Noise, Vibration and Active Control, vol. 20, No. 3, pp141-148
- 12) Marianna Mirowska, Evaluation of Low Frequency Noise in Dwellings. New Polish Recommendation, Journal of Low Frequency Noise, Vibration and Active Control, vol. 20, No. 2, pp67-74

6. 低周波音の対策方法

6.1 低周波音対策の基本的な考え方

発生音の低減対策方法としては一般騒音の場合、①発生源対策、②伝搬経路 対策、③受音点対策があるが、低周波音は波長が長いため、②、③の対策につ いては、通常の方法ではその効果があまり期待できない。したがって、①の発 生源対策が好ましい。

低周波音の対策を考える場合、大切なことは発生あるいは増幅のメカニズムを正しく把握することである。そのためには音響関連技術のみでなく、振動、流体、構造、機械要素等の基盤になる技術の習得、実績に基づくデータベース等が必要になる。

発生メカニズムを明らかにし、機構的、原理的に低周波音が発生している場合は、機構改造等により低減が可能な場合もあるが、基本的には大掛かりになっても消音器、防音エンクロージャ等の二次的対策を取ることが多い。

送風機を用いた装置あるいは系に見られるサージング、旋回失速、偏流など機械の使用方法の誤り、調整あるいは設計の不具合による場合はそれらを改善することになる。

音源、伝搬経路、受音者それぞれに対する対策について説明する。

(1) 音源対策

発生音を低減させるためには、機械等による強制力の軽減(風車の回転、振動 ふるいの振動、アンバランス等による強制的な振動に起因した音の軽減)、波動 の吸収(プレスの揃い踏み等波動を吸収するような機構、配置への変更)、共鳴 現象の防止、放射効率の低減、燃焼調整、不具合要因の除去など、各々の機械 に合った方法がとられる。

二次的対策はダクト系に消音器挿入、機械本体は防音エンクロージャの対策がある。

消音器は、膨張型消音器、共鳴型消音器、サイドブランチ型消音器、アクティブ消音器、アクティブ振動制御等が用いられる。通常の騒音の場合には吸音型消音器が広く用いられるが、低周波音に対しては材料の吸音率が小さく、効果が少ない。

音源を密閉する防音エンクロージャの場合、質量則によっては低周波音はあまり遮音されないので、剛性を考慮し、共鳴を防止するような防音カバーを設計する。

低周波音(超低周波音)の主な発生機構とその代表的な発生源および防止技術を整理して**表 6.1**¹⁾に示す。

表 6.1 低周波音(主として超低周波音)の発生機構と代表的機械,装置,施設及び防止技術

	発生機構と周波数	代表的機械, 装置, 施設	防止技術
①平板の振動	板, 膜等の振動により, 表面に微少な空	大型振動ふるい(類似の振動コ	振動面の面積(ポーラス状も1つ
	気の圧力変動が生じ,低周波音が放射さ	ンベア,振動エレベータ,振動乾燥機	の方法),周波数変更(共鳴の
	れる。振動数に相当する周波数の低周波	等)大型変圧器,橋梁,大型構	場合),加振力の低減,エンクロージ
	音が発生する。	造物	ヤ,アクティブ制御(2 台同型機)
②気流の振動	気体の容積変化を伴う機械は,原理的に	往復式圧縮機,ディーゼル機関	本体は防音建屋,エンクロージャ,配
	低周波音(圧力脈動)が発生する。回転周	(機関使用の発電機,船舶,バ	管系は消音器(膨張型,サイドブ
	波数(但し,圧縮機(半星,V,水平対向),4	ス、トラック等)、真空ポンプ、ルーツブロ	ランチ型,共鳴型,アクティブ型)
	サイクルディーゼル機関は回転の 1/2)との倍	7-	
	音が発生する。一般的に気筒数倍の周波		
	数が音圧最大ピークになる。		
③燃焼に関連	燃焼率の時間的変動に起因する自励振	燃焼装置(ボイラ,加熱炉,熱風	燃焼調整,燃焼器(系)改造,共
	動,あるいは空気や燃料の供給系の脈動	炉, 燒結炉等)	鳴防止バッフル設置本体は防音
	に起因して発生することがある。缶の形		囲い,ダクト系は消音器
	状, 寸法等(共鳴)に関連していることが		
	多い。		
④気流の流れに起	ジェット流などの高速流により直接的に大	ジェットエンジン(搭載の航空機),	航空機・エンジン:防音試運転施
因	気に圧力・変動を生じることがある。ま	ガスタービン(使用の発電装置,船	設,発電用ガスタービン:本体エンク
	た,流れの中に物体がある場合,発生す	舶等),ボイラの再熱器等	ロージャ,配管系は消音器
	るカルマン渦あるいは流れによる構造物の		
	振動等により発生することもある。ジェッ		
	トノイズ・カルマン渦は流速÷直径×0.2Hz が		
	ピークになる。		
⑤空気の急激な圧	爆発,発破あるいはトンネルへの高速列車の	発破,砲撃トンネルへの高速での	圧力変化緩衝装置(トンネル)低騒
縮,解放	突入などは直接的に空気の圧力変動が	列車の突入	音発破手法の採用
	発生することがある。		
⑥回転翼が空気に	回転数が小さく,翼枚数も少ない場合は	風力発電装置,冷却塔	翼がタワーの前に位置するアップウ
与える衝撃	一定の周波数成分(回転数あるいは回転		インド型の採用,回転の低速化,
	数×翼枚数)を持つ低周波音が発生する		翼形状の改良
	ことがある。		
⑦その他	・送風機の旋廻失速回転数×0.72(遠心	送風機(送風機使用の集じん	消音器,バイパスダクト,整流板
	型),回転数×0.58(遠心型),サージング,アン	機,空調装置等),道路橋(車の	等, 旋回失速, サージングの防止,
	バランス,吸込状態の不均一など機械の使	固有振動数,橋の固有振動数,	スポイラによる水膜カット(共鳴)
	用方法が正常でない場合,ダクト内の偏	ジョイント部の段差等に起因す	
	流,物体の支持方法が適切で無い場合な	る),ダム(水流落下音,水膜の	
	ど不具合よる。	固有振動数,空洞部の共鳴等	
	・物体の固有振動数,室あるいは空洞部	に起因)	
	の共鳴現象等に起因して発生する。		

(2) 伝搬経路対策

伝搬経路の対策としては、遮音、吸音、塀、指向性の利用、距離減衰が考えられるが、低周波音に関しては、波長が長いため塀などの回折効果もあまり期待できない。

(3) 受音側対策

低周波音による建具類のがたつきは音波の周波数と建具類の固有振動数が 一致した場合(共振)に起こりやすい。

一般的に木造建具、鉄・アルミ等建具の固有振動数は 5~20Hz くらいといわれている。

また、建て付け、部屋の構成、窓・扉の開閉などによってもがたつきが発生 する音圧レベルは異なってくる。

このようにがたつきは発生源と受音側の相互関係で発生するため、受音側の 条件を変えることによりがたつきを低減させることは十分可能である。なお、 建物自体の遮音性も低周波音に関してはあまり期待出来ず、家の中まで伝搬す る。

6.2 防止技術

(1) 消音器

低周波音用消音器としては音波の反射、干渉を利用したものが有効である。 実際に消音器を設計する場合は、消音計算の他に圧力損失、流れによる再発生 音、材料の劣化(流体の種類)、温度、圧力、設置位置等に配慮が必要である。

(2) 遮 音

遮音対策としては発生源である機械などを防音エンクロージャなどで直接 覆う方法と、機械などの発生源の設置されたところを遮音材料を用いた建物な どで全体を囲む方法がある。実際には熱放射や吸排気の取入れ口が必要となる。 鋼板自体が発生音や振動の影響を受けて再度低周波音を発生する場合がある ので注意が必要である。

低周波音の遮音は、質量則(主に可聴域低周波音域)と剛性則(主に超低周波音域)の考えがある。

① 質量則

板状材料の音響透過損失は、音の周波数を一定とすれば板の面密度(単位面積当たりの質量)が大きいほど大きくなる。この関係を遮音に関する質量則という。

② 剛性則

共振周波数 f_0 以上に対して、壁構造系の共振状態によって複雑に支配される領域があり、さらに、それより低い周波数では壁の剛性のみにより支配される領域がある。この領域の透過損失は板の質量に関係せず剛性のみに関係する。これを剛性則とよぶ。

実際には f_0 は 20Hz 付近にあることが多いので、超低周波音の遮音を考える場合には、まず遮音構造として、できるだけ減衰の大きい、軽量の高剛性構造を使用することが必要である。また、すでに使用されている遮音構造においては、剛性を高める工夫をすることによって減音を増すことができる。低周波音の透過損失の傾向を図 6.1^2)に示す。

なお、対策方法、対策事例の詳細については「低周波音防止対策事例集」(環境省ホームページ、http://www.env.go.jp/air/teishuha/jirei/)を参照されたい。

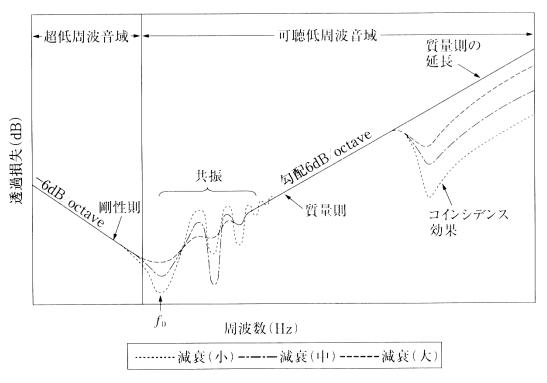


図 6.1 質量則と剛性則

[参考文献]

1) 井上保雄: 低周波音の防止対策、環境管理 Vol. 38, No. 7 (2002): 49~58

2) 中野有朋:超低音(1994)、技術書院

7. 低周波音苦情における測定事例

これまでの低周波音苦情は、調査員がはっきりと感じられるほどの大きさの 低周波音や、建具のがたつくのがはっきりわかる場合が多かったが、最近の低 周波音苦情は、判断に迷うケースも増えてきている。

以下に「低周波音苦情」現場での測定事例をい くつか紹介する。

7.1 低周波音が原因と思われる事例

(1) 堰放流により発生する低周波音による建具 のがたつき苦情¹⁾

ある堰で放流時に堰から 200m ほど離れた旅館 から窓ががたつくとの苦情が寄せられ、測定した 結果、8Hz および 16Hz に卓越成分を持つ低周波音が観測された(図 7.1)。

大きな音圧レベルの低周波音は絶えず発生するわけではなく、水膜がある厚みの条件で発生し、 原因は水膜背後の空洞共鳴によることが判明した。水膜を分断することにより苦情は解決した。

(2) 自家発電用ディーゼルエンジン稼働に起因 する低周波音による心理的苦情²⁾

自家発電用ディーゼルエンジン稼働に起因する 低周波音により、道を隔てた民家から不快感がす るとの苦情が寄せられた。民家の 1 階食堂では 31.5Hz に卓越成分を持つ低周波音が観測された。 室内では定在波*が発生し、定在波の腹にあたる場 所では圧迫感が感じられた(図 7.2)。

調査の結果、ディーゼルエンジンの振動が建物 壁面に伝わり、壁面が振動することにより低周波 音が発生していると推定された。

*注)定在波:壁による反射等によって生じる逆方向に進行する 二つの同一周波数の波の干渉によって生ずる。定在波が生ず ると場所によって振幅(音の場合は音圧レベル)の大きいと ころ(腹)と小さいところ(節)ができる。

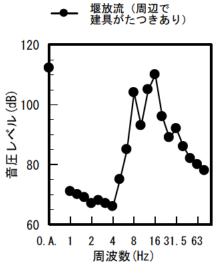


図7.1 堰放流時に発生する 低周波音の事例:音源側

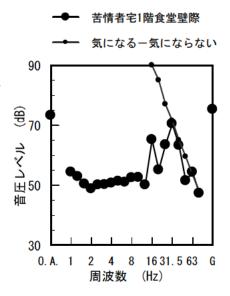


図7.2 ディーゼルエンジン稼動に 起因する低周波音測定例

(3) バイブレータから発生する低周波音による 心理的苦情 2)

コンクリート製造工場から低周波音が発生し、腹や胸に圧迫感を感じるとの苦情が寄せられた。 測定結果(図7.3、対策前)によると、50mほど離れた苦情者の庭において40~50Hzで90dBを超える音圧レベルの低周波音が観測された。発生源はコンクリート製造工場のバイブレータで、その周波数と建屋が共振し圧迫感を感じる程度の低周波音が発生したと考えられた。バイブレータの周波数を上げ、コンクリートの材料を一部変更することにより苦情はおさまった。対策後の低周波音の周波数特性を図7.3に合せて示す。

7.2 100Hz 以上の騒音が原因と思われる事例

(1) 焼却炉から発生する 500Hzの騒音による苦情²⁾

製紙工場から 200m ほど離れた家屋の住人から 低周波音の苦情が寄せられた。そのような現象が 起こったのは、新工場ができてからとのこと。唸 るような音が気になるが、一日中ではないとのこ と。工場は連続的に稼動していて苦情者の苦情を 訴える時間と合致しない。

調査員は苦情者宅内で低周波音を感じられず、低周波音の測定結果からも苦情が発生するような音圧レベルは観測されなかった。そこで苦情者にどんな音が気になるのか詳細に尋ねたところ、苦情者が気になっていたのは微かに聞こえる工場の小型焼却炉煙突から発生する 500Hz の騒音(図 7.4)であることが判明した。

(2) 家庭用灯油ボイラーから発生する騒音を含む低周波音による心理的苦情³⁾

10m ほど離れた隣地のボイラーの音が深夜までおよび、耳について不快感で眠れないという苦情があった。測定の結果、図7.5 に示すように 50Hz と 100Hz が卓越していることがわかった。ボイラーの移設は難しかったことから、ボイラーを白灯油を燃料とするものからガスを燃料とするものに取替え、ボイラー周

── 苦情者宅庭先(対策前)

── 苦情者宅庭先(対策後)

━━ 圧迫感・振動感

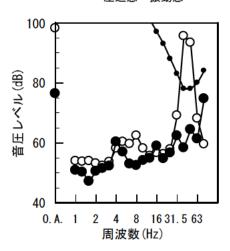


図7.3 コンクリート製造工場から 発生する低周波音の事例

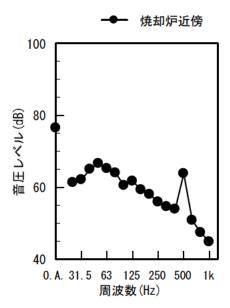


図7.4 500Hzの騒音が原因と思われる 「低周波音苦情」の例

囲にコンクリートブロックを設置、内側に吸音材の貼付、煙突に消音器を設置、防音壁の設置等の対策を行うことにより苦情はおさまった。なお、最近大型の空調室外機、冷凍機等から発生する50Hz、100Hzの騒音を含めた低周波音による苦情が増加している。

7.3 低周波音ではなく振動が原因と思われる 事例²⁾

新築家屋の住人から、低周波音により家全体が 揺れており、特に2階では揺れがひどく睡眠に支 障をきたすとの苦情が寄せられた。苦情者へのヒ アリングによると、建築中から家が揺れていたと のことである。測定の結果、苦情者宅2階寝室で は4Hzに卓越成分をもつ低周波音(4Hz;78dB) が観測されたが、苦情者庭では顕著なレベルの低 周波音は観測されなかった。併せて振動も測定し

は低周波音ではなく地面振動で、発生源

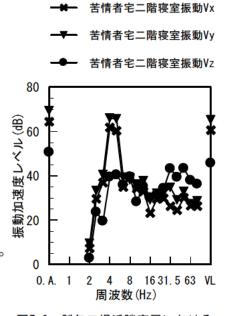


図7.6 製缶工場近隣家屋における 振動測定結果

── 敷地境界付近(対策前)

→ 敷地境界付近(対策後)

→ 気になる - 気にならない

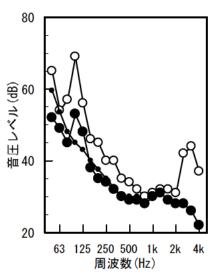


図7.5 低周波音と騒音が複合した 「低周波音苦情」の例 ; 家庭用ボイラー

━□ 苦情者宅屋外たたき低周波音

─△─ 苦情者宅一階廊下低周波音

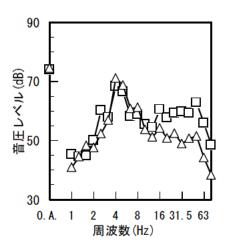


図7.7 製缶工場近隣家屋における 低周波音測定結果

は道路を隔てて100mほど離れた製缶工場の絞り機と推定された。また、建築中にも家が揺れていたこと、振動レベルの鉛直方向・水平方向の測定結果等から、家屋構造にも問題があると考えられた。

7.4 低周波音・騒音以外が原因と思われる事例

(1) 低周波音ではなく苦情者側に原因と思われる事例 4)

一人暮らしの老人から「ボーン、ボーン」という低周波音と振動が一日中間 こえるため、ストレスが生じているので発生源を調べて指導して欲しいとの依 頼が市に寄せられた。市および県の研究所と合同で調査を行ったが苦情者が申 し立てるような低周波音の測定でも調査員の耳でも確認できなかった。

そこで調査員は苦情者に対し、他市へ行ってもその音が聞こえるか進言した ところ、他市に行っても同じ音が聞こえるとの連絡があった。そのため、健康 チェックを強く勧めたところ、苦情者は納得して解決した。

海外でも低周波音の苦情者を調べたところ、実際は耳鳴りが原因であったという事例が報告されている。本当に低周波音によるものかを正確に判別する意味でも、調査員が発生状況を正確にチェックし、苦情者の反応と物理量の対応を見極めることが重要である。

(2) 低周波電磁波との取違え

苦情者は40才代後半の男性で、頭痛、不眠、不快感、耳鳴り等を訴えた。低 周波音が原因ではないかということで調査を行ったが、問題となるような低周 波音を観測できなかった。また、調査員の耳でも低周波音を確認できなかった。

本人は医師から低周波電磁波による影響との診断をもらっており、低周波音と低周波電磁波の違いについて説明したところ、低周波音による影響はないことを了解した。

以上の事例で示すように、最近の低周波音苦情は単なる体調不良や騒音が原因である場合も少なくない。低周波音の測定では、通常の騒音測定に比べて経験を必要とする。苦情があった場合には、本当に低周波音によるものかどうかを的確に判断しなければならない。特に低周波音の音圧レベルが小さい場合には、発生源側と受音側の対応や苦情者の反応と物理量の対応関係に注意を払う必要がある。

[参考文献]

- 1) (社) 日本騒音制御工学会編:騒音制御工学ハンドブック(資料編),技報堂出版,pp. 181
- 2) 落合博明:最近の低周波音苦情の傾向と測定方法,日本音響学会講演論文集,2003年3月,pp.895~896.
- 3) 沖山文敏: 生活騒音の苦情処理, 音響技術, Vol. 13, No. 2, (1984), pp. 73.
- 4) 公害等調整委員会事務局: ある老人が感じる原因不明の騒音について, 公害苦情処理事例集, 22, (1994.3), pp. 106~107.

8. 苦情対応への体制整備について

8.1 低周波音苦情対応の体制整備の強化

現在、全国の地方公共団体の騒音・振動の苦情対応については、法規制業務の大部分が市町村長の自治事務となっていること、測定機器が普及・整備されていること、それらの法令に基づく測定方法が比較的容易であること等により、苦情発生時には市町村の騒音・振動規制担当者が直接受付けて測定等を行い対処している。これに対し、都道府県の騒音・振動業務担当部門(調査研究部門以外)では直接これらの苦情を受付けることなどはほとんどなく、現場での騒音・振動の測定をすることはまれであり、なかには測定担当者がいないところもある。

現に、低周波音に関する苦情対応も主に市町村長が行っているが、騒音・振動の場合と異なり低周波音については発生施設の届出あるいは規制基準等の法的規制がないこと、規制担当部門における既存の測定機器では十分対応ができないこと、測定機器が補助対象でなく、かつ高価であること、担当者が低周波音についての知識・情報を理解していない場合があること、測定方法を十分把握していない場合があること、加えて、従来の騒音・振動にみられるような都道府県等からの技術指導がないこと等により、その対応には苦慮している。このことが、全国的にみて低周波音問題の対応環境が整備されない原因の1つになっていると思われる。

低周波音の苦情件数が急増し社会的関心が高まっている現況を踏まえて、環境省において適切な低周波音対策を推進するためには、地方公共団体、特に関わりの多い市町村に対し低周波音問題の対応の体制整備のあり方(強化)等について助言(提言)することも必要ではなかろうか。

以下、そのために早急に検討すべき業務の内容について列記する。

(1) 低周波音に関する適正な情報の提供

いままで、苦情を訴える側においてもまたその苦情に対し測定・評価をする側においても誤解による事例が見受けられることがあった。そのために、地方公共団体の担当者、一般市民等を対象に、低周波音に関する基本的事項(発生源、影響、測定方法、評価、対策等)についての情報を積極的に提供する。[例えば、環境省等が発行している酸性雨、オゾン層破壊、温暖化問題、ダイオキシン等に見られるパンフレットなど]

(2) 苦情対応の処理マニュアル等の作成

特に、規制対象でない低周波音は苦情の訴えを的確に把握することが重要で

あることから、行政担当者を対象に、その受付け方から対策までを含めた苦情対応のマニュアルを、1)苦情聞き取り方法、2)発生源の確認方法、3)測定計画の立案方法、4)測定方法、5)評価方法、6)対策の検討方法、7)参考資料等の構成(次項参照)で作成する。[例えば、環境庁が発行している「拡声機騒音防止の手引き」、「建設作業騒音防止の実務」などと同様に図、表を加えてより具体的に事例を添えて作成する。]

(3) 低周波音の苦情対応等に関する研修会等の実施

低周波音に関する的確な苦情対応等を徹底するために、地方公共団体の担当者を対象に、上述した1)および2)で作成したパンフレット、マニュアル等を用いて測定技術をも含めた研修会を定期的に実施する。

(4) 低周波音等の専門家の紹介と支援活動

地域住民、行政担当者等がより具体的に低周波音対応を行うために、低周波音(騒音振動等をも含めて)専門家を紹介し、低周波音の情報提供、苦情相談の助言、研修会開催等の支援を行わせる。

(5) 効果的な発生源対策 (未然防止) のための事例集の作成

低周波音の未然防止のために、現在実施している全国状況調査の結果から、 低周波音を発生し、特に、問題が生じ易い施設の種類・規模・時間帯および低 周波音の音圧レベル等について整理し、地方公共団体の指導指針、騒音・振動 の規制業務およびアセスメント等の基礎資料として活用できる事例集を随時作 成する。

なお、低周波音を発生する施設、建設機械、生活関連機器等のメーカーおよび設置業者等の関連業界(団体)に対して適切な低周波音対策の働きかけも必要であろう。

8.2 低周波音苦情対応の対応マニュアル(仮称)の内容

現在、地方公共団体の低周波音に関する苦情については、一般に、騒音・振動の苦情の場合とほぼ同様な対応の流れで行っているが、低周波音に関する正しい情報が不足していること、法規制がないこと、組織体制(人力、測定機器)が整備されていないことなどで、十分な対応がなされているとは言えない現状である。

とりわけ、受付担当者等の低周波音に関する知識・技術力の不足がその要因の一つとなっていることを考慮すると、望ましい低周波音の苦情対応のあり方

について、例えば「低周波音苦情対応の対応マニュアル」(仮称)などがあれば、 より的確な対応が期待できるのではなかろうか。

以下、その内容の概要を、苦情対応の流れの順に(段階)に沿って示す。

(1) 聞き取り調査の段階

低周波音と思われる苦情が発生した場合には、苦情者の訴えを丁寧に聞き取りその内容が実際に低周波音によるものか否かを、必要ならば、専門家に相談し、的確に把握する。

(2) 発生源推定調査の段階

苦情の聞き取り調査と周辺の環境状況等を考慮して、発生源を推定し、発生源者に対して、行政指導の範囲で、自主的な測定および誠意ある住民対応等について説明する。

(3) 測定計画の立案段階

低周波音の測定に際しては、その目的に応じた詳細な測定方法を「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に基づいて定めるなど、測定計画を立案する。

(4) 測定実施の段階

事前に、予備調査を実施して、現場の発生状況および測定体制の整備等の確認を行い、気象条件、風雑音の影響等に配慮して適切な測定点を選定し、発生源の発生状況などを記録しながら測定を行う。

(5) 測定結果の整理・検討の段階

測定した音圧レベル指示値等の測定量を的確に読取り、「建具のがたつき閥値曲線」あるいは低周波音の知覚に関する「感覚閥値曲線」等と対応させ、どのような低周波音が発生している可能性があるかの検討を行う。

(6) 対策の検討と実施

測定結果から、低周波音発生の可能性が認められれば、発生源者と効果的な対策方法等を協議(必要に応じて専門家に依頼)し、実施する。

(7) 対策効果の確認

対策前後の測定量等を苦情者に説明し、苦情者の納得と了解を得る。

以上の各段階の内容に、図、表等を用いて解説を加え平易な文体で記述する。

9. 低周波音評価の考え方と今後の課題

9.1 従来提案されていた評価特性

騒音のうるささに対しては、低い周波数の重みを小さくしたA特性による評価が広く用いられている。知覚される超低周波音に対する評価としてG特性が制定されているが、日本における現実の低周波音問題にどのように適用できるかは現在はっきりしていない。

アメリカ合衆国では低周波音成分が多い大砲等の大音圧を発生させる軍事演習においては、C特性のslowによって測定したオーバーオール値を用いて評価している。¹⁾

日本においては、圧迫感等の評価を考えたLSL特性²⁾、低周波音についての主観的な強度についての心理的評価を考えたLF特性³⁾がある。日本において提案されたものは測定器として組み込まれたものもあるが、広く利用されてはいない。

9.2 低周波音評価の考え方

(1) 低周波音による影響

低周波音に対する苦情は、建具等のがたつき現象と低周波音が直接知覚されることによる不快感によるものがある。それぞれに対して別々の評価方法を適用することは、問題の解決に有効である。

(2) 評価の基本的考え方

建具等のがたつきは、高い周波数になるほど現象が起きにくくなる。低周波音の直接知覚による不快感は高い周波数になるほど起きやすくなる現象である。 図9.1に示すようにこの2つの現象の周波数特性は異なるので、異なる評価の方法が必要となる。

(3) 建具等のがたつきに対する評価

4章に示すように、がたつきの最小値が求められている。がたつきの閾値曲線はがたつきの最小値を示すものであること、窓ガラスは共振特性を持っており共振周波数の近傍でよりがたつきやすいこと等を考え、1/3オクターブバンドのレベルがこれらの曲線を超えるかどうかで評価を行うことが妥当である。これらの曲線を超えれば揺れやすい建具ではがたつきが起こる可能性があることを示している。建具によってがたつき始める音圧レベルは異なるので、標準偏差を考慮する必要がある。

低周波音は建具に対して外部から作用するので、測定位置は室外で行う。

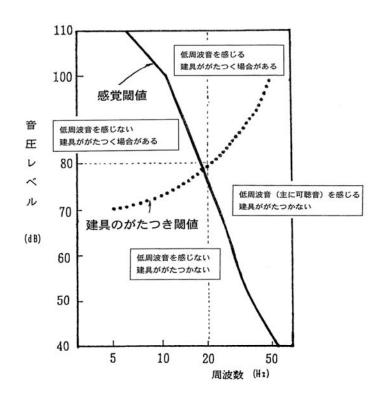


図9.1 低周波音の知覚と低周波音による建具応答の領域区分

(4) 直接知覚による不快感に対する評価のあり方

低周波音が直接知覚されることによって不快感が発生する場合がある。不快 感以外に、短期的な生理反応と長期的な生理影響があるかどうかについては議 論があるが、良好な環境を維持するためには、不快感を除去することがまず必 要である。生理的反応が発生するレベルは不快感が発生するレベルよりも高い と考えられるので、不快感を解消するレベルになれば問題はなくなると考えら れる。

諸外国のデータと、閾値測定そのものがあらゆる感覚を網羅した最小値であることを考えると、感覚閾値以下で問題が起きることは非常に考えにくい。

心理的な評価としては、4章にある「一般成人の居間における許容限度、苦情者の許容限度、圧迫感・振動感による評価」等がある。評価の方法としては、苦情との対応がよいこと、実験室実験による裏付けデータがあること等が必要となる。このレベルの設定に対しては、諸外国データを参考にすること、日本においてもさらに信頼性の高いデータを蓄積することが望まれる。

あるレベルの正弦波が複数存在した場合にその影響が合成されるかどうかについてははっきりしたデータは少ない。単一の正弦波よりも問題が多いと考えられるが合成したA特性のような単一の指標による特性の制定は現状では難しい。

(5) 苦情者のデータの取扱

苦情者は感度が良いと言われる場合がある。しかし、犬飼らの研究によると最小感覚閾値で示される感度がいいわけではなく、知覚されればすぐに受忍限度を超してしまうという感受性が強いことを示している⁴⁾。苦情者データについても通常の人のデータの中の分布の一部として位置づけられることが望まれる。

(6) G特性による評価

20Hz以下の超低周波音に対してはG特性による評価が考えられる。しかし、我国においては、G特性が適用されることは非常に少ないと考えられる。20Hz以下において超低周波音を直接知覚される苦情はまれであろう。G特性で超低周波音を知覚されるレベルにおいては建具ががたつくことが予想される。したがって、環境問題としてG特性での直接知覚のレベルが問題となることは少ないと考えられる。ただし、産業職場や乗物内等の環境を考える場合には、G特性による評価も必要であろう。

(7) 適用対象とする音源

低周波音の苦情音源として、1)エアコン室外機・ボイラーなどの据え付けられている固定音源、2)新幹線トンネル出口の衝撃音・高速道路橋からの低周波音・駐車場等のように設備は止まっているが移動する物体による現象、3)自動車・新幹線・船等の移動物体から直接放射される低周波音がある。

音源の状態によって苦情となるレベルは異なっている。一般に固定音源については、苦情発生時の音圧レベルが低く、音源のレベル変動も少ないものが多い。今後ガイドラインを作成する場合には、まず、固定音源についてのガイドラインを作成することが必要であろう。実験データも純音成分による固定音源データに相当するものが得られている。

移動物体等によるもの、発破による低周波音等は、低周波音のレベルが変動 し、継続時間も短いので、それらの評価は固定音源の場合と比べてより複雑と なるであろうことから、次の段階の課題としたい。

(8) 周波数範囲

低周波音の定義としては、1Hz~約100Hz以下と考えられている。既に策定されている低周波音測定方法に関するマニュアルでは、1/3オクターブバンド中心周波数で1Hz~80Hzまでとなっている。測定器の現状等を含めて考えると、当面は、低周波音として1/3オクターブバンドで80Hzまでを適用範囲の上限とするこ

とが考えられる。最近は100Hz付近あるいは、それ以上の周波数成分による苦情も見受けられるようになってきた。それらの周波数成分に対しては、当面は、 騒音の分析器を使って測定し、普通騒音の規程も考慮しながら、対処する方法 がある。

判断が難しい場合は、専門家に相談することにより、問題解決を目指すことが考えられる。

(9) 測定場所

建具等のがたつきは、外部から伝搬した低周波音の圧力によって振動するものであるので、室外で測定したデータが適用される。

低周波音の直接知覚は、多くは室内で起こるので、苦情が発生している場合には室内で測定することが必要となる。マンション内部における苦情においても室内データは測定可能である。実験室で行われている被験者データも室内を想定して行われている。また、室外も可能であれば、測定しておくことが必要である。

室内の音圧レベルから室外の音圧レベルを、あるいは室外の音圧レベルから 室内の音圧レベルを推定するためには、低周波数領域における1/3オクターブバンド毎の内外音圧レベル差のデータを蓄積することが必要である。

9.3 今後の課題

今年度の報告書で、低周波音が生活環境において何らかの影響を及ぼしている場合があることが明らかになってきた。また、苦情者についても個人差を考慮すればそれなりの対応が可能であると考えられる。

これらの研究成果の蓄積にたって、より快適な生活環境を維持するために必要な低周波音に対する適切なガイドライン (物的影響を避けるためのガイドライン、不快感を避けるためのガイドライン等) の作成が望まれる。ガイドラインの作成にあたっては、適用する音源、個人差、測定位置等を考慮することが必要であろう。また、アセスメントのために、室外レベルの予測のためのデータを提供することも必要になるであろう。

さらに、低周波音問題が複雑であり、数値で規定するだけですまない面を考え、問題解決をサポートする体制を作る必要が考えられる。

今後、実験データを蓄積し、ガイドラインの作成を実現することが課題とな ろう。

[参考文献]

- 1) ANSI S12.4-1986 (ASA 63-1986), Method for Assessment of High-Energy Impulsive Sounds with Respect to Residential Communities.
- 2) 時田保夫: 低周波音の評価について、日本音響学会誌、41巻11号、pp.805~812, 1985
- 3) 犬飼幸雄:低周波音評価の周波数荷重特性について、日本騒音制御工学会技術レポート、No. 7, pp19-31, 1987
- 4) 犬飼幸男、多屋秀人、山田伸志、騒音被害者における低周波音の感覚閾値及び許容音圧レベルについて、日本騒音制御工学会研究発表会講演論文集、pp. 23~26, 2002.4

巻 末 資 料

[巻末資料 1] 生活環境中における低周波音発生実態 1)

(1) 生活環境中で観測される超低周波音の音圧レベル

生活環境中で観測される超 低周波音の音圧レベルを**図1**に 示す。

これによると、屋外で観測される超低周波音の音圧レベルは、G 特性音圧レベルで最大でも130dB程度である。通常の市街地屋外ではG特性音圧レベルで55~95dB程度、住宅内ではG特性音圧レベルで50~90dB程度、一般建物内では65~100dB程度の音圧レベルが観測されている。また、道路・鉄道・空港・港周辺では80~115dB程度、乗り物内では100~130dB程度、渡・滝・雷等の自然現象

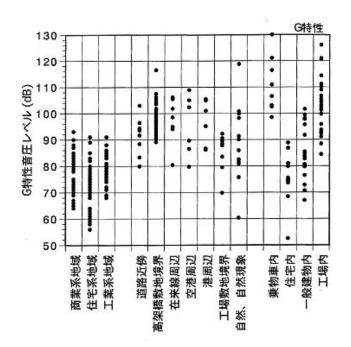
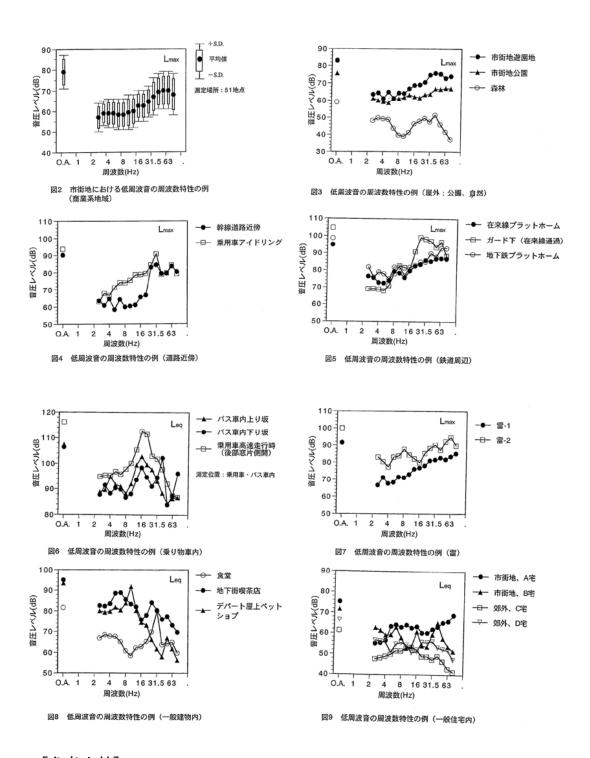


図1 生活環境中で観測された超低周波音のG特性音圧レベル

では 60~120dB 程度の音圧レベルが観測されている。乗り物内では比較的高い音圧レベルが観測されているが、このうち、最も G 特性音圧レベルが高かったのは、後部窓を少し開けて高速走行した場合の乗用車内で、室内の共鳴により 130dB が観測された。

(2) 生活環境中で観測される低周波音の周波数特性 2), 3)

生活環境中で観測される低周波音の周波数特性の測定例を図2~図9に示す。市街地で観測される低周波音は40~80Hz 付近に主要成分がある。これらは道路交通等の背景騒音によると考えられる。道路・鉄道周辺で観測される低周波音は20Hz 以上に主要成分がある。乗り物車内では、バス走行時のディーゼルエンジンによる16Hz の帯域に卓越成分をもつ低周波音が、乗用車窓開け高速走行では室内の共鳴により発生する16,20Hz の帯域に卓越成分をもつ低周波音が観測されている。雷の測定例では、可聴域に主要周波数成分がある。また、一般建物内で観測される低周波音のなかには、20Hz以下に主要成分があるものもみられるが、これは換気用の大型空調機や送風機によるものと考えられる。



[参考文献]

- 1) 落合博明、横田明則; G 特性音圧レベルによる低周波音の評価について、日本騒音制御工学会研究発表会講演論文集, (1998.9), pp. 191~194.
- 2) 環境庁大気保全局: 低周波音の測定方法に関するマニュアル, 平成12年10月; (図2,図6)
- 3) 小林理研データ ; (図3~図5, 図7~図9)

[巻末資料 2]

○ 聾者の最小可聴値

山田等¹⁾は聾者の最小可聴値を測定した。聾者の最小可聴値は100Hz 以下の低周波音領域では健聴者の最小可聴値よりも30~40dB高く、このことから、健聴者では低周波音も通常の音と同様に耳で感知していると推測される。

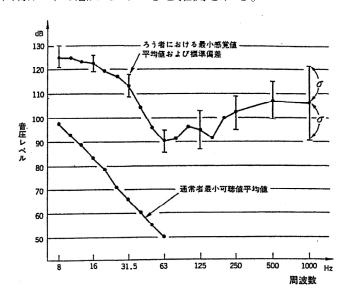


図1 聾者における最小可聴値の平均値と標準偏差

○ 超低周波音による直接的な生理的影響の限界値に関する提案

超低周波音による生理的影響を現さない限界として、**図2**の直線 A が Johnson²⁾により提案されている。我国におけるこれまでの調査においても、一般生活環境で観測される程度の超低周波音(120dB 以下)では、直接的な生理的影響は確認されていない。

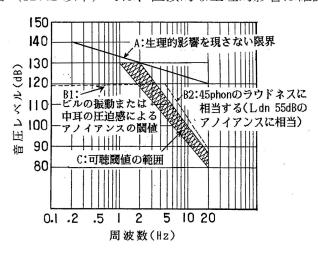


図 2 Johnson の提案基準

○ 低周波音の感覚実験結果

中村等³は低周波音の感覚実験を行い、実験結果をもとに様々な感覚の領域を図示した。結果を**図3**に示す。図中には、低周波音特有の感覚である「圧迫感・振動感」、「やかましい」、「痛みを感ずる」の3つの領域が示されている。これと併せて、「判る一判らない」、「気になる一気にならない」、「よく判る一不快な感じがしない」、「大いに不快一非常に気になる」の境界線が示されている。

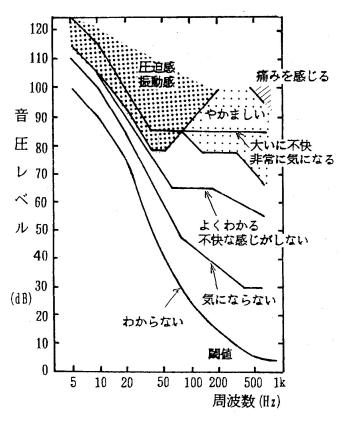


図3 低周波音の感覚実験結果

[参考文献]

- 1) 山田伸志、渡辺敏夫、小坂敏文: 低周波音の感覚受容器,騒音制御, Vol. 7, No. 5, (1983), pp. $36\sim38$.
- 2)D.L. Johnson : Auditory and physiological effects of infrasound, Proceedings of Inter-noise75, (1975), pp. $475\sim482$.
- 3) 中村俊一,時田保夫,織田厚:低周波音に対する感覚と評価に関する基礎研究,昭和55年度文部省科学研究費「環境科学」特別研究,1979

[巻末資料 3] 低周波音の心理反応実験結果

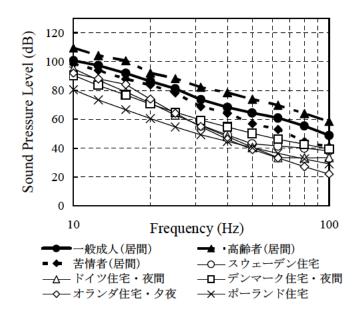


図1. 一般成人, 高齢者, 苦情者の許容限度音圧レベル平均値と諸外国の基準1)

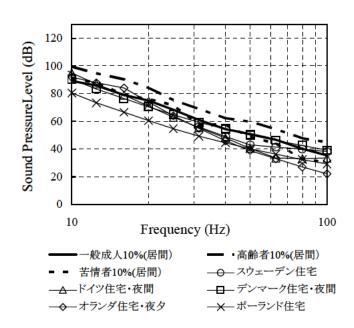


図2. 一般成人, 高齢者, 苦情者の許容限度音圧レベル 10 %値と諸外国の基準 1)

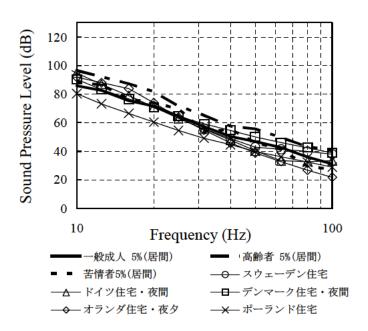


図3.一般成人,高齢者,苦情者の許容限度音圧レベル5%値と諸外国の基準1)

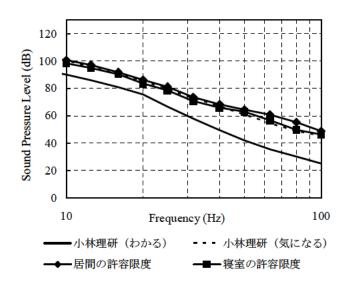


図4.「居間」・「寝室」の許容値10と「わかる」・「気になる」の優先感覚20の関係

許容限度測定条件及び被験者

- 1. 測定場所:產総所·低周波音実験室
- 2. 刺激音:10~100Hz の純音 11 種.
- 4. 生活場面:「居間で静かに新聞を読んでいる場面」で、「長時間の継続音」を想定.
- 5. 被験者:以下の3群の被験者.
 - 1) 一般成人群:正常聴力を有する 20~50 歳代 39 人 (大学生と主婦).
 - 2) 高齢者群:シルバー人材センター派遣の60~75歳23人(男12,女11).
 - 3) 苦情者群:騒音被害者の会から自主参加した12人(男3人,女9人).

<引用文献>

- 1) 犬飼幸夫, 多屋秀人, "低周波音に対する日本人の許容限度評価特性とヨーロッパ諸国のガイドラインについて", 日本音響学会講演論文集, pp. 901-902, (2003.3).
- 2) 中村俊一, 時田保夫, 織田 厚: 低周波音に対する感覚と評価-「低周波音計」設計のための基礎的考察-,音響学会騒音研究会資料, N-8109, pp. 15-24(1981).

[巻末資料 4] 低周波音の生理的影響に関する医学文献レビュー

(1) 検索対象および方法

本文献調査では低周波音による健康影響を医学的な観点から科学的に評価することを目的とし、使用する文献データベースとして1)医学文献の世界最大のデータベースであるMEDLINE、2)わが国最大の医学文献データベースである医学中央雑誌、特に環境と健康影響に関する文献のデータベースとして評価されている米国の国立産業保健安全研究所(US NIOSH, US National Institute for Occupational Safety and Health)による NIOSHTIC(R)/NIOSHTIC-2 とカナダの産業保健安全センター(Canadian Centre for Occupational Health and Safety)による OSHLINE(TM)を使用した。さらに、これらのデータベースには収載されていないが、低周波音に関する文献を多数掲載している英国の雑誌である Journal Low Frequency Noise, Vibration and Active Control より有用と思われる論文をハンドサーチにて適宜使用した。対象は 1984 年以降に英語または日本語で発表された人を対象とした論文とした。

(2) 文献検索結果

コンピュータによる一次検索では 703 件の論文が検索された。これらを抄録および本文から下記の採用基準で絞込みを行い、基準を満たした論文は、ハンドサーチ分を含めて 10 件のみであった。使用した採用基準は以下のとおりである。

- 1) 1984年以降に発表された論文であること
- 2) 英語または日本語で発表された論文であること
- 3)人を対象としたもの
- 4) 低周波音が主たる曝露であること
- 5) 生理的影響の評価がされているもの

(3) レビュー結果

10 件のうち、6 件が実験研究、4 件が症例―対照研究(1 件)、症例報告(1 件)および断面調査(2 件)による疫学研究であった。

Mirowska ¹⁾ はポーランド国内での調査において、低周波音による被害を訴えている人の住むアパートの住人と、性、年齢をマッチした被害を訴えている人のいないアパートの住人(合計約 60 名)について質問票による自覚症状調査とともに曝露量調査を行った。その結果、感覚閾値以下でもイライラ感などの心理的影響とともに、心部不快感や慢性不眠などの影響を示唆する結果が得たとしている。しかしながら、周波数を含む曝露レベルの結果が記載されておらず、また、人数が少ない点など、結論を下すには不十分な点が多い。van den Berg ²⁾ は低周波音による被害を訴えている者 19 名(症例群)と訴えていない者 17 名(対照群)についての症例ー対照研究を行い、両者の間で低周波音の曝露レベルに差があるかどうかにつき検討した。その結果、症例群のうちの

数名においては感覚閾値以上の低周波音の曝露が認められたものの、それ以外は感覚閾値以下であり、両群の曝露レベルには差が認められなかった、としている。著者はこの結果について、1)低周波音による耳鳴り、2)症例群に多く認められた可聴域における聴覚障害によるマスキングにより低周波音がより過敏になったこと、3)聴覚以外からの感覚による感知、の可能性を挙げている。

Lundin ら ³ は引越し直後から低周波音によると思われる不調を訴えている夫婦についての症例報告をしている。その中で低周波音レベルの変動と自覚症状の大きさとの関係を調べたが、低周波音のレベルは卓越周波数であった 49Hz で 30~40dB を記録し、感覚閾値を下回るレベルがほとんどを占めた。そのような環境の中でも愁訴を訴えたが、騒音レベルと症状の愁訴の大きさに相関は認められなかった。著者らはこの結果について、調査以前の低周波音レベルは調査時より大きく感覚閾値以上であり、その当時の経験のために、低周波音のレベルに関わらず愁訴を訴えてしまうのではないかとしているが、感覚閾値以下で愁訴を訴えているかどうかについては言及していない。

わが国から報告された疫学研究では、Nagai ら⁴⁾ が、高速道路沿線の居住者を対象にアンケート調査を行い、自覚症状と高速道路からの距離との関係を調べている。高速道路の近くほど建具のがたつきが大きく、疲労感、睡眠妨害、めまい、などの有訴率が高い、という結果を得ている。この研究はすでに住民からの被害の訴えがでている地域を対象としたものであり、自覚症状の回答にはバイアスが存在する可能性があり、解釈は慎重に行う必要がある。

実験研究では、単一周波数の感覚閾値周辺の低周波音曝露により、感覚閾値と生体の反応や影響の関係について調べてものがわが国の研究者によりいくつか報告されている。Yamada ら 5 は皮膚電位反射などの生理反応が感覚閾値以下では認められなかったとしている。一方、Okai 6 は周波数 10Hz の超低周波音において、聴覚閾値以下で脈波および呼吸数変化、皮膚電位反射などの生理反応が認められたとしている。また、Inabaら 7 は睡眠中の者に対しては感覚閾値以上の音でも睡眠への影響は認められないとの報告をしており、低周波音による大きな訴えの一つである睡眠障害は聴覚を介した反応であることを示唆している。その他に、岡本ら 8 、Takigawa ら 9 が、身体動揺への影響をみるための実験を行っているが、短時間の急性曝露によるものであり、いずれも曝露の強さと影響との関連を見ようとしたものではなかった。

以上のように、これまでの知見は Okai らの報告を除き、全体としては低周波音による 生理反応あるいは影響は聴覚・感覚閾値以下では起りにくいことを示唆するものである が、そのことの強い根拠を示したものは未だないといえる。このリサーチ課題に対し明 確に答え得るような、より良くデザインされた調査・研究の実施が望まれる。

[調査文献一覧]

- 1) Mirowska M. Evaluation of low-frequency noise in dwellings. New Polish recommendations.
- J Low Frequency Noise, Vibration, 20(2), 67-74, 2001
- 2) van den Berg G. P. Low frequency sounds in dwellings: A case control study. J Low Frequency Noise, Vibration, 19(2),59-71,2000
- 3) Lundin A, Ahman M. Case report: Is low-frequency noise from refregerators in a multi-family house a cause of diffuse disorders? J Low Frequency Noise, Vibration, 17(2),65-70,1998
- 4) Nagai N, Matsumot M, Yamasumi Y, et al. Process and emergence on the effects of infrasonic and low frequency noise on inhibitants. J Low Frequency Noise and Vibration, 8(3), 87-99, 1989
- 5) Yamada S, Watanabe T, Kosaka T et al. Physiological effects of low frequency noise. J Low Frequency Noise, Vibration, 5(1),14-25,1986
- 6) Okai O. Effects of infrasound on respiratory function of man. J Low Frequency Noise, Vibration and Active Control, 5(3), 94-99, 1986
- 7) Inaba R, Okada A Study on the effects of infra-and low frequency sound on the sleep by EEG recording. J Low Frequency Noise, Vibration, 7(1), 15-19, 1988
- 8) 岡本 健、吉田昭男、井上仁郎、田丸浩志. 超低周波音の人体に及ぼす影響. J UOEH, 82 suppl, 135-149, 1986
- 9) Takigawa H, Hayashi F, Sugiura S, et al. Effects of infrasound on human body sway. J Low Frequency Noise, Vibration and Active Control, 7(2),66-74,1988

[巻末資料 5] 諸外国のガイドライン(抜粋)

以下に示すものは、諸外国のガイドラインを記した資料を翻訳したものである。資料の中の、低周波音に関係する部分のみを掲載する。主要な内容については、本文の第5章、諸外国のガイドラインに示している。

なお、出来る限り本文に忠実なように、直訳を行っている。そのため、資料の掲載の形式等は統一されていない。

1. アメリカの規準

American National Standard: ANSI S12.9-1996-Part 4

"Quantities and procedures for description and measurement of environmental sound - Part 4: Noise assessment and prediction of long-term community response

概要

この規準は、1個あるいは複数の音源による長時間の環境騒音に対するアセスメントと、アノイアンスの反応を規定するための方法である。音源は、個々の音源あるいは、それらの複合されたものである。この規準の適用は、人間が住んでいて、長期間の土地利用がされている地域についてである。この規準は、公園あるいは荒れ地のように、一時的に人間が入り込む地域への音の影響を示すものではない。また睡眠影響あるいは、健康影響を明らかにする目的ではない。この規準は、短時間、回数の少ない場合、繰り返しのない音源に対する住民反応を予測するものでもない。

目次

前書き

- 0 前書き
- 1 全体概要
- 2 関係する規格
- 3 定義
- 4 環境騒音のための表示値
- 5 測定位置
- 6 暗騒音の補正
- 7 単一音源あるいは複合音源における環境騒音のアセスメントの方法
- 8 環境騒音のアセスメントと長期間暴露におけるアノイアンス反応の 報告書

付録

- A 暗騒音の補正
- B 高エネルギーの衝撃音
- C 純音成分を持つ音
- D 強い低周波音成分を持つ音
- E 航空機の直近通過による波形の立ち上がり率
- F 昼夜補正平均音圧レベルの関数としてのアノイアンスの大きい人口の パーセント
- G 文献

付録D (informative:情報の提供の意味)

強い低周波音成分を持つ音

D 1 緒言

強い低周波音成分を持つ音は、A特性で予想されるよりも大きなアノイアンスを引き起こす。アノイアンスの増加は以下のような因子によって引き起こされる。

- 1) 低周波音は高周波音よりも建物の遮音が小さい。
- 2) 低周波数になるほどラウドネスが大きくなる。さらに 16、31.5、63Hz において、75~80dB を越すとはっきりした建物のガタツキが発生する。ガタツキが発生するとアノイアンスが増加する。この付録は、強い低周波音成分を持つ音のアセスメントに適用できるであろう。

D2 考慮すべき点

強い低周波音成分を持つ音の分析は、以下の3つの観点で行われる。

- 1) 一般に中心周波数 16、31.5、63Hz において、音圧レベルが 65dB 以下であれば、アノイアンスは小さい。しかし、振幅が急激に変動する場合、例えばポピュラーミュージックのリズム楽器などでは、65dB 以下でもアノイアンスが発生する。
- 2) 非常に低い周波数では、音圧レベルの上昇によって、アノイアンスが非常に増加する。
- 3)強い低周波音成分によるアノイアンスは、実際上は、室内だけである。 高い周波数では、家の窓や壁は大きな遮音量を持つが、16、31.5、63Hz の低 周波音は、簡単に通り抜けてしまう。最低の遮音量と室内の共振モードによ って、室内と室外では音圧レベルはほとんど同じである。

D 3 応用

この付録の利用は、強い低周波音成分をもつ本質的に連続的な音に適用される。

D 4 記号

強い低周波音成分を持つ音としては、16、31.5、63Hz のオクターブバンドの時間平均音圧の合計である。対応する低周波音圧レベルは L_{LF} で表される。

D 5 強い低周波音成分を持つ音の補正騒音暴露

強い低周波音成分を持つ音に対して、補正騒音暴露レベル $L_{\rm NE}$ は低周波音 E レベル $L_{\rm LF}$ から以下の式で計算される。

$$L_{NE} = 2(L_{LF} - 65) + 55 + 10\log(T/1)$$

= $2L_{LF} - 75 + 10\log(T/1)$ (D 1)

ここで、Tは秒で表し低周波音が存在する継続時間である。式(D1)の2(2倍)という数字は、低周波音ではアノイアンスが急激に増加することに対応している。また式(D1)は、低周波音圧レベルが75dBを越すとがたつきが発生し、それによるアノイアンスの増加も含んでいる。

D5.2 低周波音圧レベルからの補正騒音暴露量

強い低周波成分を持つ音に対しては、補正騒音暴露量Nは、低周波音圧レベルLLFから以下の式で計算される。

$$N = T \left[10^{0.1(2LLF-75-94)}\right]$$

$$= T \left[10^{0.1(2LLF-169)}\right]$$
 (D 2)

2. オランダの推奨基準(低周波音苦情のアセスメント)

Assessment of Low Frequency Noise Complaints G. P. van den Berg, W. Passchier-Vermeer

pp1-4, Inter-Noise 99 in Florida

苦情者

オランダにおいて、最近、役所、医師、音響専門家へ、低周波音についての苦情が持ち込まれている。1998~1999 にかけて、オランダでいくつかの研究が行われた。そのひとつは、苦情者たちの、年齢、性、職業、聴覚閾値、音に対する感受性、家で過ごす時間、心理状態、健康状態の調査である。その調査によると、苦情は数年間続き、苦情者のQOL(生活の質)と健康を脅かしている。

測定

オランダの基準に従って、室内外でA特性のLeaが測定された。

いくつかのケースでは、苦情者は、音がエアコンユニット、送風機、近所あるいは離れたオフィスもしくは工場から来ると思っている。他の多くの場合は、音源はわかっていない。

第2の研究では、苦情者の住居内で苦情者が知覚しているという時刻に低周波音圧レベ

ルが測定された。その結果は、苦情者でない通常の人たちの住居内の測定値と比較された。

アセスメント

役所に訴えがあった場合は、低周波音があるかどうかを判断しなければならない。そこで、第3の研究として、どのレベル以上であれば知覚されるか、それゆえに、ストレスあるいはアノイアンスの原因として作用するかどうかを判定しなければならない。 測定法とアセスメントの手順が、低周波音に対するガイドラインを含めて、オランダ騒音アノイアンス協会(NSG)で発行され、オランダの政府機関である住居空間環境省で承認された。このガイドラインは音源を明らかにする方法は含んでいない。

知覚

苦情者は、通常うなるようなハムの音、エンジンのような音、圧迫感・振動感を訴える。数日間、数週間知覚され、強くなったり弱くなったり、消えたりする。何年間も続けて知覚されることもある。全ての苦情者は、睡眠に障害を受ける。望まれない音に暴露されると苦情者の健康を脅かす。夜間に低周波音を知覚すると重要なストレッサーになり、昼間になっても通常有害な感覚が続く。そのことによって、精神安定剤(トランキライザー)、睡眠薬の使用の増加をもたらす。他の人々(伴侶、訪問者、研究者)が低周波音を知覚しないことにいらいらしたりする。

苦情者は、その音は連続で、音の大きさは一定かあるいは数秒間で変化すると言う。測定は、苦情者が知覚していると主張する時間に行う。

アセスメントの方法

研究によると、レベルに対して強い相関がなく、知覚されればアノイアンスが起こり、苦情を引き起こす。だから、個人個人の聴覚閾値を超して知覚されると問題となる。大部分の苦情者は、年長の人であり、苦情者の平均年齢は54歳である。だから、50-60歳の一般の人の可聴閾値を基準として使う。両耳での最小可聴値で感度のいい方から数えて10%目の人の値が使われる(周波数は、1/3オクターブである)。表1にその値を示す。ISO226によると、若い人においては、10%目の人の最小可聴値は、平均値から4.5dB下がった値である。

表 1 低周波音の最小可聴値(平均値及び 10%レンジの値) 50-60歳の人の 20-100Hz の 10%レンジの値は、NSGの基準カーブである。

	10	12. 5	16	20	25	31.5	40	50	63	80	100	125	160	200
50-60 才の平均値	103	99	95	85	75	66	58	51	45	39	34	29	25	22
50-60 才の 10%値	92	88	84	74	64	55	46	39	33	27	22	18	14	10
若者の平均値	96	92	88	78	66	59	51	44	38	32	27	22	18	15
若者の 10%値	89	85	81	71	59	52	43	36	30	24	19	15	11	7

推奨される測定法とアセスメントの手順

ガイドラインの目的は、知覚されている低周波音が検出可能であるかどうかを調べることである。低周波音の存在が明瞭である場合は、苦情者自身が妥当と思われる時間(通常は夜間)と場所で音を録音する事がすすめられる。記録の再現性を調べるために、少なくとも異なる日の夜間に2回以上測定される。可能ならば、苦情者によって低周波音が知覚されていない時にも録音しておくことが望ましい。測定場所も苦情者によって知覚される場所で行う。標準的には、地上1-1.5mの高さで、寝室で、両側の壁から0.4-0.5m離れたコーナーで行う。平坦特性で測定し、20Hz 以上で内部雑音レベルが推奨基準のカーブよりも10dB以上低い測定器で行う。録音中は、調査者には聞こえない可能性があるので、混乱を避けるために、その場にいない方がいい。ただし、音源に対する法的な測定を考えるなら、調査者がいた方がいい。測定時間は、10-15 分である。測定は、被験者の感じる音の強さに従って、何回か録音する。

解析

考える周波数範囲は、20-100Hz である。1/3 オクターブバンドで複数のバンドが基準値を超すならば、1/12、1/24 オクターブの分析、あるいは線スペクトルによる分析が行われる。

アセスメント

1/3 オクターブバンドのレベルが基準値を超していたら、低周波音は可聴であり、潜在的にアノイアンスを起こすと考える。もし、1/3 オクターブバンドの等価騒音レベルが基準値以下であるならば、苦情者は、10%以下の閾値を持っているか、あるいは 20Hz以下か、100Hz以上であるか、あるいは、耳の中の音(例えば、血流の流れの音、もしくは、耳鳴り)と考える。

3. ポーランドの新しい推奨基準

Evaluation of Low-Frequency Noise in Dwellings. New Polish Recommendations, Marianna Mirowska, Joural of Low Frequency Noise, Vibration and Active Control, pp67-74, vol. 20, No. 2, 2001.

(Recommendation No 358/98 of the Building Research Institute, "Assessment of the low-frequency noise in dwelling)

建物の内外に設置された装置から住居内へ侵入する低周波音に対する、ポーランドの推 奨基準である。

低周波音の苦情あるいは健康被害は、検知限程度か、暗騒音を少し上回るだけで苦情になる。

バックグラウンドの低周波音と比較して、純音性の場合には 10dB を超えたときに、広帯域の低周波音の場合は 6dB を超えたときに、住民を悩ませる。

音源は、たとえば、ポンプ、変圧器、送風機、冷凍機等である。

疫学的調査の結果

閾値に近いレベルでも潜在的健康被害をもたらす。低周波音への暴露は、憂鬱な状態を引き起こすようである。

低周波音の閾値の測定

複合音では、各純音成分が純音の感覚閾値よりも 10dB 低くても知覚されるであろう。 純音性の低周波音の場合、マスキングの低周波音よりも 12-16dB 大きいと、検出される。複数の純音成分を含む場合は、マスキング音の 7-11dB 大きいと、検出される。

低周波音の見積もりのための、基本的な限界値

 L_{A10} =10 $-k_A$

 L_{A10} は、10dB(A)に相当する 1/3 オクターブバンドの音圧レベル k_A は、A特性の補正値 L_{AF} =10dB

上記の基準は、以下の条件を満たす。

- 1. この基準以下では、問題が起こらず、これを越すと多分住人にアノイアンスを起こすであろう。
- 2. 夜間におけるバックグラウンドの 50Hz 以上のレベルの平均値は、 A_{10} と同じか、それより低い値である。50Hz より低い周波数では、バックグラウンドのレベルはこの基準より通常低いレベルである。

- 3.80Hz 以上では、 A_{10} は 10phon のカーブと同等であり、63Hz 以下では、閾値よりも低い値である。
- 4. 全ての超低周波音領域(10Hz以上)成分が A_{10} カーブにのっている場合は、

 $L_{c}=83dB$ である。

- 5. 全周波数成分 (20-20000Hz) が A_{10} カーブにのっている場合は、 L_{AF} は約 21dB で、 A特性音圧レベルは約 25dB である。
- 6. A_{10} 特性は、等価修正音圧レベル L_{AF} =10dB に相当する。実用的には、1/3 オクターブバンドでの A特性音圧レベルは、評価に使える。
- 7. A特性はよく使われているので、A特性で修正されたスペクトルを読むことは可能である。現場で低周波音被害の概略を予測することが可能である。

 A_{10} カーブは、50Hz 以下では、閾値よりも下にある。研究所で行った実験では、純音の 閾値に比べて、多数の純音成分を同時に含んだ場合では、10dB も低くなることがある。 夜間では、バックグラウンドの低周波音は、 A_{10} カーブよりも低いレベルであり、日中では、 A_{10} と A_{20} との間である。

アノイアンスがあると考えられる場合は、

 ΔL_1 =測定された音圧レベルと A_{10} カーブとの差

ΔL₂=測定された音圧レベルとバックグラウンドの音とのレベル差としたとき、

 $\Delta L_1 > 0$

 Δ L₂>10dB(純音の場合)、 Δ L₂>6dB(広帯域音の場合)の状態でアノイアンスがあると考えられる。

低周波音アセスメントの原則

予備調査:グラフを使ったアセスメント

 $10-250 \, {\rm Hz}$ の 1/3 オクターブ分析を行い、 ${\bf A}_{10}$ カーブと比較する。どれかの成分が ${\bf A}_{10}$ カーブを越えていれば、低周波音のアノイアンスが起こっていると考える。

完全な調査

Lн: 低周波音の測定値

L_T: バックグラウンドの値

 Δ L $_1$ = L $_{\rm H}$ - L $_{\rm A\,1\,0}$: 1/3 オクターブバンドの騒音の音圧レベルと A $_{\rm 10}$ カーブの音圧レベルとの差

 $\Delta L_2 = L_H - L_T$: 騒音の音圧レベルとバックグラウンドのレベルとの差上記について、10-250Hz の 1/3 オクターブバンド全てについて計算する。

周波数(Hz) L_{T} ΔL_1 $L_{\rm H}$ L_{A10} ΔL_2 10 26.0 26.4 80.4 -54.00.4 12.5 22. 1 22.2 73.4 **-51.** 2 0.1 16 66.7 20 60.5 25 54.7 31.5 49.3 40 44.6 50 40.2 63 36.2 80 32.5 100 23.4 43.8 29. 1 +14.7 20.4 125 26. 1 160 23.4 200 20.9 250 13.0 12.9 18.6 -5.7-0.1

表1 低周波音の完全なアセスメントのための一例

4. ポーランドの産業職場内における超低周波音の提案

Proposal of New Limit Values for Occupational Exposure to Infrasonic Noise in Poland, Malgorzata Pawlaczyk-Luszczynska, Anna Kaczmarska-Kozlowska, Danut a Augustynska, Maria Kamedula, Journal of LFNV and Acitive Control, vol. 19, No. 4, pp183-193, 2000

産業職場内の超低周波音の提案

一般の労働者

L₆(8時間の等価レベル)102dB以下

瞬時値は145dB以下(平坦特性)

102dB(L_c)は、スウェーデンの産業職場の基準とほとんど同じである。

妊娠中の女性、青少年について

L₆(8時間の等価レベル) 86dB以下

瞬時値は145dB以下(平坦特性)

5. スウェーデンの推薦基準

「室内騒音と大音圧レベル騒音」

SOSFS 1996:7/E

General Guidelines issued by the Swedish National Board of Heal th and Welfare (スウェーデン国立健康福祉省による一般的ガイドライン)

Indoor Noise and High Sound-Levels 1996年5月15日より適用

- 1 緒言
- 2 法律
- 3 音響用語
- 4 音源
- 4.1 固定された装置からの騒音
- 4.2 生活あるいは業務活動に伴う騒音
- 4.3 産業活動、レジャー活動等に伴う騒音
- 5 騒音の影響
- 5.1 緒言
- 5. 2 騒音による直接的生理影響
- 5. 3 聴力損失
- 5. 4 会話、仕事、学習への影響
- 5.5 睡眠影響
- 5.6 社会心理的影響と医学的影響
- 5. 7 騒音によって引き起こされた妨害
- 5.8 低周波音と純音成分による特別な影響
- 6 ガイドラインと推薦レベル
- 7 応用範囲
- 8 参考資料
- 8.1 文献
- 8.2 測定法、ガイドラインについての資料

1 緒言(一部のみ翻訳)

騒音とは、望まれない音であって、一定の定義があるわけではない。 騒音レベルの大きさだけがいつでも最大の原因ではない。種々のパラメ ータを考慮して考えなければならない。

ガイドラインを越えるならば、(広い意味での)健康影響があるであろう。推薦レベルを越えるならば、潜在的に騒音による妨害の可能性を示している。推薦レベルは、種々の不確実性を含んでいるが、健康妨害の程度の判定に使われる。推薦レベルは、また計画段階における目標値と

しても使われるべきである。

中略

特別な注意が低周波音に払われている。高出力の音響装置、送風機、ヒートポンプが地域で使われている。低周波音は dB(A)の値が小さくても妨害を引き起こすと言える。この推薦書では、低周波音をどの様にアセスするかが述べられている。この推薦レベルは、家屋建物に関する基準とは異なっている。建物を建てる場合については、この推薦レベルは、単なる目標値と考えればよい。

4 音源

4.1 固定された装置から発生する騒音

送風機、換気装置、エレベータ、ヒートポンプ、地域暖房システム等固定された装置から発生する騒音がある。多くの固定された装置は低周波音を発生する。

換気装置は、低周波音と共に、時には「ブーブー」という高い音も発生する。送風機は固体伝搬音も発生する。ヒートポンプはよく知られた低周波音源であり、空気伝播あるいは固体伝播で伝わる。洗濯室も振動を発生し固体伝播音を起こす。多くの音源は、昼も夜も音を発生する。これらの音は、静かな地域、あるいは、夕方特に夜間において知覚され易い。

5. 2 騒音による直接的生理影響

直接的な生理反応として、注目反応と防御反応がある。心拍数、血圧が瞬間に減少し、毛細血管の血流の減少が起こる。強い音の場合は、筋肉が反射的に収縮し、驚愕(びっくり)反射と呼ばれる反応がある。

防御反応は、音圧ばかりでなく音に対する個人の関わりにも関係がある。例えば、予期せぬ音、見知らぬ音、恐怖を感じる音等である。この場合には、緊張の増大、心拍数、呼吸数の増大、ホルモン分泌が増大する。これらの反応は、睡眠中には低いレベルで起こる。

5.8 低周波音と純音による特別な影響

高周波音と違って、低周波音は疲労あるいは集中力への影響などで知覚される。連続的低周波音は、その音源が止まり解放感があるまでは気が付かないことが多い。送風機の音は停止するまでは気が付かない事がある。高周波音と違って、低周波音は最小感覚閾値のごく僅か上で、不快感・症状を引き起こす。症状としては、疲労、集中力減少、頭痛、耳の周りの圧迫感、場合によっては眠気、船酔いである。低周波音によって一旦妨害が起こると、妨害されたという感覚は、なかなか静まらないようである。

色々の活動で引き起こされた 20~40Hz の周波数範囲の音による妨害

は、充分には調べられていない。しかし、いくつかの現場調査によって、より低い周波数では妨害が増加することが見られている。 25~31.5Hz では、妨害の起こるレベルは、最小感覚閾値と同じかすぐ上のレベルで発生する。例えば、125Hz では最小感覚閾値より 10~15dB 程度上のレベルまでであれば、妨害は起こらないであろう。

最小感覚閾値と受忍不可能として知覚されるレベルとの差は、高周波音の場合よりも低周波音の場合の方が小さい。63Hz における 6dB の差は、1000Hz における 10dB の差に相当する。このことは、低周波音におけるレベルの増加はより強く感じられ、多分高周波音におけるレベルの増加よりも強く感じられる。

自宅において間欠的な低周波音に暴露される人の場合に、25dB(A)でも妨害されると感じる。そのような妨害は、建物を通して伝播するライブ音楽あるいはディスコの音で通常起こる。

聴力損失のある人でも、小さいレベルの低周波音で妨害される。このことは、高周波領域の聴力損失は、音の歪んだ知覚を引き起こし不自然な感覚を起こすからである。

純音成分を含む騒音は、純音成分が無い場合に比べてより妨害を起こす。(Naturvardsverket, meddelande 6/1984, Externt industribulle r 参照)

6. ガイドラインと推薦レベル

騒音のガイドラインは、まず第1に音響的特性から決定される。ガイドラインの値は、騒音の最大値(間欠的な音に対して)と等価騒音レベル(連続的な音)で規定される。低周波音に対する推薦レベルは、等価騒音レベルについてのみ規定される。聴力への予防的測定としての推薦レベルでは、最大値と等価騒音レベルの両方が与えられる。

表 1 室内での健康妨害としての騒音のアセスメントのためのガイド ライン

> 音圧レベル dB 最大値 L_{AFmax} = 35 - 45 等価レベル L_{Aeq, T} = 30

最大騒音レベルとして、より高い騒音レベルのガイドラインとして、45dB(A)が睡眠妨害、目覚め、目覚め後の影響と、会話了解度への繰り返し妨害に対して考えられている。健康妨害に対しては、例えば一晩に数回ガイドライン値を越える程度ならばよい。

最大騒音レベルに対するより低いガイドラインの値は、35dB(A)である。この値は、いくつかのケースに於いて、経験的あるいは個人を考慮して健康被害を起こすかどうかをアセスメントするために使われるべ

きである。健康被害を考える限り、この妨害が繰り返し起こる場合に適用する。

ガイドラインとして、30dB(A)は、妨害の継続時間 T を考え、睡眠妨害、会話のマスキング、知覚される個々人の妨害に対する予防的測定として考えられている。

騒音測定は、スウェーデン規格 025263 に従って、現場の室内で行われる。

表 2 室内の健康妨害に対する等価低周波音レベルによるアセスメントのための推薦レベル

1/3 オクターブ周波数 Hz	等価音圧レベル
31. 5	56
40	49
50	43
63	41.5
80	40
100	38
125	36
160	34
200	32

上記推薦レベルは、等価低周波音レベルから知覚される妨害が健康被害を起こすかどうかをアセスメントをするときに使えるであろう。

低周波音レベルの測定は、国立検定研究所: National Testing and Research Institute, SP-INFO 1996:17, Vagledning for mat ning av ljudniva i rum vid laga frekvenser - faltprovning に 従って行わなければならない。

表3 公共への妨害に対する高音圧レベルのアセスメントのための推薦レベル

上記推薦レベルは、ディスコテック、コンサート等での、室内あるいは 室外で利用される。

7. 応用範囲

表1及び表2は、住宅における居住用の部屋に対する健康妨害に対するアセスメントのためのガイドラインあるいは推薦レベルである。居住用の部屋としては、寝室、居間を含む。台所、風呂など直接居住に使わない場合は、このカテゴリーには入らない。このレベルは、学習・健康ケアその他の福祉サービスへの基準としても使われる。またホテル、政府建物、あるいは同様の建物へも使われる。測定は窓を閉めて室内で行われる。

これらのガイドラインは、間欠的な騒音の場合は含まない。回数の多い現象においては 35dB(A)が、単発あるいは回数の少ない場合は 45dB(A)が使われる。35-45dB(A)の間で変化する騒音の場合は、ケースバイケースでアセスメントされる。

より高いレベルのガイドラインである 45dB(A)は、睡眠妨害あるいは 入眠における予防的測定で使われる。このレベルは、一日のどの時間帯 でも使われる。何回越えてもよいかは地域の状況を考慮して決められる。

固体伝播音は、低周波音成分が卓越している場合は妨害として知覚される。このタイプの騒音は、より厳しく解釈されるべきである。等価騒音レベルで、25dB(A)でも妨害が起こる。しかし、音楽による妨害に対しては地域の状況を考慮してアセスメントが考えられる。

可聴純音成分がある場合はより厳しく適用される。25dB(A)のレベルでも妨害として考えられる。可聴純音成分を含む音については、地域の状況に応じてアセスメントが行われる。

可聴純音成分を伴った音の場合には、異なる方法でアセスメントされる。おそらく、個人を意識した測定でアセスメントが行われるであろう。音圧レベルは、多分室内の位置によって大きく異なるであろう。純音のアセスメントでは、レベルが最大の位置で測定が行われるべきである。中略

連続音が妨害を起こしている場合は、多分低周波音領域の分析も必要である。低周波音を含んでいるかどうかは、一般的な指針にしたがってA特性及びC特性で行われる。この方法は、簡易的な方法であって本質的に低周波音成分を含むかどうかの判定ではない。経験のある人は、その音を聞くだけで低周波音成分があるかどうかを識別できる。もし低周波音成分があれば、1/3 オクターブ分析を行うべきである。分析によって、どれかのバンドにおいて要求される値を越えていれば、その騒音は潜在的に健康妨害を起こすと見なされる。

6. 低周波音、超低周波音、振動に関するデンマークの推奨基準

(Jorgen Jakobsen, Danish gidelines on environmental low frequency noise, infrasound and vibration, Journal of Low Frequency Noise, Vibration and Active Control, vol. 20 No. 3, pp141-148) \sharp ϑ

"Information from the Danish Environmental Protection Agency no.9/1997" (Miljostyrelsen) として、デンマークの騒音・振動・低周波音に関する推奨基準が出版された。

騒音に関しては、産業騒音については、1974年に決められたものがあった。A特性の みの利用であった。また振動については、1983年に決められたものがあったが、今回 はそれを新しくしたものである。

超低周波音について

知覚されない超低周波音は、アノイアンスはないし、健康被害もなく、問題が起こらないと考える。また、超低周波音に関しては、感覚閾値を少し超えるとすぐアノイアンスが発生し、人間を煩わしく感じさせる。純音性の超低周波音の平均最小感覚閾値は、G特性では、96dBに相当する。

20-150Hz の範囲は、超低周波音と中間周波数との遷移周波数領域と考える。 A特性は、低周波音の領域で、ラウドネスついて過剰評価になり、アノイアンスついて 過小評価になっている。

また 1-150Hz は、1つの臨界帯域内に入っていると見なすことが出来る。

推奨基準

超低周波音について許容できるレベルは感覚閾値以下でなければならない。感覚閾値の個人差が $10 \, \mathrm{dB}$ 程度であることを考慮し、超低周波音についての推奨レベル L_{pG} は、 $85 \, \mathrm{dB}$ 以下とする。

10-160Hz 間の低周波音レベルとして、A特性で測定し、 $L_{\rm pA,\,LF}$ とする。通常の騒音レベルの基準よりも、5-15dB 低い値とする。最小の推奨基準値は、 $L_{\rm pA,\,LF}=20$ dB は、 $L_{\rm pg}=85$ dB と近い値である。

推奨値	L_{pG}	$L_{pA, LF}$	通常の騒音基準		
住宅内、夕方と夜間	85dB	20dB	30dB/25dB		
住宅内、日中	85dB	25dB	30dB(日中と夕方)		
教室内、オフィス内	85dB	30dB	40dB		
職場内の他の部屋	90dB	35dB	50dB		

この限度値は、10分間の測定で得られた値と比較する。

衝撃的な音の場合は、推奨値は、5dB減じられる。

部屋の中で3点以上の測定

1点は、壁から 1-1.5m離れ、床上 1-1.5mでコーナーの近く、他の 2点は、部屋を代表する点で、壁あるいは大きな家具から 0.5m以上離れ、床上、1-1.5mの点。もし、住民がレベルの大きい点を指摘できるなら、その点を測定する。

窓は閉めて測定する。もし、住人が窓を開けた方が、低周波音が強いというならば、窓を開けた測定もする。5分以上のデータを平均する。1つの部屋内のデータはエネルギー平均をする。

[巻末資料6] 低周波音が問題とされた公害紛争事件の処理事例

総務省公害等調整委員会 報道資料 平成15年3月11日

「清瀬・新座低周波騒音被害等調停申請事件」の調停成立

標記事件について、本日開催された第3回調停期日において、当事者双方の合意が整い、 調停が成立しましたので、お知らせします。

1. 経緯

平成13年10月、埼玉県及び東京都の住民10名から、同人らの住居に隣接する土地に建設された医療施設の運営法人に対して、同施設屋上に設置された空調室外機、変電装置等から発生する低周波音を含む騒音に対して、実効的な防音対策等を求める調停申請が埼玉県知事に対してなされた。本事件は、埼玉県と東京都にまたがるいわゆる県際事件であり、同年11月に埼玉県から公害等調整委員会に送付された。

2. 事件処理の経過

公害等調整委員会では、直ちに調停委員会(調停委員長・田辺淳也)を設置し、現地調査を実施するなど調停手続を進めた。

本件は、低周波音を含む騒音の改善が要請された事件であるが、近年、本件のように住宅地域において空調室外機等から生じる低周波音等が問題となる事例は増加している。しかしながら、従来の騒音対策だけでは対応しきれない面もあり、効果的な対策の確立が求められている状況にある。

このため、調停委員会としては、低周波音に係る音響分野及び対策分野の各専門家を専門委員として委嘱するとともに、本件病院施設の設計業者、施工業者、空調室外機メーカー、空調室外機設置業者の参加の下に、低周波音を含む騒音の低減を図るための対策について、専門委員の助言を得て検討を進めてきた。

検討の過程では、調停委員会として低周波音を含む騒音測定を実施し、その周波数分析の結果から問題となる周波数成分が100ヘルツ及び50ヘルツを中心としたものであることを確認した。その上で、考えられる低減対策を幅広く検討し、必要に応じ実験等で効果を確認することにより効果的な対策を見出すことに努めた

こうした対策に係る検討結果を踏まえ、3月11日の第3回調停期日において当事者双 方の合意が整い、調停が成立した。

なお、本件では、既設置の機器の移設が建物の構造上困難という制約の下で、技術関係

者らの努力により、低周波音を含む騒音の低減対策が講じられることとなったが、およそ建物の建設に当たっては、建物設計関係者と設置機器関係者との間で事前に低周波音を含む騒音の周辺住宅地への影響を可能な限り小さくするための検討をすることが必要であり、本件調停手続を通じて、そのことの重要性が再認識された。

3. 合意された対策の概要

- (1)空調室外機について、ファンの気流の排出口の改良、ファン相互の間仕切板の設置等により、100〜ルツを中心とした騒音の低減を図る。
- (2)変電装置の排風機について、低周波成分も含めた低騒音型の機種に交換する。
- (3)空調室外機の周囲に50ヘルツ及び100ヘルツに対し音の干渉による低減効果を持つ防音壁を新たに設置する。

総務省公害等調整委員会 報道資料 平成15年3月31日

「横浜市における振動・低周波音被害責任裁定申請事件」の裁定

公害等調整委員会の裁定委員会(裁定委員長加藤和夫)は「横浜市における振動・低周 波音被害責任裁定申請事件」について、本日付けで裁定を行い、裁定書を当事者に送達 しましたので、お知らせします。

1. 当事者

申請人ら横浜市の住民(同一世帯の3名) 被申請人横浜市

2. 主文

本件裁定申請をいずれも棄却する。

3. 事案の概要

(1) 申請の趣旨

被申請人は、申請人らに対し、合計金5,000万円を支払え。

(2) 申請の理由

被申請人の運行する市営地下鉄が申請人らの店舗兼住居の真下を通過して引き起こす振動と低周波音によって、申請人らが自律神経失調症等の健康被害を受けたことを理由として、国家賠償法2条1項に基づき前記の損害賠償を求める。

4. 裁定委員会の判断(骨子)

本件地下鉄の列車通過時の測定結果から本件地下鉄の列車が通行することにより 本件建物内において、振動及び低周波音が発生していたものと認められる。 しかしながら、発生している振動レベルは、最大で47デシベル程度であり、申請 人らが振動を感知したとしても、健康影響を及ぼす程度のものとは認め難い。

また、本件建物 2 階で発生している低周波音圧レベルは、10ヘルツで62 ー63 デシベル程度であり、感覚閾値から20数デシベルも下回り、最小可聴値最低値からも10数デシベル下回っていることから、申請人らが上記の周波数領域の音を感知したと認めることは困難である。また、現時点において、感覚閾値以下の低周波音による健康影響を示す明確な知見がないことに照らすと、上記の周波数領域の低周波音により申請人らが心理的、生理的影響を受けたと認めることはできない。

以上のとおり、本件地下鉄の列車の通過によって本件建物内に発生する振動、低周 波音と申請人らの健康不調との間に因果関係を認めることはできない。よって、そ の余の点を判断するまでもなく、申請人らの申請は理由がない。

5. 事件処理の経過

公害等調整委員会は、平成13年12月27日、本件申請を受け付けた後、直ちに 裁定委員会を設け、申請人及び参考人の尋問を行い、平成15年1月28日の第9 回審問期日をもって終結した。

なお、公害等調整委員会では、今般「低周波音の健康影響に係る文献評価調査」を 実施し、低周波音の健康影響に関する国内外の医学文献等を検索し、その評価を取 りまとめた上、これを本件の証拠とするという徹底した証拠調べを行ったものであ り、この点に本件手続の特色がある。